

平成29年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

平成29年 6月4日 開会

平成29年 6月6日 散会

大多喜町議会

平成29年第1回大多喜町議会定例会6月議会会議録目次

第1号（6月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号の上程、説明	8
報告第3号の上程、説明	8
報告第4号の上程、説明	11
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
一般質問	16
吉野 僖 一 君	16
山 田 久 子 君	23
吉 野 一 男 君	33
野 中 眞 弓 君	43
根 本 年 生 君	52
志 関 武良夫 君	59
麻 生 剛 君	64
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
日程の追加	74
発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	75

散会の宣告	78
-------	----

第 2 号 (6月6日)

出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定による出席説明者	79
本会議に職務のため出席した者の職氏名	79
議事日程	79
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
一般質問	84
志 関 武良夫 君	85
山 田 久 子 君	91
野 中 眞 弓 君	98
吉 野 僖 一 君	105
吉 野 一 男 君	112
根 本 年 生 君	119
渡 辺 善 男 君	129
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
休会について	158
散会の宣告	159
署名議員	161

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成29年6月4日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉野正展 書記 金杉孝枝

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認について
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 10 請願第 2 号 「国における平成 30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 国における平成 30 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、平成29年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。

また、本日は本来なら休日であります。町長を初め町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日、日曜議会が開催されることを心から感謝申し上げる次第でございます。

また、きょうは傍聴の皆様には、大多喜町議会によろこおいでくださいました。心から歓迎するところでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月4日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成29年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成29年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまことにありがとうございます。

行政報告につきましては3月会議以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、年度が切りかわり2カ月余りが経過したところでございますが、いろいろな事業がスタートしてまいりました。

まず、横山地先でラン栽培をスタートしましたグラブーケ大多喜では、今月から市場への出荷が始まります。1期事業が完成する8月ごろには、日本最大のラン生産地になります。

また、5月30日には、古民家を活用した観光まちづくりシンポジウムが大多喜町で開催さ

れ、関係者510名が来町されました。古民家の利活用による地域活性化が、大多喜町を中心として広域的に推進されることを期待しているところであります。

旧老川小学校では、良品計画と5月8日に賃貸借契約を締結し、旧老川小学校を活用した地域の活性化を一層推進いたします。

また、小田代地先で事業が進められていました木材チップ加工施設バイオマス・ホフ大多喜の事業も開始されました。

薬草園跡地の利活用では、11月ごろオープンを目指し、蒸留酒を製造する申請手続や改修計画が進められているところであります。

今後、これらの事業が十分な成果を上げられるよう、議員各位のご理解のもと、町として可能な限り事業の推進に協力してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の格別なご支援をお願いするものでございます。

本日はこの後、報告案件が4件、承認案件が2件、6日は、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案件のほか、条例の一部改正、損害賠償、補正予算など5件の議案審議が予定されており、そのほか本日と6日の2日間にわたり一般質問が行われるわけですが、各会議事件につきまして十分ご審議いただき、承認、可決賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月25日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が、千葉県自治会館で開催されました。役員改選のほかに、各町村から国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめておりました。

本町からは、有害鳥獣被害防止対策及びヤマビル対策への支援について。人口減少地域における県立高等学校の存続について要望しておりましたが、原案のとおり採択され、国県に要望することとなりました。

次に、監査委員から、3月24日、4月27日及び5月24日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に基づきまして、有限会社たけゆらの里おたきの経営状況を説明する

書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしますのでご了承願います。

次に、3月21日、平成29年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、3番渡辺善男君から報告願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、去る3月21日の国保国吉病院組合議会の定例会の様様について報告をさせていただきます。

去る3月21日午後2時より、いすみ医療センター会議室において、平成29年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されまして、本町からは志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、主な内容は、選挙2件、議案4件が付議されました。

選挙2件の内容は、議長並びに副議長の選挙でしたが、選考委員3名による指名推選の方法により候補者を選び、承認を得る方法を採用することとなり、結果、議長には、本町の志関武良夫議員が選任され、直ちに就任いたしました。

続いて、副議長の選考が行われ、いすみ市議会議員の石川光男氏が選任され、就任いたしました。

議案4件の内容は、国保国吉病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び国保国吉病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定ほか、給与や手当に関する条例の一部を改正する条例の制定2件と、平成29年度国保国吉病院組合病院事業会計予算の審議でしたが、いずれの議案も全員賛成で、原案どおり可決されました。

予算書の概要につきましては、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

平成29年度国保国吉病院組合病院事業会計予算の総額は、収益的収入及び支出が、それぞれ32億7,366万3,000円で、資本的収入及び支出が、それぞれ1億5,396万4,000円で可決いたしました。

資本的支出の内訳には、医療機器購入費で5,021万7,000円、訪問用車両3台の購入費300万円が計上されております。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。

主な内容は、慢性的な看護師不足、これが地域全体の問題となっている。平成29年3月から病床を減らして対応している。この状態を1年間見込んでいるとのことでした。看護師確保の手段として、宿舍の整備も必要になるという見込みをしているそうです。

医師派遣に加え看護師確保においても、亀田総合病院との連携を図っていく。経営面では、今後、80歳以上の入院患者のリハビリが重要となってくる。訪問看護室の充実、ステーション化、スピード感を持って対応するなどが病院長からの説明でございました。

その後、事務局より、平成29年3月策定の新公立病院改革プランについて報告説明がありました。

このプランでは、地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割として、1、病床の一部を地域包括ケア病床に転換し、夷隅地域の医療ニーズに対応する。2、新たに回復期病床を整備し、患者の状態に応じた適切な環境を提供する。3、平成29年度に訪問看護ステーションを立ち上げ、高齢者等交通弱者の多い当地域へのさらなる貢献を目指すことが掲げられております。

また、当初の予定よりおこなっていますが、地域の中核病院としての持続的経営の確保に向け、平成31年度に地方独立行政法人へ移行することも目指されております。

一方、財政面では、一般会計負担の考え方として、一時的に移行経費は生じますが、その後、移行のメリットを生かし、繰入金の削除や地方交付税水準までの適正化を進めるとのことでした。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、6月会議につきましては、審議期間は本日と6日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 吉野 僖一 君

6番 麻生 剛 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第1号の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書、表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの住民基本台帳ネットワークシステム事業は、地方公共団体情報システム機構での個人番号カードの発行に係るもので、翌年度繰越額は77万2,000円、未収入特定財源の国県支出金は個人番号カード交付費補助金でございます。

次の経済対策臨時福祉給付金事業は、経済対策分として国の補正予算で実施するもので、翌年度繰越額は1,204万8,000円、未収入特定財源の国県支出金は、経済対策臨時福祉給付金に係る事業費補助金1,020万円と、事務費補助金184万8,000円でございます。

次の上水道出資事業は、南房総広域水道企業団に係る一般会計出資金のうち、浄水場の非常用発電設備整備事業分で、翌年度繰越額は1,035万5,000円、未収入特定財源の地方債は上水道出資債でございます。

次の、国土調査事業の翌年度繰越額は2,079万円、未収入特定財源の国県支出金1,559万2,000円は、国土調査費県負担金でございます。

次の住宅建設事業は横山住宅建設工事で、翌年度繰越額は6,704万7,000円でございます。

次の道路橋梁災害復旧事業は、平成28年9月22日の豪雨により道路のり面が決壊した町道老津線の災害復旧事業で、翌年度繰越額は2,898万1,000円、未収入特定財源の国県支出金1,730万4,000円は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債910万円は、公共土木施設災害復旧事業債でございます。

以上で、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第1号 繰越明許費繰越計算書について終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第3、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、平成28年度大多喜町一般会計予算において別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道改良事業、支出負担行為額884万4,120円、支出未済額632万4,120円、翌年度繰越額632万5,000円、財源は一般財源でございます。

この事故繰越しは、町道泉水住宅線道路排水整備工事において、施工箇所が狭く、宅内からの排水管接続に時間を要したため工事におくれが生じ、年度内に完了しませんでしたので、翌年度に繰越しをさせていただいたものでございます。

以上で報告第2号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、報告第3号につきましてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の

規定によりこれを報告する。

次のページをお願いいたします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成29年3月31日専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

主な内容といたしましては、本町の関係するところでは、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2カ年延長する改正が主なものでございます。

10ページになります。

それでは、本文に入らせていただきますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと思っております。

大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第33条第4項中以下につきましては、上場株式等の特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能になることを規定したものです。

続きまして、11ページ中段になりますけれども、第34条の9第1項中以下につきましては、第33条の改正に伴う文言等の改正になります。

その下の第48条第1項中と第50条第1項中につきましては、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間の規定の整備についての文言の改正になります。

12ページに入ります。

12ページ、第68条第8項中以下につきましては、震災等により滅失した償却資産の代替償却資産に対し、固定資産税の課税標準額を減額する特例の規定になります。

次の第61条の2第1項、第2項、第3項につきましては、固定資産税の課税標準の特例の割合について規定したものです。

わがまち特例については既に規定されていますけれども、保育の受け皿整備の促進のため、新たに家庭的保育事業等の整備について規定するものです。

第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業が該当になるという規定になります。

第63条の2につきましては、60メートル以上の超高層マンション等の居住用高層建築物の区分所有の税額案分の方法を規定したものです。

第63条の3から次のページの第74条の2以下につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合の震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いにするための規定及び震災住宅用地の申告についての整備になります。

続きまして、附則第8条第1項中以下ですけれども、肉用牛の販売による事業所得課税の特例期間を3年間延長するものです。

附則第10条、附則第10条の2第7項中以下につきましては、対象条文が改正されたことにより、読みかえ規定、条ずれの整備になります。

次の14ページになりますけれども、附則第10条の3第2項中以下につきましては、地方税法の附則の条がずれることに伴う町条例の改正及び耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対して、固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定したものです。

次の15ページになりますけれども、附則第16条第3項中以下につきましては、こちらは大多喜町のほうにも該当するものになりますけれども、軽自動車税のグリーン化特例、取得した年度の翌年度の軽自動車税を減額する制度になりますけれども、そちらを平成29年度取得車両及び平成30年度取得車両にも適用することを定めたものになります。

次のページになりますけれども、16ページの中段になりますけれども、附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定の整備になります。

17ページになりますけれども、附則第16条の3第2項につきましては、第33条第4項が改正されたことによる附則の改正になります。

次の附則第17条の2第1項中以下になりますけれども、優良住宅等の造成のために、土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得課税について、3年間延長することを規定したものです。

続きまして、附則第20条の2第4項中以下になりますけれども、海外金融機関に係る利子及び海外株式の配当に係る特例適用配当に係る所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能となることを規定したものになります。

続きまして18ページになりますけれども、附則第20条の3第4項中以下につきましては、条約適用利子及び条約適用配当に係る所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能になることを規定したものです。

附則第20条の3第6項中以下につきましては、先ほどの附則第20条の3第4項の条約適用利子及び条約適用配当に係る所得についての文言の改正になります。

あと、18ページ下段の附則以降につきましては、施行期日及び町民税、固定資産税、軽自

自動車税についての経過措置について規定したものです。

以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第3号 専決処分の報告について終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお願いします。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成29年3月31日専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準についての拡充でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第2号中26万5,000円を27万円に改め、同条第3号中48万円を49万円に改める。第23条第2号につきましては、5割軽減の対象となる判定所得の基準額を、被保険者1人当たり26万5,000円から27万円に引き上げ、第3号では2割軽減の対象となる判定所得の基準額を被保険者数1人当たり48万円を49万円にそれぞれ改めるものでございます。

附則としまして、施行期日、適用区分について規定しております。第1条では、この条例は、平成29年4月1日から施行すること、第2条では、平成28年度分までの国民健康保険税

については、従前の例によることを規定したものでございます。

以上で大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

議員の皆様申し上げます。

議案書のほかに議案審議資料が配付されておりますが、この資料はあくまでも参考資料として配付されているものですので、質疑の際は議案書により質疑されるようお願い申し上げます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをお願いします。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する必要が生じたため、平成29年3月31日専決処分いたしましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容としましては、本条例の適用を受ける事業について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。5条中「情報通

信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第1条では、大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の適用を受ける事業について、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加するものです。

第5条につきましても、第1条と同様に、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加するものです。

附則以下につきましては、施行期日、経過措置について規定したもので、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に設備を新設又は増設した者に適用し、施行日以前のものについては従前のおりとするものです。

以上で大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 承認第2号の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

議案説明に入る前に、この条例の専決処分理由の説明をさせていただきます。

平成29年第1回議会定例会3月会議において、大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例を可決いただきました。子育て支援課で所管する業務のうち、保育園に関する業務と学童保育に関する業務を教育委員会が補助執行する内容でございます。

この改正に伴い、保育園関係職員27人は、町長事務部局から教育委員会事務部局の職員に異動になりますが、大多喜町職員定数条例では、町長事務部局の職員157人、教育委員会の事務部局の職員30人とそれぞれ上限数を定めており、教育委員会の職員が超過してしまいますので、その改正を行う必要が生じたところでございます。

議会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3条の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

次のページをお開きください。

大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年4月1日専決。

大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例。

大多喜町職員定数条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表町長の事務部局の職員の項中「157人」を「130人」に改め、同表教育委員会の事務部局の職員の項中「30人」を「57人」に改める。保育園関係職員27人分の増減でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この件につきましては、せんだっての全員協議会で詳しいことはお聞きしました。その中で、ちょっとその後気になったことがあったものですから申しわけございません。

せんだっての全員協議会の中で、山田議員のほうから、やむを得ない事情で専決処分することもあるでしょうと、申し合わせ事項以外ですね。それはそれとして、そういった案件があったときには、議会の長である議長さんのほうにそれなりの報告をして、それで専決処分をする必要があるのではないかという質問があったことについて、的確な答弁がなされていないものと個人的に思っております。

ですから、そういった際は、議長さんのほうに報告だけでも、相談という形でも一回していただいて、それで専決処分すると、そういった方法がいいのではなからうかと私は思っています。

ですから、そういった必要がないと考えるのか、あくまでもそれは議会との申し合わせとかいろんな法令に基づいて、この部分は専決処分してもいい案件なんだけれども、それは必要ないから独自でやるものなのか、その辺の考え方を本当は報告すべきだったんだけれども、ちょっと報告するのを怠ってしまったのか、それとも最初からそういったつもりはなかったのかという明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この179条の長の専決処分につきましては、実例といたしましては長の裁量によって決定すべきであるというふうに決められておりますけれども、ただいまのご質問のとおり、議会のほうにも議長さんにご報告をさせていただくような形をとっていきたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

なお、10時50分から再開しますのでよろしく願います。

(午前10時42分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。

◇吉野 僖一君

○議長(野村賢一君) 初めに、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

トップバッターということで、考えてみますと今どきどきしております。

中学校のときの野球のトップバッターというか、そこで1球目2塁打を打って西畑中学校、当時郡大会で優勝した思いが今ちょっと脳裡をかすめております。

そういうことで一般質問をさせていただきます。

通告どおり、房総さとやまGOの今後の対応についてお伺いいたします。

去る3月議会で、平成29年度予算書の中で、観光費、観光推進広域連携事業500万が計上されておりました。この計画は、昨年9月12日、市原市役所において共同記者会見を開き、市原市と君津市の連携による新たな観光ルートの開拓に向けて、小湊鉄道養老溪谷駅とJR

久留里線を結ぶ広域バス、房総さとやまGOの実証運行を始めると発表しました。

今回の実証運行に伴い、市原市と君津市では、さまざまな関連観光の観光事業を開催し、おもてなしに努め、今後の地方創生の契機にしたいと考えているということです。

この案件について、この春にも、第2回目の春のルート後に終了しておりますが、5月14日に終了しておりますが、今後このような事業を実施した場合、秋の紅葉シーズンに、我が大多喜町の観光の一番のポイントであります栗又の滝まで延長する考えはあるかないかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 房総さとやまGOのルートについてということで、企画課のほうからお答えさせていただきます。

昨年度から、市原市、君津市の広域連携による観光振興事業が、房総さとやまGOということで実施されましたが、その内容につきまして若干説明させていただきますと、具体的な実施事業といたしましては、市原市の養老溪谷駅から君津市の上総亀山駅を通り久留里駅を結ぶ、全長25キロのバス路線を試験的に運行したということです。

実施日につきましては、昨年9月22日から12月11日の土日祝日に運行し、1日4便で28日間運行し、その乗車実績というのが1,019人とのことでした。

今年度春には、4月8日から5月14日の土日祝日に実施され、ルートについては養老溪谷駅から亀山駅、清水溪流広場、これは濃溝の滝ということですね、までのコースと聞いております。

また、さとやまGOの運行のほかには、市原市では養老溪谷駅のリノベーション、これは駅前広場の植樹をして自然風景に取り戻すというような取り組みだそうです。君津市では、久留里前商人宿、これは久留里駅前の旧旅館を活用し、商人宿に見立てた宿の軒先で日替わり店舗を出店し、和菓子づくりや手づくり甲冑の試着体験などを提供したということがございます。

今年度から、大多喜町もこの連携に加わった広域連携事業を実施してまいるわけですが、先月29日に担当者会議が開催されましたが、現段階では具体的な内容の検討がなされておられません。今後の房総さとやまGOのルート検討の具体的な段階になりましたら、大多喜町といたしましても、ぜひともルートに取り入れていただけるような提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 課長さんが新しくかわって、こういう質問でまことに申しわけないんですけども、よく調べてあった、よく答弁はできておると思うんですが、去年の秋とことしの春と実験的にやったんですが、これが片道、行って帰ってくるということなんですね。初めはだから養老溪谷から、老川の十字路からすぐ右に曲がっちゃって、黄和田から亀山、亀山湖、久留里と。久留里からまた同じ道を帰ってきて溪谷駅ということですよ。

この春は、逆に養老溪谷駅から月崎へ出て久留里へ行って亀山湖それから濃溝の滝ですか、それを行って同じ道を帰ってくるということですよ、それは間違いないですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） そのとおりだと承知しています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） それでは、たまたまこの3月議会で500万町から支援する、去年も出していたと思うんですが、せつかく町の予算をつぎ込むのであれば、やはりこれをもともと前から私も房総横断鉄道、中房総観光推進ネットワーク、4市6町ですか、そういうことで今まで一般質問してきて、地域活性化、ふるさと創生ということで一般質問、過去に質問してきたんですが、できれば連携を密にして、トップダウンというか町長さんも市原市と君津市さんのほうとトップ会談で、できれば中野駅、いすみ鉄道、小湊鉄道、久留里線とですね、やはり連携してこの地域開発やれば一番いいと思うんです。

この質問に当たりまして、前段に課長さんと相談しましたら、栗又の滝はいいんですが道が狭い、観光シーズンになると渋滞になるということで、その辺がちょっと危惧されているというふうに言われたんですが、その辺はやはりそういうものをやることによって、県国の補助金で道路整備とつながると思うんでね、一番のメイン、私もそういう養老溪谷の道路の問題は過去にも一般質問でやってありますし、そういう一つの観光を通じてそういう道路整備も絡めてやれば一番いいと思うし、できればだから、どうしても中野駅、昨年から地元の人たちと町の予算で629万6,400円ですか、小さな拠点づくりでやってきまして、そういう人たちの思いもあるし、小さな拠点、中野駅をそういう観光の拠点にして、いすみ鉄道、小湊鉄道、久留里線とリンクして、ぐるっと回るようなコース、それについて要望とか審議会ですか、第1回の5月29日の会議でそういう話はされたんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、今回の担当者会議の

中ではそこまで詰めた話はまだされておりませんので、今後いろいろ各市町でいろいろな案を持ち合った中で決めていくような形になってくると思います。

以上です。

○5番（吉野儂一君） まだそういう詰めた話はしていないということですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） まだこれからになります。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儂一君。

○5番（吉野儂一君） ことしの秋のシーズンにこのままだとちょっと間に合わないんじゃないかというのですごく心配しているんですけども、できればやはりこういうことはいいことなので、お医者さんと同じで痛いところを言わないとやっぱりうまく治療できないんですよ。行政というのは、やはりこういう皆さんの意見を大事にして、せっかく中野の駅の小さな拠点づくり、それを生かすには、こういう連携、他町との連携、房総横断鉄道、中房総観光推進ネットワークという、そういう今までの伝統があるので、やはりこれは町長さんが先頭に立って、大多喜町の観光、課長さんがかわったばかりでそれもあろうかと思うんですが、このコースに関して動画でもう出ているんですよ、配信されて。せっかくこうやって世界中にフェイスブックで出ているんですよ。そういう宣伝効果もあるので、せっかくこの町の予算を使ってやるのであれば、やはり中野駅を拠点にして老川の十字路から養老の滝を見て、ぐるっと亀山ダム、濃溝の滝、また久留里の城下町、そういうところ。

久留里の駅も前ロータリーになっていて、たまたま駅長さんが我が大多喜町の紙敷の君塚さんという方が駅長さんなんですよね。今回のこの去年の秋と春のあれでちょっと気になることが、せっかくやってくれたんだけど、この周遊コースもバスが発車した2分後に列車が来る、何かその辺の役員会のあれがうまくいっていないので、それは駅長さんだったらやはりすぐそれは言って、それに合わせたほうがいよと言ったんですけども、そういうもろもろも聞いていますので、やはりせっかくこうやってやるのであれば、町の予算、まして大分バス代も出していますし、小湊さんも地元の営業所があるし、そういう動画なんかを見てもガイドさんつきで、ただ料金もすごく安いんですよ、たしか300円ですかね、子供が200円。その辺どうですか。お願いします、料金は。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 申しわけありません、料金についてはちょっと把握していないんですけども。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 料金は出ていました。大人が300円、子供が150円ということなんです。

だからすごく安いと思うんですよね。これは500円でもいいと思うし、その辺を加味して、一番の観光のスポット、今そういう養老の滝と小沢又の葛藤のトンネルですか、あれがやっぱりフェイスブックですごく今、濃溝の滝もフェイスブックですごく有名になった経緯があるので、その辺もうまく観光資源を生かして、また、中野駅もいすみ鉄道もせっかくレストラン列車とかなんとかといろいろやっていますし、小湊鉄道も牛久からこれも溪谷駅どまりなんですよねトロッコ。これもすごい人気なんですよね。これもだから中野駅まで来てもらえば、そういう観光ルートというかすごくなるし。

驚いたことは、ことしの1月から3月まで県のホームページのトップページに、早春の観光キャンペーンで「イチゴ狩りといすみ鉄道」、このせいか知らないけれども、10時半ぐらいの中野駅がこういう感じなんですよ。昔の、私なんか学校へ通った時分のあれがすごい、小湊鉄道もいすみ鉄道も満車なんですよね。すごい人気だったんですよ。

だから、こういう観光ルートに乗らないと、やはりせっかく500万出すのであれば、私の言っていることわかりますかね。中野駅を何とかしてもらいたいですよ。あそこを初め更地にされて、いけなくて小湊の本社に行ったら、テントを張らせてくれと言ったらテントじゃ危ないからということで、たまたま湯倉の本当はコミュニティーを中野駅につくるあれでいったんだけでも、ちょっといろいろな事情で潰されちゃって、中野駅、コミュニティーはできちゃえば中野もそんなに悪くないなと思ったんだけどね。

でも、神様っているんですよね。たまたま小湊の本社へ行った後、千葉日報に鶴原の駅舎が枕木で駅舎をつくったと。そういうニュースが出たので、ああいうふうなログハウス風の駅舎が鶴原の駅、枕木でつくったというのが出たので、それを言ったら町が、宍倉町長のときですね、じゃ、それをということで、今の中野駅の生まれ方はそういう感じで生まれたんですよね。それが今人気になって、映画のロケーションとかいろいろああいうふうな形になったんですけれども、もう年数も大分たってきましたし、今後の小さな拠点ということであれば、もう少し町長さんの言う「知恵ある者は知恵を出せ。知恵がない者は汗をかけ。知恵も汗もないのは去れ」という家訓があるそうですから、そういうことで一般質問を今やっているんですよね。一方的で申しわけないんですけども、これをやらないと本当に今、中野駅、中野近辺、地域が本当に後継者がいなくなっちゃったんですよ、はっきり言って。

だからこれはやり方なんですよね、本当にすごいんですよ、人がいっぱい来て。これはや

っぱり観光政策というやり方だと思うんですね。だからこういう小湊鉄道、いすみ鉄道、久留里線とうまくリンクして観光ルートにのれば、もうフェイスブックの時代で、濃溝の滝だってただフェイスブックに出ただけであれだけの人が来ちゃう。だから養老の滝だってある意味それをやって、またそういう道路整備も絡めてやれば、国県も補助金出してくれる。

たまたま小高県議が去年の春の県議会で、溪谷から上野までのあれは県道なんですけれども、会所からずっと栗又を通過して、栗又の滝もそうなんです、あそこ全部県道なんです。それ一般質問でやったんでタイミングはいいんですよ。だから地元、今度渡辺君も地方議員になって、地元の区長さん初め開発協議会、観光協会とか、いろいろ連名でもって県議を立てて県のほうへ要望書を出してくれれば、こういう政策もうまくリンクすると思うんですよ。

だから一応、せっかく町の予算を使うのであれば、できればそういう会議にやはりトップダウンというか町長さんも一緒に行って、これは去年の初めのときの君津市長と市原市長と小湊の社長との三者会談のやつが出ていますよね。巡回バスもガイドさんつきなんですよ。だからこういう観光ルート、うまくリンクすればもっと活性化になると思うし。

昔は中野から小湊へ行くバスもあったし、中野から亀山まで行く定期バスがあったんですよ。だけれどもそれは利用者が少ないから結局没になっちゃったんだけど、今になると道路もよくなったし、これがいいチャンスだと思うんですよ。それはやはり中房総観光推進ネットワーク、そういう房総横断鉄道と、一所懸命ほかの市町村でも、夢の房総横断鉄道ということでやっているんですよ。だからそういうことを町長さんを初め職員の皆さん、関係議員の皆さん、やっぱりチームワークで物事に当たらないと、そうすればうまく観光から道路整備からうまくリンクできると思うんです。それやらないと、やっぱり痛いところを言わなければそのままなんですよ。痛いところを前面に出せば県も国も動いてくれると思うし……

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君に申し上げます。

何か少しずつずれてきているんですけども。本題に。

○5番（吉野僖一君） わかりました。

そういうことで、できましたら会議、今後いつやる予定かちょっとお伺いしたいんです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 次期の会議の期日まではまだ明確にはなっておりませんが、先ほど言われたように、早くしないと秋の紅葉時期に間に合わなくなってしまう、まさにそのとおりだと思います。

今回のこの広域連携事業につきましては、国の地方創生交付金のほうを利用した事業となっております。今現在、2市1町で交付金の申請をしているところなんですけれども、現段階でまだ国のほうの承認がおりておりませんので、そういった関係もございまして、具体的な取り組みというのがまだできていないというのが現状のところでございます。

各市町で、担当者レベルといたしましては、事前にいろんな案は練っていて、そういった国の承認が出た時点ですぐに対応できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 大分話が大きくなってすみませんでした。地元の思いでの発言、許してください。

それで、動画も出ているし、こうやって小湊鉄道も久留里線も地元の市長さんも一所懸命そういう地域開発ということでやっていますので、ここはいすみ鉄道もあるし、大多喜、上総中野駅は始発駅ということで、できれば町長さんもそこに参加して、確かに町長さんもムサコノタケのこまつりとか、やっぱりトップダウン、議長さんも何か荒川のほうのあれにも行ってくれたし、そういうトップセールスでやっていますので、できればこういう身近なあれもトップセールスで、やはり各市町さんとよく相談して、国県の補助金をもらうこともあるだろうし、道路整備もすごく幅が広いと思うんですよね。できればそういうことでやってほしい。

とにかく養老溪谷。秋の紅葉シーズンは、養老溪谷は栗又の滝、やっぱり一番見せてあげたいということで。たまたまこの時期、水が足りなくてちょろちょろしか流れていないということなので、その辺はちょっとこのあれにはあれかもしれないけれども、栗又の滝もできれば奥入瀬とかああいうところのあれを見ると、夜は水をとめてためておいて、観光の日の中だけ水を流すとかね、そういう奥入瀬溪谷もそういうふうな対策をとっているんですよね。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君に申し上げます。

今の問題、通告にありませんので、後から担当課から説明させますので。

○5番（吉野僖一君） まことに申しわけないです。ご指摘のとおりでございます。

だから、そういうことも含めて地域開発、こういう一つのことに対してせっかく皆さんが関心を持っているので、できましたらさとやまGOの今後の、うまくこれを活用してやっていただきたいと思うんです。

昨年、君塚さんが第3回、3月14日か、久留里の上総地域交流センターで講演、講師で恭

夫さんが地域創生を通じた政策展開ということで発表されたということなんですけれども、その辺もありますし、今後の新ルート、できれば秋の観光シーズンに向けてやっていただきたい。

課長さん、どうですかね、今私が言ったこと、大体思いがわかりますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 吉野議員の言いたいことは大体承知いたしましたので、そういった考え方に少しでも近づけるように、今後進めていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 次回のその会議というのはまだわからないですか。その辺はやっぱり言わないとだめな……

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現時点では決まっておきませんので、また決まりましたら吉野議員さんのほうにもまた連絡いたしますので、そのときまでちょっとお待ちいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 時間が来ましたので。

本当に地元を思う思いでちょっと脱線しちゃうのをお許してください。

そういうことで、町長さんも中野の生まれでございます。私の思いは重々わかっていると思うので、その辺はトップ会談でできるだけ仲間に入れてもらって、せっかくお金出すんだから、いいほうにやっていただければ。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

ご苦労さまでした。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックが、東京都と千葉県等で開催が

されることが決まりましたことから、オリンピックを契機とした大多喜町の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

初めに、東京オリンピック・パラリンピック開催を、本町ではどのように捉え位置づけておられるのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 東京オリンピック・パラリンピック開催を町がどのように捉え、位置づけて考えているのかとの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

オリンピック・パラリンピック競技は、世界最大のスポーツの祭典であり、2020年のオリンピック・パラリンピックが東京を中心に開催されることは、とても明るい話題でありまして、本町にとってもとても意義深いイベントの開催であると認識しております。

現時点では、大会の概要や運営面の詳細など明確になっておりませんので、まずは情報収集に努め、単に世界レベルのスポーツ競技を間近で楽しめる機会として捉えるだけではなく、町の生涯スポーツの推進のほか、集客に伴う地域経済の活性化、また、大多喜の魅力を広く発信していくよい機会ではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。私も本当にそのように捉えているところでございます。

その中で、次の質問に移るわけでございますけれども、海外の国のキャンプ地としての働きを、大多喜町はしていращやるのかどうかということでお伺いをしたいと思います。

最近では、千葉日報等にも、千葉県内の開催地の情報とともに、キャンプ地を誘致されている自治体さんなども載ったものが見受けられるようになっておりますけれども、本町では、メキシコ・クエルナバカ市と姉妹都市を結んでおります。毎年お城まつりには、メキシコの大使や大使館職員の皆様にもお見えいただいているところでございます。キャンプ地としてメキシコの方に本町をご利用いただくことはできないかと考えるわけでございますけれども、町はこのような考えをお持ちでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 本町と交流のありますメキシコへのキャンプ地としての働きかけについての質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連しまして、千葉県内で開催される競技は、

幕張メッセで7競技、一宮町で1競技開催されることが決定しております。また、千葉県内のキャンプ予定地として、千葉市など11市が内定している状況でございます。

さて、本町と交流のありますメキシコへの働きかけについての質問でございますが、いまだ各国の出場競技などに関しては決定していない段階でありまして、さらに誘致した場合の施設の問題、また、予算の関係など不透明な部分が多い状況ではありますが、現在、町で保有しております施設で対応が可能でありますれば、世界レベルの選手や技術に直接的に、またもしくは間接的に接する機会が生まれる可能性がありますので、先ほど議員おっしゃいましたように、お城まつりなどの効果的な時期を捉えまして、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私も課長が今おっしゃられたように、大多喜町には大変すぐれた施設があるのではないかと考えております。

その施設の中で、一つはB&Gの施設なんですけれども、こちらの体育館、それからまた野球場に関しては、今も非常に近隣の野球関係者の方から、宿泊を兼ねて多く利用していただいているところではないかと思えます。こういった施設を、例えば野球場、また充実、それからB&Gの体育館に関しては観客席がないんですね。こういった観客席の整備等を、このオリンピックを契機に整備をしていただく。また、本町には、学校の開いている体育館等もございます。そういったところも整備をしていただきながら施設充実を図っていただき、町外の方の利用者の増につなげていただき、町民の皆様の運動やスポーツの契機にも広げていただくとともに、オリンピックが終わった後の収益を上げるような施設に結ぶことができないかと思うわけでございます。

その中で、やはり海外の方を誘致していただくという中で、メキシコの方というのはふだんから大多喜町に大変深く交流していただいておりますので、そういった中で大多喜町として使っていただけるもの、こういったものがあるのか、そういったお話し合いというのものも、しっかりとメキシコの方としていただくことが、相談をしていただくことができればよろしいのではないかと思っているんですけれども、現在の段階で、メキシコ関係者の方とそういったご協議というのはされているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 現在の段階では、まだそこまでの詰めたお話はしておりません。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 先ほど課長からもございましたけれども、既に県内のキャンプ地の予定地というのはほぼ決まっているところもございます。逆に、これから競技種目によってそれぞれどこへキャンプ地を持っていくかというふうなお考えのところもあると思うんですね。やはり、こちらから積極的に動いて話をしてみるということが必要ではないかと思うんですけれども、お話をしてお相談という形での働きかけをしてみるお考えはございませんでしょうか。メキシコ大使館の方、メキシコの関係者にとということですね。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 先ほどの答弁の中でお答えさせていただきましたが、お城まつり等の交流事業等のときにその辺の働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） お城まつりの交流事業のときでもいいんですけれども、それとちょっと事業とは別だと思うんですね、メキシコまつりはやはりメキシコまつりとして、国際交流協会の方が進めていただいているものでございますので、この誘致事業はまた違う関係の中で働きかけをしていただくということも、当然、交流協会の方のお力をかりるということは前提でございますけれども、やはりそういう取り組みが必要ではないのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 議員のおっしゃるように、また変わった立場から働きかけのほうをしてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

それと、本町には羽田空港を経由する高速バスが運行しています。羽田空港を運行経路としている国、例えば近隣のアジアの国などのキャンプ地誘致への働きかけは検討できないものかと考えますけれども、町の見解を伺います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 羽田空港に運行便のある国への働きかけという質問でございますが、現在インターネットで調べたところ、羽田空港の国際線は、アメリカのほか、中国、韓国、台湾などアジアの国々を含みます35の都市との就航があるようでございます。アジア諸国との就航もございますが、これまで交流のない国については交渉の窓口が確立されてお

りませんので、キャンプ地としての働きかけは難しいと思われませんが、台湾については今後も交流が予定されておりますので、効果的な時期に働きかけができればというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひお願いしたいと思います。台湾に関しましては、県内でもほかの行政区でもキャンプ地として決まっているところもあるようでございますけれども、本町でも今進めていただいておりますラン栽培なども含めまして、このところ台湾との協力関係もできているようでございますので、何か一つでも結構ですので、また大多喜町と深い関係を持っていただけるようなものになっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、日本及び海外の観光客誘客のために、観光地整備、観光情報整備についてお伺いをさせていただきます。

爆買の鎮静化やゴールデンルートでの消費の限界もささやかれています。今後は、大都市から自然風景や文化財、郷土食などの観光資源が豊富に眠る地方への誘客が課題と言われております。

本町はお城と溪谷の町です。そして、歴史と文化の町でもあります。東京オリンピック・パラリンピックを契機に、この部分をより観光に生かしていくことはできないかと考えます。具体的には、大多喜町文化財審議委員など、町の歴史と文化に詳しい皆様のお力をおかりしながら、新しい具体的な観光ルートを作成してはどうかと考えます。歴史あるお寺や民話、古民家なども含め、今訪れていただいているところ以外の観光場所、観光ルートの町内全域を捉えたものの策定でございます。

また、車でのルートだけでなく、公共機関を使用した場合や、徒歩での目線に配慮したモデルコースの作成、案内表示が必要だと思います。本町を初めて訪れた方々が、コースどおりにそのまま回れるように乗車する交通機関や、乗り継ぎの時刻、所要時間がわかるものです。観光業者さんのお力もおかりしながら、日本の各地や海外旅行会社にも周知できないものかと考えております。

また、Wi-Fi設備の設備箇所をより充実させ、観光マップに設備のあるところを載せるとともに、そこに観光客を誘引し、滞在箇所となり、少しでも多くの時間をとどまっただくことができると、また経済効果にもつながっていくのではないかと考えるところでございますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、山田議員様のご質問に、産業振興課よりお答えさせていただきます。

大多喜町町内にございます、海外観光客に向けました観光地整備といたしまして、現在大多喜町の町内にございます観光本陣、商い資料館等の施設の説明看板等でございますけれども、この部分につきましては、多言語の表記がまだ進んでいないという状況でございます。であります、昨年、平成28年度でございますけれども、中野の駅前の観光案内看板、こちらのほうを、千葉県観光地魅力アップ整備事業、県の単独事業でございますけれども、日本語と英語の表記といたしまして、更新をさせていただいたところでございます。また、案内看板等につきまして、補助事業を有効的に使いまして、更新並びに周辺等ですね、これを行ってまいりたいというふうにございます。

また、ご質問のございました歴史、文化遺産でございますけれども、ご指摘のとおり大多喜町につきましては大多喜城、さらには城下の町並み、自然というところが有名なところでございます。ほかに文化財に指定されているものがあるということでございます。国県を含めまして193件あるということでございます。しかしながら、その多くが個人所有もしくは地元の区の区有というもので、依然未公開というところだそうでございます。しかしながら、今後関係機関、関係課と協議させていただきまして、一般公開が可能な文化財があらますれば、観光資源として有効に情報提供をしてまいりたいというふうにございます。

そして、観光情報の整備というところでございますけれども、先ほどございました観光コースの部分でございます。観光コースを大多喜町では、紙ベースでございますけれども、現在のところ3つございます。その中で、1つでございますけれども、大多喜の城下、こちらのほうでは、散策コースということで2コース紹介させていただいておるところでございます。所要時間50分から90分を2コース。さらには、サイクリングというところ、これを1コース、約6.5キロというところでございます。

さらに、中野駅の周辺という地区で、町歩きコースでございます。これが4コース紹介させていただいておるところでございます。所要時間につきましては、50分から100分。さらに、養老溪谷方面でございます。こちらのほうにつきましては、ハイキングコースということで3コースでございます。こちらにつきましては、距離でございますけれども、約4キロから9.6キロ、1時間から3時間30分というところが紹介されておるところでございます、

なかなか各観光施設の観光地との距離感、これが表示されておられません。また、所要時間も表記されておらない状況でございますので、この部分につきましても、今後改良を加えながら、観光情報の提供、また、先ほどございましたけれども、無料のWi-Fiスポットも大多喜町、県内でも比較的早目に整備されておるところでございます。この記載も各紙ベースには記載がございませんので、できるだけその部分につきましても統一いたしました情報のマップの作成を行いまして、観光情報の発信にもつなげていきたいというふうに考えております。

さらに、海外からのインバウンドの関係でございますけれども、現在は情報化の時代でございます。近年、インターネットによりまして情報検索が自宅にいながらにして入手できるという状況でございますので、このようなことから、大多喜町の観光情報発信につきましても、現在、町ホームページ、さらには町のフェイスブックにおきまして行っているところでございますが、今後はさらに、インターネットからの情報検索、この部分につきましても、大多喜の城下周辺、さらには養老溪谷周辺、中野駅周辺も含めました町内全域の観光ルート、観光コース情報の整備をさらに図りまして、国内はもとより海外観光客にも対応いたしました情報発信としての無料Wi-Fiスポットのさらなる充実にも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

まず、今お話がありました中で、観光案内板というか、まず身近なところでお話をさせていただきますと、大多喜の駅に、お城に訪れた方がですね、お城までどうやっていきますかと、あそこ観光本陣さんから駅を見たときに左手に道が2本ありますね。役所に来る道とお城の道なんですね。まずそこでわからないんですね。どっちへ行ったらお城に行けますかと聞かれます。お城まで何分かかりますか、私何時の電車に乗りたいんです、何時のバスに乗りたいんです、行って帰ってこられますかねと、こうやってお尋ねになられます。お一人ではありません、もう何回もそれ私もあそこにいるときにご質問いただいております。

やはりお城にお城に、また町は町といっても、実際に観光客の皆さんの目線に、まだ大多喜町はなっていないというのを本当に感じているところでございます。やはりそういった観光客の皆さんは、車でお見えになる方、また、電車で来る方、いろいろいるわけですね。その時間、その人たちのベース、本当にそういった部分がまだまだ大多喜町は整っていないと

ころがあるのかなというふう感じたところでございます。ですので、本当に細かいところで申しわけないんですけども、そういったところがあります。

それから、また、栗又のトイレの駐車場がでございます。大きな看板がありまして、ハイキングコースですよ、ここは入り口ですよと印がでございます。でも、その入り口までその駐車場から歩いて何分ぐらいかかるのかね、これ一つ回ってくるとどのくらい時間かかるのかね、こうやってお尋ねになられます。やはり皆さん時間とか予定と組み合わせながら観光ってなさるケースが多いと思うんですね。そういった場合では、今課長がおっしゃいましたように、本町は広いので、同じ地図の中で描いてある都会の距離とちょっと違うんですね。ですから逆に、具体的に何キロあるとか、歩いた場合は何分かかるとかという、そういう表示、やっぱりそういったものを丁寧にしてあげないといけないのかなと思います。

また、町内で観光した場合、お城のところ、前にもお話しさせていただいたかもわからないんですけども、ここから養老溪谷に行きたいんですけども、どうしたらいいですかと聞かれるんですね。そういうときに、電車に戻ってと言うと、ああそうなんですか、じゃ、行けませんよねとおっしゃられます。きょうこれから東京まで帰らなければいけないのでというふうにお話があります。

ですから、やはり町内を結ぶさまざまな観光ルートをもう一度見直す必要があるのではないかと思いますとともに、そういった時間的なもの、具体的に、例えば大多喜町に朝、仮に高速バスで来たとき、何時何分にここを回ってここを回ってここを回ると回れる、要するによく私たちが乗換ナビを使うと、例えば東京駅から有楽町へ出て、それは何時何分に着いて何時何分に到着して、そのときには何々線に乗ってというような形の具体的なものが出て、初めて行ったことのないところでも私たちは行けるといって、今そういう情報時代になっていると思います。

そのように、初めて訪れていただいた方でも、大多喜町を回る、例えばそれは町なかだけの場合もあるかもしれませんが、町全域に回る場合もあるかもしれません。そういった具体的なコースというのを一度作成していただいて、今回は回れなかったから今度また来よう、今回車で来ようというように、今回は徒歩で来よう、または高速バスを使って来ようと言ってもらえるように、少し具体的な案内がないと、大多喜町は十分に皆さんに堪能してもらえないのかなという気がいたしております。

若い方からのお話があって、大多喜町は、せっかく来て楽しいんだけど満足度が薄いというお話を伺ったことがあります。どうして満足度が薄いのと聞いたら、移動している距

離のほうが長いと言われました。一日いて見たのが幾つかで、その見ているところの時間よりも移動している距離のほうが長いということでした。

やはり町には、先ほども言いましたけれども、文化財施設などたくさん見ていただけたところというものがまだまだ眠っていると思うんですね。やはりそういったところを回りながら見ていただくことで、ただ移動している距離だけでなく、観光としてあそこも見たよね、ここも見たよねとっていただけるようなものというものもやはり今後必要なのかなとも感じます。そういった中では、町では教育資料として大多喜町の文化財の資料、こんなすばらしい本をいただきました。見ましたところ、結構な量のいろんなものが載っています。それが今課長さんがお話をしていただきました町内、中野、栗又だけじゃなくて、上瀑のほうにも総元のほうにも本当にすばらしいものがたくさんあると思います。そういったものも再度見直していただきながら、大多喜町の観光というものをもう一度見直していただくことができればありがたいかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先ほどの答弁にも申し上げましたが、さまざまな部分、関係課とも協議しながら、町のため、観光客のためにできることをしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 大多喜町の今の観光事業は目線がやっぱり一つになってしまっているような気がいたします。そうではなくて、いろんな他方の、横からも縦でも上からも下からも見た感じでの観光事業をもう一度見直していただく機会に捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、学校教育、生涯教育の中での取り組みとして、このオリンピックをどのように考えているのかということでご質問をさせていただきます。

学校の校外活動として、オリンピック・パラリンピックを実際に見に行くことはできないものかと考えます。一流の選手の競技の様子を肌で感じることは、視野を広げ、血肉となり、生涯の財産になるようにも思います。また、学校で行ったという思い出は、オリンピック・パラリンピックの話題のたびに一生思い出されるのではないのでしょうか。そして、その際に、入場料や交通費の補助などをしていただくことができればと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした学校教育の中での取り組みとしてどのように考えているかというご質問で、教育課のほうからお答えさせていただきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、子供たちにとっては、将来に向けてすばらしい経験ができるよい機会であるというふうに考えております。

先ほど生涯学習課長がご説明、答弁したとおり、3年後、千葉県内でもオリンピック競技の会場となっており、国内はもとより外国の方を含めて多くの方々が千葉県内、また大多喜町にも訪れることが予想されます。その際に、大多喜町の多くの子供たちがオリンピック・パラリンピックに関心を持ち、積極的に参画できるような取り組みを、県がことしの4月に策定しました、千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取り組み方針というものがありまして、これを参考に推進してまいりたいと考えております。

先ほどご質問のオリンピック・パラリンピックを校外授業として、オリンピック・パラリンピックを観戦できないかということについては、山田議員のおっしゃるとおり、確かに子供たちにとっては一生のうちでまたとないよい機会でありまして、個人で観戦に行きたくても行かれないという環境の子供たちもいるかと思えます。しかしながら、校外学習で見学に行くということは、やはり全員参加が基本となっております。その中には、競技種目や開催場所によって参加を希望しない児童生徒もいるかと思えます。

また、公平性を期すためには、1クラス、1学年、1つの学校だけとはいきませんで、町内の児童生徒全員に同じような機会を与える必要がありますので、それらを考慮いたしますと、先ほどおっしゃられた補助、見学費ですとかそういうものを含めまして実施は困難であるというふうに思われますので、個人、ご家族でのご対応をお願いしたいというふうに教育課のほうは考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。取り組みに対しては、県のほうの参考ということでございましたけれども、またよろしく願いいたします。

私、補助についてなんですけれども、課長のお考えは本当によくわかります。ただ、私は非常に日常的に感じているのは、地方に住んでいますと、都市部に住んでいるお子さんよりも、通常的にやはり芸術や文化の一流の方に触れる機会というのがやっぱり少ないのではないかなと思っております。都会ですとすぐご近所にホールがあったり、球場があったり、競技場があったりということで、交通費もそんなにかからないで、多くのものを見たり聞いた

りする機会というのが本当であって、地方にいとそこの部分がどうしてもやっぱり少ないなと思っております。こういった機会に、できたら思い切って町として与えていただくことができないかなと思っております。

課長がおっしゃられるように、競技の好き嫌いとか興味があるないというのもあると思います。なんですけれども、ぜひお願いすることができないのかなと考えています。やはりご家族で、私も考えました。行っていただくのが本当は一番いいなと。でも、それができないご家庭も多いのではないかなというふうにも思います。

やはりこのオリンピックは一生の思い出になるということの中で、本町では子供たちの人数も少なくなっている中で、予算的に確かにかかるなとは思いましたけれども、それでもかけても私はいいかなと個人的には思ったところがございます、何とかこの町で行った、学校で行ったという思い出もつくってあげていただきたいし、そういったものに触れた、一流のものを見るという機会を与えていただいて、夢を持ってもらいたいと、こういうふうにも思ったわけがございます。

すみません、お時間になってしまいましたけれども、まだこの機会、まだ先のことでございますので、またご検討いただくことができたらしと思ひまして、お願いをする形で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食をとっていただき、午後1時から会議を再開します。

(午前11時51分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君の一般質問を行います。

○9番（吉野一男君） 9番吉野一男でございます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

それでは、安全・安心に配慮したまちづくりについて。

町道を安全・安心に利用するためには、路面の凹凸、路肩の決壊及び設備の設置に配慮する必要があります。

そこで、以下の質問についてお伺いします。

最近、町道の舗装もかなり進められ、住民から喜ばれているところであります。町内には、路面の凹凸や路肩の決壊道路があり、穴が開いてもそのまま放置しているように見受けられます。通行するため非常に危険な状態である。町はどのように対策を講じていくのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 路面の凹凸や路肩の決壊の対策について、建設課のほうからお答えします。

本町の町道は、現在250キロ余り認定されております。町道の補修については、路面の凹凸や軽微な路肩の決壊については、各地区からの要望や通常の見回りにより、補修が必要な箇所についてはその都度行っております。

町道は生活に密接した道路であり、かなりの延長を有しておりますので、今後もパトロールを強化し、事故の起きないように維持管理をしていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その点お伺いしたいと思います。一応、町道の3127号線、石神真光寺線なんですけれども、舗装道路の穴が開いているところもかなり見受けられます。その点についても、学生が昼夜を問わず通行するため非常に危険な状態である。町は今後どのように対応していく考えかお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 石神真光寺線については、今年度、石神の区長さんからも要望がございまして、舗装については悪いところがあります。現地確認しまして、今後3年をかけて補修をしていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 今3年ということでありましてけれども、私も現地を見たんですけれども、もう少し早くできないかと思う。補修というのは、ただあそこ凹凸があつて、ちょっと埋めればいだけですので、そんなに3年もかけて補修する必要はないと思うんですよ。

だから、あそこは通常学生が昼夜を問わず通っておりますので、結局夜なんか特に危ない

んですよ。だからやっぱりけがをしてからじゃ間に合いませんのでね、ぜひそのところは早急に町のほうとしても対応していただければと思うんですけども、これは予算もそんなにかかるわけじゃありませんので、とりあえず舗装だけ先にして、舗装というか全体的に舗装するわけじゃありませんので、穴が開いているところを一応やっておかないと、あそこは夜通ると実際に危ないんですよ。だから結局、これからも話をしますけれども、あそのところは街路灯もちょっと少ない関係で、三育学院の学生が通るときに、夜通りますので、そうするとやっぱりあそこからまたバス乗って行く形になりますと、そういうところはぜひ早急に対応を、町と局とにしても全力で改修をお願いしたいと思いますが、再度ちょっと答弁をお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 私も確認しましたけれども、特にいけないところは早急に常温合材等で補修しますけれども、全体的にいけない箇所については、結構クラックもいつていますので、全体的にやらなくちゃいけないと考えていますので、それで3年ということで、穴の開いている箇所については早急に対応したいと思います。

○議長（野村賢一君） 吉野君、先ほど質問で三育学院って出ましたよね、質問通告に三育学院とはなかった。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そういうことでぜひよろしくおほいしたいと思います。

まず、町道は毎年計画的に舗装及び改良を実施されていると思いますけれども、環境基盤の整備が進められつつあります。現在この舗装率及び改良率は何パーセントかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 町道の舗装率については、28年4月1日現在で85.5パーセントになります。改良率については60パーセントでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そこで、この舗装率及び改良率を引き上げるためには、早急に施策をすべきではないかと考えますが、町長においては、そのための具体的な対策をお持ちであるか否かについてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町道につきましては、やはり地域住民の皆様方の重要な足で、歩いた

り、また車で走ったりする場所でもありますので、これは町としても非常に重要なものがございます。非常に危険な箇所とか、緊急を要するものについてはすぐ実施いたしますが、ただ、全体的には予算が決まっておりますので、それは年次的に総合計画の中にもうたっておりますけれども、これを年次的にできるだけ執行できるように努力していきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） できればそういうことで、具体的にまたよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、大多喜町の面積は129.87平方キロということで、広大な面積があります。また、町道については520路線ある中で、道路の損傷等の情報を主に各区長さんからの要望や町民からの通報、職員の町内巡回、パトロール、平成9年12月に道路の損傷等の情報提供に関する覚書を大多喜町と大多喜郵便局で取り交わしをいたしました。その結果は多大であります。しかしながら、職員の不足や道路維持費の予算の不足で、なかなか対応することができない状況であります。

そこでお伺いします。町内自治会や企業、ボランティア団体等と協定を結び、道路の損傷情報の提供や、軽微な補修、清掃活動などを行う道路サポーター制度を活用することについて質問いたします。

町道の軽微な補修などを、道路サポーターに委託することで、道路の維持、補修費用を削減し、町民の道路を大切にすることを育もうとするものであります。協定の提出先となる自治会や企業、ボランティア団体は、道路の清掃、道路植樹帯の管理、道路に竹木等が垂れ下がっている箇所、ガードレール、ベンチを初め、道路施設の塗装や簡単な道路補修をしてもらいます。町側は、ボランティア活動の保険料を負担した上で、清掃用具の資機材を貸与し、必要に応じては職員を派遣し、技術的な指導も行い、また、協定を締結した団体の名前を入れたサインボードを設置し、道路愛護のPRにもなります。

かつて財政に余裕のあった時代には、千葉県松戸市もあるんですけども、すぐやる課を設置し市民の苦情にすぐ対応した時代もありましたが、それは昔のことで、今、地方財政はさらに苦しくなっていくことが確実でありますので、今こそ町民参加のまちづくりということで、こうした道路サポーター制度を活用することについていかがお考えかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 今現在、例えば区長さんから、常温合材を分けてくれれば私たちがやりますよというような、そういう区が複数部落あります。また、通報についても、区長

さん初め、先ほど言われました町民の方、部落の人、いろんな人から、今、携帯電話が普及していますので、即電話がかかってくることがあります。

道路の補修については、建設課も維持する専門の人がいますけれども、今のサポーター制度については、私ここで回答はできませんので、また建設課に持ち帰って相談して、またお答えさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） すぐ回答はできないということでありましてけれども、町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、サポーター制度はですね、これはぜひやった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その点、町のほうの対応をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 通告にはちょっとなかったような気がしますけれども、お答えしたいと思います。

サポーター制度というのはいろんなところでも今取り入れているところではございますけれども、特に大多喜町の場合、区長さん方に毎年そういう道路状況等の要望も受けております。また、そのほかにも随時、危険なことが出ますと、区長会を通じて常にこちらのほうに情報も入れていただいております。

特に仕事につきましては、費用もかかりますので、結果的にはやはり町がやらなければいけないことだと思いますので、草刈り等につきましては、今、千葉県におきましても、各地域の皆さんが草刈りをやっていただいて、それを表彰等を毎年やっておりますけれども、そういうできるところから今進めておりますけれども、今の制度をもう少しうまく活用すればできるのかなと思っています。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 実際これは、サポーター制度とありますけれども、これは民間のボランティアという形なんですけれども、これは今、ボランティア活動が一番重要になっておりますので、そういうものを利用した中で、町民と町が一体になった形でそういう仕事をやるということが、一番これから重要視されるんじゃないかと思うんですよ。特にこれは町内問わず全部そうなんですけれども、やっぱりそういうボランティア活動的なものも通した中でそういう事業を進めていくということはこれから必要になりますので、これは今の現状のままに対応するという話なんですけれども、これはなかなかまだ、今、実際的に若い人たちとか年寄りの方はおりますけれども、若い人たちも参加するような形になれば町もまた活

性化になるし、やっぱり町全体でそういうサポート的なものをやると予算の減額にもなるし、実際、国のほうも今財政が厳しいわけですので、同じく町もそうなんですけれども、自主財源もありませんので、そういう町民一体のまちづくりということで、町民を入れて、そういうまちづくりをやったほうがいいと思うんです。

そういう形で、たまたまこれは一つ道路サポーターということで出したわけですが、道路サポーターだけじゃなくてもいろんな対応でできると思うんですけれども、そういうものを踏まえた中でぜひやっていただければと思うんです。これは最初の通告になかったんですけれども、そういうことで今後の形にもなるんですけれども、今後またそういう形でお願いしようかと思っているんですけれども、ぜひそういうものを考えていただいて、町民一体でやっぱりまちづくりをやらなければいけないと思いますので、ぜひその点もお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。

通告がない質問で、今、町長も答えてくれましたけれども、通告に従って質問していただければありがたいんです。

それと、通告にない質問は、後で建設課のほうから、担当課から吉野議員のほうに答弁させますので。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） それと、町内には夜間は非常に暗く危険な状態であるところがあります。早期の防犯灯の増設についてはどのように対応していく考えかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、総務課からお答えさせていただきます。

町の面積につきましては、先ほど議員さんのお話にもありましたとおり、129.87平方キロと非常に広大な面積を有し、夜間暗い場所が多くあると認識しております。

防犯灯は、道路照明より暗いものの、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図る目的で設置しており、平成29年4月1日現在では、1,295基設置されております。

防犯灯の増設につきましては、今年度3区から7基の設置について要望書が提出されております。設置等に関する今後の方針としましては、各区からの要望を踏まえ、学校等にも意見を伺いながら、学生が利用される通学路など、暗い場所から優先的に設置する予定でおります。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ただいま総務課長のほうから話があったんですけれども、各地区の要望ということで、3区から7基ということでありましてけれども、実際に予算上はもっと少ないと思うんですけれども、現在の予算上の数は何基でしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 現在、当初予算では2基分の予算ということで計上させていただいたところでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） この年度の防犯灯の予算が2基ということであります。私がちょうど区長をやっていたときは、以前は町の予算は5基あったと思うんです。5基の予算の計上があったと認識しております。町内にはまだ防犯灯が必要な地域があるにもかかわらず、3基も減額して計上した理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 当初予算の段階では、昨年も一応2基ということで計上させていただきました。それに準じて2基ということでございます。ただ、地域からの要望とか、あるいは先ほど言ったように、学生が利用される通学路などで、やはりなるべく早く設置しなければならないというときには補正予算等で対応させていただくこともあろうかと思っておりますので、そのときにはまたご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その場合に、防犯灯を設置する場合に、実際的に区からの要望で出ていると思うんですけれども、結局要望が出たからということでそのところをやるわけですが、やっぱり現地との整合性を考えた中で、ここが一番妥当、今課長が言ったとおり、学生が多く通るとか、頻繁な人通りがあるとか、そういうところが先にやるのが一番ベターだと思うんですけれども、そういう点も踏まえた中で、区からの要望だけじゃなくて、町としても現地を確認した上で対応すべきと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これは議員さんのおっしゃるとおりだというふうには思っております。

特に学校の通学路ということを見ると、区だけでなく、やはり先ほどもお答えさせていただきましたけれども、学校等にも意見を伺うとか、あるいは今度学校の通学バスなども今検討しているところでございますけれども、そういう場合に、おりた場所から自宅までとか、

いろいろなものを考えながら適切な時期に設置していければというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） できれば、町、今年度3区から7基という要望があるわけですが、これはまだ大分実際的には各区等から要望はあると思うんですよ。そうすると、予算的にはもう少し、当初予算で計上を見込んで、前年度云々じゃなくて、今年度3区から7基の要望がありますので、それに見合った数で最低は予算計上するような形がいいんじゃないかと思えます。

また、あと補正という形もあるんですけども、とりあえず前年度要望の形でとりますと、7基ぐらいを計上して、それ以上あった場合はまた補正という形もとられるわけですが、そういうことも踏まえた中で予算計上してもらえればと思うわけです。あくまでもこれは防犯灯が、危険がありますので、今いろいろ新聞紙上でも騒がれておりますけれども、いろいろ事件が起きていますので、やっぱり防犯灯が一番必要な設置だと思います。防犯灯がないところが結局、それはあくまでも役場職員が現地を見た中で、要望がなくてもそのところは設置するような形で、できればやっていただければ、対応を今後お願いできればと思うんですけども、その点町としてどういう、町が実際的にそのの現地行って確認するとかいうことはありますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 要望のあった箇所につきましては、全て現地を確認しております。

それと、これは各区長さんをお願いしている関係もございます。これは土地の問題だとか、場所によっては東電柱がないとかという場所もございますので、そういった中では、やはり区の中でも一つの均衡を持っていただきたいというような考えもございまして、区長さんのほうから提出していただいているというようなことでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） できればそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。何とか予算計上もしてもらってそういうものを、金額的にはそんなに高いものじゃありませんので、今補助金が1基当たり2万5,000円だったですかね、2万5,000円ぐらひ出していると思うんですけども、あとは電気料ですか、ありますけれども、そういったものも踏まえた中で予算計上しておいて、多少それに多くなれば多くなった分だけよろしいんですけども、あくまでも安全第一ということをお考へることが一番大事でありますので、ぜひそういう方向でお願ひしたいと思ひます。

それと、町道に竹木等が垂れ下がっている箇所について、町はどのように対応していく考えかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 町道に垂れ下がっている木などの対応についてですが、町道の上に張り出している木や枝、竹などは、本来所有者が処理すべきものであります。道路敷であれば町、個人の土地であれば所有者が切って安全を確保しなければなりません。

しかし、近年は高齢化や人口の減少により、地域や個人が実施することは難しくなっております。また、高所作業になりますので、作業や通行の安全が要求されます。

このようなことから、地域の人たちと共同で作業ができるようなルールづくりを考えていきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） それとこれ実際に、大多喜町は129.87平方キロあるんですけれども、面積を見ても広大な土地でありますので、そういう立木等、災害とか強風とかいろいろな関係で倒れる機会があると思うんですけれども、そういうあれって年間ほどの程度あるか伺いたいですけれども、大体でいいです。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 例えば去年の場合ですと、9月22日と8月に大雨が降って、何十カ所という、何十カ所といっても二、三十カ所は大きな崩れがありました。ほかはちょっとわかりませんが、去年はそういう状況です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 実際にこの町道に垂れ下がった立木なんですけれども、この場合、所有者に結局地権者がおりますので、町道のほうに占拠しているということになると、あくまでも立木については個人ということになりますので、個人に一応話して実際的に切ってくれるというケースがあるか、それともまた町のほうでぜひ切ってもらえないかという話があると思うんですけれども、その点については割合的にはどうなんですかね、個人が切るか、それとも町が切るかという形になると。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） そういうデータというか、ありませんのでちょっとお答えできません。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 今後の予定、またそれをお願いしたいと思うんですけれども、その場合に、民法上は、民法でいうと第233条第1項によって、隣地の立木の枝が境界線を越えるときは、その立木の所有者にその枝を切除させることができるというくだりがありますけれども、実際に民法上そういうことになっていますので、やたらに町の道路に越境しているからということで、それを勝手に町が切るというわけにはいきませんので、これはやっぱり所有者にお願いして切ってもらおうとかそういう形になると思うんですけれども、町は高齢化していますので、なかなかそういう点で所有者のほうも切ってくれるという方はなかなかいないと思うんですよ。ある程度若い方ならいいんですけれども、高齢化になっていますので。そうするとやっぱり、その対応としてはどうしても予算で、所有者がほかの人を業者頼んで切ってもらおうということはなかなかできないと思うんですけれども、その場合に町が対応して切る形になろうかと思うんですけれども、これはやっぱり町の対応として、実際切っていていいですよということになれば、町が多少対応して切る形になると思うんですけれども、そういう点がこれからは結構多くなると思うんですよね、実際的には。高齢化になっていますので。そういう点も踏まえた中で、これからはまたそういう対応も、職員に、私もさっき言ったとおり、道路サポーターというものを設ければ、それでその協定を結んだ人たちにやってもらうという形になれば、全体的に町の職員も今実際少ないものですから、そうすると対応できないということになるし、今後そういうものを含めた中で検討する余地があると思います。そういう点も踏まえた中で、これから検討してもらって、いい方向に持っていければと思っています。

それと、町内には幅員が狭く、通行に不便を来している道路が多々あると思います。すれ違いできないため、車両は譲り合いの気持ちが必要です。現在まで事故のない状況であります。いつ事故が起こるかわかりません。町はどのようにして解消していくのかお考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 道路の狭小箇所については、地元の要望を踏まえ、地元で用地の交渉を行っていただきまして、確保され次第、事業の計画を行って、整備を進めていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その場合、狭小箇所についてはそういう形になると思うんですけれども、結局待避場所ですよ、待避所をどこにつくるかということもあるわけですが、

あくまでもそれは全体的な道路の延長から見て、ある程度、町がここがいいと言ってもその地主が承諾せねばできないと思うんですけれども、それはやっぱり民地の地権者に対して町の方向としてはここが一番ベターだということを話してもらって、できればそういうところにやってもらって狭小路線を解消していければと思います。

そういうことで待避場所もつくって、なかなかこれからは財政的に厳しいと思いますので、あくまでも道路を改良するのはなかなか難しいと思いますので、そういう待避場所をつくった中でこれからの道路を改良等を含めた中で対応していければ一番いいんじゃないかと思いますので、ぜひそういう方向で考えていただければと思っております。

○議長（野村賢一君） どうぞ続けてやってください、時間はありますから。

○9番（吉野一男君） そういうわけでありますので、ぜひそういうところで、課長どうですかね、そういうものも含めた中で全体的に考えてそういうものをつくってもらう、区長さんを通した中でそういうものを検討してもらえればありがたいと思うんですけれども、その点どうですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 現在そういう箇所は何カ所か上がってきています。私も何回も走りましたけれども、待避所というよりはある程度の延長、短い延長でほとんど普通車がぎりぎりな、そういうところが何カ所か上がってきておりますので、この辺は今建設課でどういうふうにして進めたらいいか話し合っているところでございます。

○議長（野村賢一君） 速やかに一般質問を終了してください。

○9番（吉野一男君） 以上で終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 1番野中眞弓です。通告に基づきながら、通告を膨らませながら質問したいと思っております。よろしくお願いたします。

4月28日、文部科学省は、2016年度の教員勤務実態調査を公表しました。翌4月29日の千葉日報は一面トップで報道しました。こういう大変大きな報道でした。ごらんになった方も多くいらっしゃると思います。

この調査は、全国で公立の小中学校各400校を抽出し、対象になる教員はほぼ2万人で、

調査の期間は16年10月から11月の中の連続する7日間の状況がどうだったかということ調べたそうです。

この調査によれば、教員の勤務時間は10年前に比べると、校長から教諭の学校で働く全職種で増加しています。小学校の教諭で1週間当たり約4時間平均、中学校では5時間もふえています。そして注目するのは、勤務時間が週6時間以上、月平均の残業時間の合計が過労死ラインと言われている月80時間を超える教諭が小学校で33.5パーセント、約3分の1、中学校で57.7パーセント、こちらは3分の2に近い数字です。そのくらいにも多くの教員が過労死ラインの労働を強いられているということです。

そして、教員の時間外労働は、教員給与特措法という法律で、4パーセントの給料を上乗せするかわりに、時間外労働は一応限定されていて、自主的にやるという形にされているんですけども、幾ら時間外労働をやっても残業手当は出ないという状況です。

この教員の時間外労働については、法律で限定されているにもかかわらず有名無実化されていて、問題視されていたけれども、学校現場というのは相変わらず深刻さが増すばかりだという実態が浮き彫りになりました。

時間的な拘束だけではなく、学校現場は非常に労働の密が濃い現場です。子供たちがいる限り、中学校でも小学校でも、小学校は特にですが、昼休みも休憩もとれない、超多忙と緊張の連続です。数値化できたら何時間分に相当するのだろうと思います。そして、遅くまで学校に残って仕事ができない、特に子育て最中あるいは介護される方を抱えている、高齢者を抱えている教員の方々は、家庭に持ち帰り処理する方も多くいらっしゃいます。

つい数日前も、新潟の市立病院で超多量の残業をこなしていた研修医の女性の先生が自殺をなさっていたということがわかったという報道がありましたけれども、近年、心を病む教員がふえていると言われていますが、こういう実態が影響しているのではないかと推測されます。

そして、この調査結果について松野文部科学相は、勤務時間短縮改善策の検討を求める方針を示したといいます。安倍政権は長時間労働を一掃するという名目のもとに、繁忙期では100時間の残業時間も認めるという、全く理解に苦しむ閣議決定をしております。

そういう中で、松野文部科学相のこういう発言も何だか疑わしいなと思ってしまいますけれども、町は町内の小中学校に対して条件整備という責任を持ちます。町独自でも早急に対策を実施し、先生方が生き生きと子供たちに立ち向かい、子供一人一人の個性を見きわめ、そして子供が個性が開花できるような教育に携わる学校環境の整備改革を進めることを願い、

以下伺いたいと思います。

町長と教育長にお伺いしたいのですが、役場でもとっているこの千葉日報のこの記事をごらんになったと思いますが、ご感想をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） ただいま野中議員のほうから、ちょっと通告にはございませんでしたので、答弁の準備が十分に整っておりませんが、お答えさせていただきます。

4月29日付の千葉日報の記事につきましては、私自身も確認しております。教職員の多忙化、とりわけ勤務時間の増加については、私としても認識しておるところです。国や県教育委員会の指導もあり、本町でも時間外勤務の縮減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） お答えは今、教育長と同じなんですけれども、私の立場から言いますと、これは教育現場だけではなくて、全体の職場というのを見ています。

これは今、日本全体の中で、特に最近でも問題になりましたように、自殺の問題等が随分出ております。これは全体にどんな職場でも同じように、今医療の現場でもそうですし、また福祉の現場でもそうですね。それから今、防災の面についてもみんなどこでも人が足りなくて、ただ、今言いましたように、責任がみんなあるわけですよ、幾ら人数が少なくても。ですからどうしてもそれを全うしなければいけないという中で無理をしていることはもう事実でございます。

これは根本的に、人が多ければそれは解決するのか、またあるいはもっと仕事の中身をどうするかということ、いろんな観点があろうかと思いますが、これは今国もそのことについては改善をしなければいけないということで進めておりますので、町も何らかやっぱりいろいろ考えながら、そういう過労死になるようなことのないような方法をまたこれから努めていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町長、教育長のおっしゃるとおりだと思います。本当に、働いても働いても何か脅迫感があるような職場がふえて、改善しなければいけない、先が見えない閉塞感に覆われています。でも、子供の未来を背負っている学校で、やっぱり先生方が追い詰められていくというのは、非常に未来にとって問題だと思いますので、早急な解決を願いたいと思います。

それで、千葉日報のその記事は全国的な調査ですけれども、本町の教職員の勤務実態というのは把握できているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在、教職員の勤務時間につきましては、各小中学校の校長の管理指導によりまして各校に、確認の方法の違いはございますが、出退勤時間の把握に努めておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） その確認の方法とか、それから記録などはきちんととられているんですか、本町の場合。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほども申し上げましたが、記録方法とかパソコンであるとか紙であるとかそういうものに違いはございますが、校長の管理のもとで記録はされておるといふふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 教育委員会はそれを提出させてもらってちゃんと管理するとかということはあるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 提出ということは求めておりませんが、その出退勤の状況については把握してございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 教員も労働者でありながら残業しても残業手当がもらえないという、本当は労基法の範疇なのに労基法が適用されていない、それが教員給与特措法なんですけれども、それを撤回してもらうためにも、やっぱり学校現場における労働時間の把握というのはきちんと記録する必要があると思うんです。タイムカードできちんと記録をするという、タイムカード導入の考えはありませんか。これはお金のかかることですので、町長、いかがでしょう。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） ただいま野中議員のほうからタイムカードの導入というお話がありましたけれども、先ほど教育課長の答弁の中にもあったように、公式の記録、いわゆる公の記録簿ではございませんけれども、教職員個々の勤務実態として適切な資料と認識しており

ますので、今現在はタイムカードの導入については考えておりません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） わざわざ報告に行かなくても、出退勤のときにカードをぼんぼんとやるだけで非常に時間のかからないスマートなやり方だと思うんですけども、いずれそういう導入も視野に入れていただきたいなと思います。要望にします。

それで、聞き忘れちゃったんですけども、大多喜町の小中学校の勤務状況というのはどんなふうなんでしょうか。基準をこの文科省の報告にするとすると、わかりやすく簡明にお願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） その時期というのは、ちょっと今資料として持っていないんですけども、先月5月中ということによろしければ。

（「はい」の声あり）

○教育課長（古茶義明君） やはりこの時期といいますか、年度末、年度初めの繁忙期、また、各教育機関による学校訪問であったり、部活動における大会前の休日または学校行事前とか、今の時期はいろいろやむを得ない時期であると認識しております。そういうことを前提に、5月につきましては、やはり時期は違いますが5月はやはり小学校、中学校においても、同程度の人数の教職員が6時間を超えている状況であるというふうに把握してございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

やっぱり異常な長時間労働だと思うんですが、2016年6月17日に文科省は通達を出しております。その中で、学校現場の働く状況を改善するというので、4つの改善点を提案しています。

その中の一つは、担うべき業務に専念できる環境を確保するというので、いろいろな業務の見直し、それから集金会計業務の改善、給食費やその他の集金を教員から解放してあげようという方針を出しております。それからもう一つは、部活動の負担を大幅に軽減すると、これは後でお願いしたいと思います。それから3つ目として、長時間労働という働き方を見直す。教職員が本来の労働時間で退校、学校を出ることができることを理想の姿とするとして、校長はリーダーシップを発揮して勤務管理をなささいよという内容です。それからもう一つは、国や教育委員会の支援体制を強化する。

この4つを去年の6月17日の通知で全国に発信しておりますが、本町における対策という

のはどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 本町の対策ということでよろしいでしょうか。

まず初めに、1つ目が事務軽減というところ、業務の見直しということでお答えさせていただきますが、業務の見直しというのは、やはり今各学校においていろいろな工夫をしております。例えば、これは全校にわたりますが、給食費の口座振替も80パーセント以上になっておりますし、また、各学校においても毎月の集金、これを学校によっては口座の引き落としによって事務の軽減を図っていたりとか、いろいろ工夫をして軽減するための対策を実施しております。

また、これは事務の軽減のためではございませんが、結果的に給食費の無料化によって、毎月の負担も少なくなることなどが一つの対策ということでお答えさせていただければと思います。

また、この後もお答えすることもあるかと思いますが、部活動も土日どちらか休むようにというふうに各校長からも指導しておりまして、休日においても交代で職員を当たらせていると。また、部活動以外でも、各校長によってノー残業デー等の取り組みを行って対策といえますか取り組みをしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 教育委員会の支援体制を強化するという文科省の提案についてはいかがですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） こちらは、国、教育委員会の支援体制を強化するというので、業務改善アドバイザー等を配置しということでもありますので、こちらのほうは考えてございません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 指導アドバイザーはもう既に入っているんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 業務改善アドバイザーというものは、まだ配置してございません。

○1番（野中眞弓君） 来るんですか。アドバイザーを頼むんでしょう、どういうふうはこの職場については改善するのか。

○教育課長（古茶義明君） 今のところ予定はございません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 本当に教員が生き生きするためには、とにかく無駄な業務はできるだけカットしてほしい。それからこれからやりますけれども、部活動を軽減してほしい。そういうようなことを教育委員会が負えるところは負って、学校にかぶせていくということは極力なくしていただきたいと思います。

その次に行かせていただきます。部活動の問題ですけれども、この件については平成9年、やはり文科省が出した中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の報告について、子供たちが余りにも部活動に熱中して休養がないと、無理、障害が起きてくると。きちんと休養日をつくれ、中学生の場合は週2日が望ましい、そして土日で休養日がとれなかったときには、週の別の曜日にやれという通達を出しています。そのことはまだ生きていて、直前で問題にした去年の6月17日の通達の中でもこのことが守れていないのは残念だと、これを守れという基調の通達であります。

本町の中学校における休養日の設定はどうなっているのか。もしもそれができていなければ、教育委員会としては、やはり週2日を確保するという提案、指導をするべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほども少し触れさせていただきましたが、国県、また、先ほど野中議員がおっしゃいました6月の通達等によって、各学校においても、試合前とかそういう日を除いて土日のどちらかを休むというふうな指導はしてございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） この件については、平成9年の通達に従えば、もし試合前土日を使うようなことがあれば、ウィークデーに代替日を設けるという、そのこのところの徹底もすべきではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） そういうことを踏まえまして、この後この文部科学省令第4号で、部活動指導員というものを設置できると、配置できるということになっておりますので、今後これにつきまして、この例規を整備して、この身分とか報酬、そういうものを規定して、そういうことで教職員の負担を軽減すると。

また、文部科学省においても、こういう通達を受けた上で、平成29年度、今年度ですね、部活動に関する総合的な実態調査というのを行って、来年、30年3月末をめどに、運動部活

動のあり方に関する総合的なガイドラインというものを策定するというのを聞いておりますので、こちらに沿って今後進めさせていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 学外の指導員の登用というのは、生徒指導とかそういう点で大変デリケートなところであると思うんです。その辺で非常に慎重かつ大胆に進めていただきたいと思います。

そのほかに、子供の健康を守るというようなことを考えますと、朝練への考慮、それから子供の安全ということで、特に冬場、日没を過ぎて真っ暗になって、子供が自転車で帰ったり、あるいは多分、バスからおりて帰らなきゃいけないというところがあると思いますけれども、子供の健康と安全のことを考えて、朝練とか、特に日が短くなる時期の夕方の練習時間なんかについては見直しを図るべきだと思います。

そして、時間がありませんので急いで話しますが、保護者、子供とも部活動については大変気合いを入れているという家庭が多いのではないかと思います。保護者の理解なしでは、休養日を設けることとか、朝練を控えたり帰りの時間が早くなったりすることについて不満を持つ親御さんも少なくないかもしれません。子供や親にスポーツ医学やスポーツ科学の観点をきちんと踏まえた説明、そういうものも必要ではないでしょうか。

それともう一つ、これから先夏休みに向けて各種大会がありますけれども、大会運営の主体がやはり教員だと思いますけれども、これは大変負担ではないかと思うんです。こういうようなところを社会教育として行政が担当するというやり方も考えていいのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。3点。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほど議員さんおっしゃられたとおり、部活動に関しては、生徒、保護者ともに関心が高いということから、練習時間、また休養日、また部活動指導員の配置について、事前に学校を通じて意見を伺ったり、そういう場を設けて意見、理解を得ていきたいというふうに考えます。

2つ目は、何でしたっけ。

（「練習時間。朝練とか日没前に帰れるようにしたいとか」の声あり）

○教育課長（古茶義明君） そういうものを含めて意見を伺っていきたいというふうに考えております。

（「それから、各種大会運営を学校教員ではなくて社会教育関係で行政

絡みのほうで準備、対応するようにすべきではないかということ
す」の声あり)

○教育課長（古茶義明君） 先ほど申しあげましたとおり、そういうことも含めて、国、文部科学省において策定されるそういうガイドラインに沿って進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中真弓君。

○1番（野中真弓君） もしガイドラインにそれが入っていなかったら、町独自でもほかの市町村に働きかけて教職員の負担を減らすということを取り組むおつもりはあるでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） それぞれ今、部活動の問題点、議員指摘していただいておりますけれども、実際に朝練、大多喜中学校では朝練、これは禁止しております。大会が近いときに親御さんの承諾を得た後に、1週間前だったかな、そのぐらいからやるぐらいで、ふだんはやっておりません。

それと日没についても、四季折々、例えば今ですと、日没が延びている関係で6時半完全下校ということになってはいますが、四季折々に日没時間に合わせて20分あるいは30分前に完全下校しております。

それと、保護者の理解、これが結構難しいところが現実あります。例えば顧問が休みにすると、逆に何で休むんだと、子供はやりたがっていると、それを学校はとめるのかと。たとえば、早く終わりにしてくださいという声は余りなかったんですが、そこら辺、やはり保護者の意見を聞きながら、両極端ございますので、またいろいろ説明はしていきたいと思っております。

以上です。

（「随時これから先確認して……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 以上で野中真弓君の一般質問を終了します。時間です。

（「以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

2時10分から再開しますのでよろしくお願いいたします。

（午後 2時01分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

4番根本年生君の一般質問を行います。

○4番（根本年生君） 根本です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本日私は、人口減少が続く中、集落の活性化、これは大変必要だと認識しております。それには、集落だけでは活性化がなかなか難しい状況になっておりますので、それについて行政がどのようにかかわっていくのかという観点を踏まえて質問させていただきます。

大多喜町は、予想を上回る急激な人口減少が続いています。それは、旧商店街、大多喜町の中心部においても同様の状況が続いております。

それで私は、果たして、感覚ではわかっていたんですけども、数的にどうなのかというのを思いまして、以前も行ったんですけども、関係部署、役場の方々との協力を得て資料を作成させていただきました。その資料も事前に配らせていただいたと思います。

まず、29年3月末現在の行政区別の年齢人口、続いて行政ごとの高齢者の人口の調査票、その中で、特に子供の数がゼロから2人ぐらいの行政区は何行政区あるのかという資料、それと特に老川地区の離れた集落というんですかね、宇野辺とか岩井原とか横瀬とか星井畑、その辺のところはどうなっているのかという資料をつけました。それとさらに、29年度地区別のゼロ歳児の数、1歳から5歳までの数、小学生の数、中学生の数、これも行政区別に皆さんの協力を得てつくらせていただきました。

それともう一つ、近隣の市町村の状況はどうかということも非常に気になりましたので、夷隅郡、長生郡、それでさらに一番過疎化が進んでいる鋸南町、人口も大多喜町と同じぐらいです。その状況がどうなっているのか、これもあわせて調査させていただきました。ただ、この調査については、資料をいただいた中で私が独自にちょっと精査してつくったものですから、役場のほうが総力を上げてつくっている総合戦略とか総合計画、その数字と若干の相違があるかもわかりません。また、現地に赴いて皆さんから聞き取り調査もしましたが、

果たしてそれで正確なものかどうかは多少の違いがあることをお許しください。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、大多喜町羽黒坂、横山の坂を下っていくと田園地域が広がって、そこには大きな商業施設、コチョウランの施設もできました。いろいろなホームセンターも最近できました。オリブもあります。お城も見えています。高速バスも大多喜町から走っています。

しかし、ちょっと一つ足を延ばして山合いの集落とかに行きますと、本当に30年、40年子供がいない、高齢化が進んで、本当に5年後、10年後どうになってしまうのかわからない地域がたくさんあります。それは農村部だけではなくありません。旧市街地も同様です。

この件について、現在予想を上回る人口減少が続くようなこの現状をどのように認識しているのか、また、私が作成した資料、数字、これが何を物語っているのか、何を示しているのか、今後大多喜町が進むべき方向性も示している部分があると思っています。それについてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状の人口減少をどのように認識しているかと、それで根本議員のつくった資料をどういうふうに感じるかということですね。

まず、このような貴重な資料を作成されまして、大変な時間と労力を要したことと思います。確かに、他町の状況等の資料もございますけれども、こういったものを見ると、それから年度別のところの数字を見ますと、人口減少とかいうのですね、目標とした人口推移を上回るような人数が載っているというふうに見られるわけがございますけれども、大多喜町の年度別の推移を見てみますと、過去から見ると人口減少は、多少ではございますが減ってきているのではないかというふうに、これはあくまでも全体の数字ですけれども、そういうふうに認識しておるところです。

このグラフ、資料のほうなんですけれども、これはあくまでも現状の状態というようなことですので、どういうふうに今後なるかを、昨年度から始まりました総合計画の中で、このまま続くような形にならないような方向で事業のほうの推進を図っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど人口の件がありました。これも大多喜町でつくった人口推計報告書によると、平成29年では9,553人という人口推計になっています。現在はたしか9,400人

をちょっとぐらいいかなど、100人ちょっとぐらいい減っているんじゃないかならうかと思ひます。

また、大多喜町でつくった人口ビジョン、これによりますと、平成37年に8,500人という数字が出ています。平成37年まであと8年。そうすると、今現在9,400人として8,500人だと900人、あと8年ということは、1年間の減少者を100人にしなきゃいけないんですよ。現状、平均で210人、これも予想をはるかに大きくいっているんですよ。ということは、平成37年に8,500人というこの人口ビジョン、これはもう到底無理なんじゃないですか。今200人減っているのを、平均で100人ずつ減らしていくということですからね。これは私が思うに、やっぱりちょっと難しいと思ひます。

それとこの人口ビジョン、平成42年まではだらだら平均的に下っているんだけど、それ以降はもう横ばい、少し立つと上向くんですよ。急にこの辺から、徐々に徐々にだらかな線で行くならわかるんだけど、なかなかこれは正直言って私の観測としては、いろいろ調べた中では厳しいと思ひています。これは答弁はいいです。

それで次にいきますと、平成28年度中に大多喜町で生まれた子供の数、25人です。これも非常に気になりましたので、他の市町村も全部調べさせていただきました。御宿町33人、去年ですよ、勝浦78人、いすみ市174人、長生のほうは茂原が519人、あと長生のほうも少しずつ減っているんですけど、大多喜ほどではありません。特に今まで鋸南町、これが非常に人口減少で悩んでいる、一番数字的に苦しいところですよ。これでも去年27人生まれているんですよ。私が調べた中で、町村で25人とは千葉県で一番最低の数字じゃないですか。それでさらにことしに入って1月30人、2月23人、3月36人、4月も30人ぐらいたしか人口減っています。毎月30人減るんですよ。ということは1年通すと、このままずっと状況がいくとすると、もう300人を超える人口減少が進んでいくんですよ。

そのような中、今までやってきた施策の見直しが早急に必要だと思ひます。早急に施策の見直しを行うと同時に、このような状況を勘案して何とか至急に手だてを打つ考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど10年後の人口見通しという話も出ましたけれども、まず総合計画では、この目標人口に対して定住促進とかにぎわいづくり、高齢化対策、交通の利便性の向上等の施策をより一層充実させて、人口減少や少子高齢化に歯どめをかけることによって、基本構想の目標である平成37年度末における人口を8,500人とし、町の活力を将来にわたって維持していくことを目指しているわけです。

基本計画に策定された施策がありますけれども、それらの施策を着実に推進していくことで目標人口を達せられることが非常に重要ではないかというふうに考えております。

また、施策の見直しの改善が必要ではないかということですが、この基本計画では、施策項目ごとに実施計画の見直しを毎年度実施することとし、実施済みの施策項目ごとの実施計画を、調査、検証により見直しを図る必要がありますが、この第3次総合計画がスタートして、28年度初年度が経過したばかりでございます。

今後、事業実績の検証も必要となってきますけれども、見直すべきところは見直し事業の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は初年度だから言っているんです。これ先ほど言いましたように、急にがくとグラフが右肩上がりになるということはないんです。まして初年度において25人しか出生していない、こういったことを想定していましたか。今まで50人とか60人の子供たちがいたんですよ、1年間に。初年度において25人計画していて、それで言っているならいいですよ。当初50人か60人生まれていたその計画で言っているのであれば、やはり見直しが必要ではないんですかと、初年度からですよ。そういうことで言っています。

それで、25人ということは、西畑、老川地区でたしか8人、総元、上瀑、大多喜で18人です。それで複式学級、前々から言われていますよね、複式学級になったら統合するんだということで統合は進めてきたわけですが、それがどうなっているのかということもちょっと調べさせていただきました。そうしましたら、2つの学年の合計児童が16人、そのうち1年生の場合だと8人という。25人でも複式学級になるおそれはないんですけども、万が一途中で家族、子供がどこかへ行っちゃったと、茂原へ行っちゃった、市原へ行っちゃったということになったら、複式学級になるおそれもあるんですよ。ですから早急に手を打たないといけないんじゃないかならうかと。

それで、まずそれにはどうしたらいいかということをお自分なりに考えてみました。本当に数十年後には集落の維持ができない集落が出てくるわけですから。まず出生者数をふやすには若い人に地元に残ってもらわなければならない。それには、大多喜町に残ってもらうためには、各行政区、集落が魅力あるものにならなければならない。今まさにこの大多喜地区の方面と山合いの地区、非常に格差ができてきちゃっているんですよ。小学校、中学校に通うにしても紺屋の人たちは5分、10分で行けるけれども、西畑、老川、総元の遠い

人は1時間とかかかるわけです。そういった格差を、今までは格差を大多喜町そんなに感じていなかったけれども、格差も非常に出てきています。そういったことを改修する必要があるのではなからうかというふうに思っています。格差についてはどのようにお考えですか。これ質問事項にないのでいいですけども、格差があるということは認識していると思います。これはね、確かに。

それで、この格差をなくすためにどうしたらいいか、次のページに行政と集落住民が協働で集落問題に取り組むためにそれぞれの課題についてと書かせていただきました。当然これ行政だけではできません。行政と地域住民が一体となってやらなければいけません。

集落住民が取り組む課題、伝統的な集落運営を改め発想の転換を図る。いろいろ書かせていただきました。行政が取り組む課題、これについても書かせていただきました。集落の自然環境は、上水道を含め公益性もあるので、その維持に行政は極力努める。住民が安心して暮らせることを支援する。空き家対策を進め定住化を図る。近隣集落との連携を進める。集落振興は一義的には当然住民がやるべきだけれども、その取り組みに対し、人的、財政的に支援を積極的に行う。それで、これを行うには何をしたらいいかということが次の段です。

職員の採用に当たっては、これからは地域活動も実績も含めてその職員が来ることによって地域がどれだけ活性化するのか、そういった面も重要な位置づけにして、職員の採用に当たってはそういったことも考慮する。

次に、職員の地域担当制。必要な体制を整備して、地域と密接にかかわり、地域の課題を住民とともに行政が研究、調査する。これには、今なかなか皆さん忙しくて、現場に行く時間がないと思います。ですから今後は勤務体制も改めて、できるだけ地域に出かけていかれるような勤務体制も整えていく。

それとあと、集落の支援条例の制定。前回も言いましたけれども、やはり条例をつかって、行政が集落の支援に積極的に加わるんだと、条例をつくることによって、これは当然、条例をつくれれば住民もその条例に縛られるというんですか、そうしなければいけない事態に陥る。行政も議会も条例をつくれればそれに縛られるんです。やらなくちゃいけないんです。

町長がかわっても、課長さんたちがかわっても、議員もかわってもですね、行政側が集落を支援するんだと、あらゆる面において。そういった条例をつくることによって、いわば有言実行ですよ、それをつくれればもうやらざるを得ないわけですから。その条例をぜひつけて、責任を持って行動してもらいたい。

それと、もう一つ言うと、住民の方々にも、町の職員の方と話をしてくださいとか言うん

ですね。職員の方にも、住民の方と話をしてくださいと言うんだけど、その中で、役場の職員に話すと、苦情の嵐になっちゃう、だから行けないよと。また住民のほうも、来たらもう言いたいことを言ってやるよみたいな、そんな雰囲気がある、一部にですね。申しわけないけれども、そういったことがあってなかなか行政と住民が一体となれないところもあるのかなと。そういった壁を何とか取り払わなくてはならない。

そのために、私は年に1回の総会において予算とかいろいろな区の行事、区の諸問題、これについて話し合いが行われるわけです。その席に役場の職員が出席して、ともに話をして、区の状況、今新丁だったらどういった状況なのか、何で悩んでいるのか、何が問題があるのか、その辺を皆さんとよく話して聞く、そういった中から信頼関係が得られてくるんではなかろうかと思っていますけれども、以上の件についてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、企画のほうで担当しております部分で、2点目ですか、職員の地域担当制というところですね。

この件につきましては、新しい総合計画の中で、協働のまちづくりというような施策の部分があるわけなんですけれども、昨年度に基本計画の未来づくり重点プロジェクトの施策の一つといたしまして、行政と住民の協働の推進を掲げておるわけなんです、町の職員による住民との細かい、これは地区ごとでございますけれども、そういった活動も昨年度は実施しているところでございます。

それから、集落支援員の条例の制定ということですが、これは過去にも質問があったことだと思いますけれども、現状では条例の制定に向けてという形では進めておりませんが、今、集落支援員とかそういった制度もございますけれども、そういった制度との関連等をまた見ながら、今後考えていければというふうに思います。

それから、年1回行われる区の集会ですか、役場職員が出席しというようなことがございます。これも職員が行くのがいいのか、それとも特別職のほうで行くのがいいのかちょっとわかりませんが、そういったところも、今後区長会等と、そういった要望があるのであれば、またその考え方のほうをまとめて、そういうふうな方向に持っていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今言った4点ですかね、職員が地域活動を参加しやすい勤務環境を整える。職員の採用に当たっては、地域活動の実績も考慮する。あとは職員の地域担当制。こ

それは何も地区で盆踊りやっているからそこに参加しろと私言っているわけじゃないんです。地域の抱える諸問題をともに区の役員さんと研究すると、何も区で掃除するから、草刈りするからそこに出かけろと言っているわけじゃないんです。一人の職員が草刈りに行くより、一人でも多くの住民がそういった草刈りとか盆踊りとかに加わってくれたほうがよっぽどいいわけですから。そうするためにはどうしたらいいのかということをとともに協議してもらおう。

それと集落支援員、これも一つかもわかりませんが、私が言っているのは、正直30年、40年ももう子供がいない、高齢者ばかり、恐らくこういったところは10年後はもう集落の維持ができなくなるんじゃないんですか。普通そう思いますよね。それと今のうちは正直そんな数は多くないかもわからないけれども、10年後、20年後になれば大多喜町中そうなっちゃうんですよ。

こういった集落の支援については、1年、2年じゃできないんです。恐らく長い、5年、10年のスパンがかかるでしょう。今のうちに少しずつ進めていって、将来的にある程度完璧なものにしていく。今、地域へ行ってみると、活躍している方は大体65歳以上の方がほとんどなんです。その方が5年、10年たてば70、75になってくるわけですね。そうするとどんどん厳しくなってきます。今のうちからぜひやらなくちゃいけない。

あと、区の総会にはできるだけ一回参加してもらって、そういったところから区との信頼関係を築いていってもらうことが大切だと思います。

再度言いましたけれども、この4点については進めるということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） すみません、うちのほうからちょっとお話しさせていただきたいなと思っております。

職員の採用に当たっての、この実績を含めて評価しということですが、やはりこれはあくまでも地方公務員法の中では成績主義あるいは平等というものがございまして、ここだけを特化して評価するというのは非常に難しい話ではないかなというふうに考えております。ただ、それが一つの、その人の今まで経験してきた実績として見ることはできますけれども、これをもってそのまま職員として採用してくれというのは非常に難しい話ではないかなというふうには考えております。

もう一点、地区の総会の関係ですが、職員を出すということでもございますけれども、これは町の職員も地域に帰ると地域の総会に出なければならないということで、そういう職員が非常に多くいらっしゃると思います。そうすると、なかなか全てのところに職員を派遣

しろよというのは非常に難しいお話ではないかなということ、この辺をすぐに実施するというのは非常に難しいのかなというふうに考えております。ただ、いろんな意見はどんどん伺っていきたいというふうには思っておりますので、職員にはできる限り地域の方とお話をしてくれというようなことでの依頼はしてございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これ私いろいろ言ったのは、皆さん勤務しているときは役場職員だけれども、地域に帰ったら地域の一住民として、皆さん勤めを持ちながら地域のために民間人は頑張っているわけですから、役場の人が頑張っていないと言っているわけじゃないんだけど、役場を終わって土曜日とか日曜日になったら一地域住民として、できるだけかかわってもらおうことが行政と民間と住民との信頼関係を築く一つになるのではなかろうかと。

先ほど職員の、地域活動全てじゃないですよ、私が言っているのは。そういったことも加味してくださいということを行っているんです。

ぜひこれは早急にですね、本当に皆さん地域に出かけて行って、できるだけ地域に出かけて行って住民の方と接して、私は前も言いましたけれども、町の顔って町長、副町長、教育長じゃないんですよ、一人一人が町の顔なんです。皆様が頑張ることによって町が活性化されるんです。町長は一所懸命頑張っています、副町長も一所懸命頑張っています。しかしそれ以上に皆さんが頑張ってもらわなければならないんです。それは皆さんも重々わかっていると思います。

それともう一つ、近隣の市町村の状況を見ると、どこも非常に厳しい状況です。これを見る限り、大多喜町だけよくなろうと思ってもよくならないんですよ。各地域、本当に全体を含めて活性化、広域の連携、これが必要だということを非常に物語っていると思います。

何しろことし生まれた人数が25人ですので、これを早急に何とかしないと、このままでは大多喜町は沈没してしまうんじゃないかということを非常に危惧しておりますので、私も一所懸命頑張りますので、職員の方々も一緒に、あと住民の方と一緒に、ぜひ協力して町のために一所懸命やっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 次に、2番志関武良夫君の一般質問を行います。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私はこの河川整備についての質問をさせていただきます。河川については町の管轄でないということは十分承知している上における質問でございますので、ご理解いただきたい。

今まで私も何回となく河川整備については議会で取り上げてきました。この環境整備の重要性、そして河川敷の整備、そういうものについて提示してきましたが、一向に何の進展もなく、かえって今の状況は悪化しているような状況だと思っております。大多喜中学校の入り口、外廻橋のところから下流を見ますと、堤防の、あるときに雑木が茂っているのが見受けられます。先日、建設課長のほうから私のほうに伺いがありましたけれども、その後建設課長、現地のほうは見ましたか。見ました。

では、その現地を見たということでございますので、どのくらいの雑木が茂っているのか、また、その見た状況をちょっと説明してもらいたい。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 川底に柳の木がたしか植わってしまして、堤防には大分草が生い茂っていたというような状況です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今答弁したことは全然違うね、あんたの言っていることは。川底に木が茂っているなんて、そんなことはない。私が言っているのは堤防ですよ。実際にあんた現地視察したの。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 現地を見ましたけれども、川底に木が生えているのは確かでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） あのね、木が房状に茂っているんだよ、こんな、堤防に。柳の木とかほかの雑木がいっぱい茂っている。あれが大きなネックになっているんですよ。あれで水流を引きとめている。とめているような状況を生まれているわけです。

それで、草を刈りますね、草を刈って何であの雑木を切らせないんですか、その理由は何があるんですか。ちょっと答弁してください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 夷隅川のあその場所に関しては、何で木を切らないかというのはわからないんですけども、県のほうは、大雨が降ると見回っていて確認もしているということです。ほかの場所については、そういう木が生えていれば切ったところもありますけれども、あそこに関しては切っていないというのが状況です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 何で木を切らないのか、草だけ刈って木を切らない。一番重要なことだと思うんですけどね。木が茂っていて、下を刈って木を切らなきゃ何にもならないでしょう。危険が生じるようなことを感じませんか、ああいう状況になって。

あんたの見た状況の中でどういう状況、危険を全然感じなかったのか、感じたのか、それをちょっと言って。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） のり面のほうの、私が特に感じたのは、川底に柳の木が生えていたというのはわかったんですけども、のり面のほうはちょっとわからなかったということです。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） あの土手ののり面はね、橋のところから見ると全部見えるんですよ。だから川底に柳が生えているとかなんとかという問題じゃないの、私の言っているのは、のり面に雑木がいっぱい生えているから、あれをどうして残しておくのかと、そういうことで、あれ危険を感じればあなたの立場として県のほうに、土木出張所にでも何でも言って切らせるのが当たり前じゃないの。そうじゃないですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 当然そういうことなので、また月曜にでも足を運んでみたいと思います。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） そういうことをね、誰が見たってあそこから見ればすぐわかるんですよ。雑木が両方の側にいっぱい生えている。ああいう状況は誰が見たってわかるよ。それをあんた、川底だけ見てのり面が見えなかったわからなかったって、そんな答弁おかしいよ。誰が見たってこっちから見ればわかることだよ。それはあんた見ていない証拠だよ。

297号線のオリブ先の橋のところから上下の河川の状況を見てみなさいよ。竹は茂っている、杉の木は倒れている、そういう状況の中で川がきれいにスムーズに流れますか。誰が考

えたってこれは流れないんだよ、あれでせきとめているんですよ。

それで、去年の10月の集中豪雨のときに、久保の堤防のところが1メートル50か2メートルぐらいのところまで上がってきた。地域の人たちが非常に危険を感じたと、堤防が決壊するんじゃないかと、そういうことで聞かされました。そういうことは、そういう雑木とか木が水の流れをせきとめているから、結局は水が増水しちゃっているんですよ。そういったことを感じるでしょう、感じませんか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 当然そういうもの、竹とか杉が垂れ下がっているというのは障害物になりますので、流れを妨げているんじゃないかと思います。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 我々はね、重要なことだからやはり議会で今までも何回も私は議会の中で討議しているんですよ。そういうものをね、右から聞いて左に流している、重要視していない証拠ですよ。今まで何回くらい県のほうにそういう状況説明、それから要望をしたんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 過去の要望についてはちょっとわかりません。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今までね、個人名で非常に申しわけないんだけど、末吉さんが現職の課長のときに私も提案しました。そのときには、末吉課長は足を運んで県の土木まで行ってくれたんです。それで県の土木のほうから現地を視察に来てくれました。そのときにこれはひどいねというような、そういう意見が出たんですよ。末吉議員が言ったために、この川の下流の、上瀑橋の上流なんです、カーブになっているところの内側を小倉建設のほうでショベルカーで残土を上げたんですね。だけれども、それは逆なんですよ。大水が出ると、水というのは流れの圧力で外へ外へ行くんですね。そのために、手前のほうをちょっと土を取ったぐらいではだめ。全然逆の方向に進むんですよ。

そういうことをやって、それはやってくれたのは確かに非常に誠意があったということで、我々もそういうふうにとめておりますが、そういうものを私は地域の区長会の中で、区長会に出席させていただきました。しかし、そのときに県の職員のほうから、大多喜町は以前にも大きな災害があって、大きな被害を受けていると。それなのに町として何で県のほうに要望しないのか、そういうことを言われたんですよ。そのときに、私は今まで何回となく

議会で取り上げてきたことは、これは間違ったことじゃないなというふうに思いました。

しかしながら、町ではそのことをどういうふうに、河川のああいふ状況を見ながらそのまま放置しているのか。本当に我々が言っていることを重要な環境整備、そういうものに対して本当に真剣に受けとめているのかどうか、疑問視するところがいっぱいあるんです。

先ほどだって課長の答弁の中に、川の中に柳が生えていると。だけれども、土手の周りが見えませんか。土手の周りなんか見る前に、あんた、川の底を見る前に土手は見えるんだから、そんなのおかしいんだよ。

これから先、災害がいつ来るかわからない、そういう状況の中で、これからの河川整備、これをやっていかないと、やはり大きな災害になる可能性が十分に私はあると思うんですね。そして、地域の人たちの生命、財産を守るということは行政の責務でありますよ。そういうものを真剣になって行政が考えてもらいたい。県のほうにも早急にそういったことを要望してもらいたい。課長、どうですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 確かに去年、おととしと河川の大災害、鬼怒川とか岩手、北海道なんかで河川の氾濫がありまして大災害があったので、大多喜で起こり得ないということはありませんので、その辺は十分に要望していきたいと考えています。

それで、先月の終わりに、大規模氾濫に関する減災対策協議会というのが発足しまして、それは水の防災意識を高めて、減災のためのハード面、ソフト面の整備を一体的に進めるといふようなことで、そういう協議会も発足しておりますので、そういう面では実際に2年前からもう河川の氾濫がありますので、我々も要望はしていきますけれども、県のほうも力を入れるんじゃないかと思えます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 県のほうも、町のほうから要望しないと、なかなかやっぱり各地域のことはわからないわけですよ。だからやってくれない。1回言ってだめでも、2回、3回というふうに、やっぱりそういった活動を続けていかないとなかなか動いてくれない。だけれども、先ほども言いましたけれども、前課長のときには、言ってすぐ動いてくれたんですね。動いてくれました。そういった経緯がやっぱりあるんですよ。それが、全体的なものの中で解決されない状況が出ていますけれども、だけれども、そういうふうにすぐやってくれた、そういう気持ちが私は非常に大きな問題だと思っております。

これからも町として、そういう災害対策、それから環境整備、そういうものについてもこ

れから重要課題として取り組んでいただきたい。

私のほうからは、それだけお願いして私の質問を終わります。

○議長（野村賢一君） 答弁はいいですね。

（「いいです」の声あり）

○議長（野村賢一君） 以上で志関武良夫君の一般質問を終了します。

これきょうは通告してありますので、3時20分まで休憩します。

（午後 2時54分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛、一般質問に入らせていただきます。

私も久しぶりでございます。20年ぶりに大多喜町ふるさと議会に戻ってまいりました。

思えば、私は常にしがらみのない政治、公平、公正な政治の実現を図る。そして、町民全体の奉仕者としての立場より住民の意思を酌み取る役目を果たす。住民の最も身近にいる立場、最前線にいるのが私たち地方議会議員であります。つまり、執行部に対して、権力分立の立場より、お互いに緊張感を持ちながらも、町民の公益実現のためにお互いに努力しようではありませんか。

これより、町民の姿を常に念頭に置きながら、そして町民の気持ちに立ちながら質問に入らせていただきます。通告に基づき行いますので、執行部は決して逃げることなくはっきりと、そして建設的な意見を言ってください。それが私が町民から託された使命であります。

過去を知らずして現在はない、ましてや未来はつくれません。天災は忘れたころにやってくる。過去の問題を十分に検証し次に備える。備えあれば憂いなし、歴史の事実というものは、明るい未来像を描くための一つの指標と言えます。

過去、とうとい犠牲を出した当町における災害の歴史は、私もその状況を知り得る住民の一人として、今でも身に詰まされる思いであります。

また、私自身、この20年間、さまざまな経験をしてまいりました。とりわけ災害に関しては、中越地震のボランティア活動の体験、また、東日本大震災の惨状を実際この目で見た歴史の証人として、また後世に伝えていく責務があると思います。

そこで、当町では、先ほども志関武良夫議員が住民の立場に立った問題を指摘していただきました。河川の氾濫、これを防ぐために過去さまざまな対策がとられてきたと思います。その中でも、堤防というものは十分にその機能を果たし得ているだろうか。現状ではその強度についてどのような検証がなされているか、川底のしゅんせつ作業はどうか、そして今言った内容は、いつどこでどのような手順で行われているのかお伺いしたいと思います。

それでは、担当課長よりお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 河川の氾濫を防ぐための対策についてのご質問ですが、河川の氾濫については、最近では茨城県常総市の鬼怒川の堤防の決壊、越水による氾濫が記憶に新しいところです。

二級河川の管理は県が行っております。本町も外廻橋の下流部に堤防がありますが、これは昭和45年7月の災害後に建設された堤防で、今まで越流や決壊は発生しておりません。またその後、昭和47年に排水機が設置され、平成12年にポンプの更新が行われております。昭和45年以降、堤防の越流、決壊はありませんので、その機能は果たされていると思います。

また、堤防についての検証ですが、夷隅土木事務所に聞きましたところ、年1回巡視し状態の悪いところがないか目視により確認をしているほか、出水後のパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを確認しているとのこと。川のしゅんせつ作業については、河川管理上支障が認められた箇所についてはしゅんせつを行っているということです。

県に対しては、これまでどおりパトロールなどの現場巡視による危険箇所の早期発見やしゅんせつによる維持管理に努めてもらうとともに、久保の堤防については、築後40年経過し老朽化の懸念があることから、検証について働きかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、建設課長、県のほうに出向き、そして町民の意思を伝えた、このことは評価いたします。

ただ、ご存じのように皆さん、年に1回しか巡視していないという、回数がですね。私思ったんですけれども、春夏秋冬、刻々と四季は変わるんです。堤防の状況もあるいは河川の

状況も、これ年に1回で果たしていいか、こういう問題が多々あります。

恐らく、よく行政の皆さんが町民といかに乖離しているかという原因は、これは町ではない、県の所管である、これは国である、こんなこと言ってもわからんですよ。一番大切なことは、住民の意思を町がしっかりと伝え実現させることこそが行政、そして役所というのは役に立つ場だから役所なんです。役立たずの役所はだめなんです。

過去40年余り災害が起こらなかったということは、これはよかったと思いますけれども、実際は災害は起こっています。そして堤防の危機、決壊のおそれがありました。先ほど志関武良夫議員がおっしゃったように、ほんのわずかボタンをかけ違えていたら起こっていました。私が知っている限り、平成8年も危なかったと思います。たまたま運がよかったのが穴倉町政、そして田嶋町政だったでしょう。しかし、飯島町政、今回8年目を迎えて災害が来た場合、これは大変な問題です。何を差しおいても住民の命を守るために、ここでどうでしょうか、町長、あなたの防災に対する考え方、そしてあの堤防に対しての要望についてどのように考えていらっしゃるのか。そしてもう一点、最も重要なことは、町長自身、あの現場にいつ行って、どのように感じたのか、そういう感想もお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は災害時、常にいわゆる災害時の本部長という立場になります。私の責務というのは、いつもこういう書類がありまして、市町村長の責務というのがある、これは知見しているところでございます。

私もあの堤防につきましては、時折歩くことがあります。やはりなかなかあの堤防もしっかりできてはいるんだと思いますが、じゃ、これが安全かどうかというのは、私ども素人的な目で見てもなかなか難しいわけですが、やはり目視で何か異常に気づけばすぐ我々も土木、今課長も答弁したように、土木のほうにお話をするところでございます。

それと、私どもの立場から言えば、それが今安全であるかどうかというのは、正直専門家ではありませんからわかりませんが、ただ、今の気象条件というものが、いつときから申すと大分変わっていますよね。それで非常に大洪水が頻繁に起こる状況の気象情報の中で、今までそれがよかったからこの堤防がいいかというのは、この辺はまだ恐らくわからないわけですよね、これからそれでは足りないかもしれないわけです。

私どもは常に、私を含めて市町村長では、常に国のほうにあるいは県のほうに、県土整備部全体の土木予算ですね。こういったものが全体に、一時期から見ると3分の1まで国は減額しておりますから。私どもがいつも県のほうにお伺いしますと、やはり3分の1の予算の

減額ということの中で、緊急の課題性のあるものからということで、常に我々には答えがあるわけです。

この河川につきましては、私どもも常に、さっき課長の答弁のありましたように、県のほうには要望しております。しかし、予算上の話でいつもさっきのような答弁になるわけです。ただ、これは続けていくことが大事でありますので、これからも続けております。

ただ、この1月に国の社会資本整備審議会で答申が出されまして、今の気象状況の中で、従来とは考え方がちょっと違って大洪水が起こる可能性が非常に高いと。そういう気象状況に変わってきたということで、今県のほうにおりてきまして、県のほうも河川についての減災対策というものの、先ほど誰か答えましたけれども、5月に会議があったところでございます。これからこういったものを審議されるわけでございますが、特に利根川水系、それから江戸川水系、それから東京湾に流れ込む水系、それから九十九里、そして私どもの外房エリアですね。これは鴨川の周辺までということだそうでございますけれども、そういったことで5カ所個別に、これから減災対策の会議ということで今進めているわけで、その中に、今、麻生議員の言われたように、やはり危機的なことを事あるたびに訴えていくと。そして予防していく。予算的にはやはり国からおりてきて県が執行するわけでございますけれども、やはり我々は、県国には常に要望活動を怠りなくやってまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長のご答弁、申しわけないけれども、一点欠けている。町長が努力している点は認めます。そして現場に出向いた点も評価いたします。ただ、なぜかというのと、素人目には判断できんと、そういうことをあなたが言っちゃいけないんですよ。要するに、我々は素人であってはならないんです。それは、学者ではありませんけれども、住民の命を守る、そしてこの国土を守る、町民の大切な財産を守る立場のトップとしては、申しわけないけれども、素人目から見たらどうかとか、そういうことは一切言うてはいけません。

そしてもう一つ、私から見ると、あれは建設課長もきっと訪れたから感じると思うんですけども、確かに過去、災害はなかったけれども、素人目から見ても危険ですよ。先ほど来言っているように、志関議員がおっしゃったように、もう堤防の強度は立木やあるいは柳の根がはびこり、かなりの、素人目ですよ、私ももしかしたら素人と言われてもしょうがない、しかし私は素人よりももしかしたら違うかもしれない。それは住民の気持ちを酌み取る立場にいる点と、国土交通委員会で私なりに学んだ点があります。その辺はもしかしたらセミプロかもしれません。その立場から言わせてもらいますと、あれはもうレッドカードです。もう

猶予がありません。すぐさま強度をてこ入れしなくちゃいけない、その立場があるということ認識して、町政運営をやっていただきたい。

私は決して努力しないと言っているわけではないんです。皆さん方は町としては精いっぱいやっているでしょう。しかし、一般の町民から見たら、町も県も国も同じなんです。そこをいかに県を説得し、国の俎上にのせるか、それがいわゆる政治力であります。飯島町長はなかなか政治力もあるというふうに評価されておりますから、この問題に関しては決して逃げずに、そしてこれからも前向きにやっていただきたいと思います。

それでは次に、通告してある問題に入らせていただきます。

当町におけるこの立派な防災計画図ですね、じっくり読ませていただきました。また、これもなかなかよくわかりやすく出ています。このプランニングも大変だったでしょう。しかし最も大切なことは、先ほど来言っているように、現場を知らずして語るなかれなんです。ハード面の施策のみならず、一步進めてソフト面、メンタル面での配慮の重要性を痛感する次第であります。

具体的に言いましょう。例えば、避難所におけるプライバシー保護の観点より、段ボールでのパーティションの設置や母子の授乳部屋の設置などの対応が求められます。

これら弱者への配慮を第一に考え、住民、安全・安心に応えるまちづくりが望まれるのは申すまでもありません。避難所を開設した場合の対応は、当町ではどのようになっているのか、この問題について所感を伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 避難所を開設した場合の対応について、総務課のほうからお答えさせていただきます。

避難所のまず開設に当たりましては、災害により現に被害を受けた場合、または災害の発生するおそれのある場合に、災害対策本部から避難所となる各施設を管理する課に指示を出し、避難所を開設いたします。

避難所の運営に当たっては、警察等の防災関係機関、地域住民組織の協力を得ながら避難所の運営を行うこととなりますが、男女双方の要望や意見を反映するため、管理運営する組織に男性ばかりではなく女性を加えるとともに、女性への配慮として更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付などにも配慮して運営に当たります。

また、避難生活が長期化するような場合には、プライバシーの確保など基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄も必要になりますので、備蓄品の内容につ

いては関係部署と協議しながら優先順位を定め、計画的に充実を図りたいと考えております。

なお、要配慮者と言われております要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する方あるいは外国人の方などに対しましては、県で作成しました災害時における避難所運営の手引きを参考に、避難されてきた方に対し適切な対応に努めるとともに、県や近隣市町村を初め、ボランティア団体等の民間の活力もかりながら避難所の適切な運営に努めてまいります。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、担当課長よりるる言っていた、要するに私が言ったようなことは十分対応できると、これからは恐らくペットの問題や、あるいはやっぱり一番人間として大変な排せつの問題、そういうことも恐らく、今言った中では配慮されるんだと理解いたします。

そして、荒川区との防災協定を結んでいる当町、これは通告しておりませんから、ただ、いざ有事の際は、恐らく私どものほうでそういう対応もしなければいけなくなる、そんな状況もあると思います。

私はたまたま東日本大震災のときに、今課長が言ったように、いわゆる民間の力、ボランティアの力、企業の力、これを目の当たりに見た次第であります。つまり、帰宅困難者が起こった首都東京であっても、全く暴動が起こらず、そして企業等が積極的に炊き出しをしたり、あるいはホテル等では帰宅困難者のためにロビーを開放し、毛布を出したり、あの首都東京は、当時は石原さんだっただと思いますけれども、いろいろと批判が今言われていますけれども、ただ、いざ有事の際にはかなりすばらしい対応をした、そのように私も記憶しております。

災害が起こる、これは起こらなければ一番いいんですけれども、必ず起こると見て対応しなければいけない。そして私自身、中越地震、あのときは現場に入りましたので、いや、これはですね、実際に自分が入ると、そのときは素人でしたので、何もお役に立てないような状況であった。とにかく家屋が倒壊している、道路が波打っている。そこを、素人ですから、しかし気持ちはあります。同じ国民として我々ができることは何かしなくちゃいけない。ところが私は普通の長靴で行ったので、本当に申しわけなかったんですけれども、もう家屋が倒壊したところでは、くぎが出たりいろんな瓦れきがあったり、もう普通のあれではだめなんです。安全靴を履いたりとか、そういうことも実際自分も体験してわかりました。

そこで、これも考え方なんですけれども、町長が、これは通告にしてありませんので答え

られる範囲で結構です。もし、いざ有事があった場合、当町以外がですね、荒川区であったりあるいは非常に親しくしている市町村であった場合に、職員を例えば派遣する。そうした場合、どの程度のタイムリミットで派遣できるのか、これは通告していませんからお答えできる範囲で結構です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この災害は、例えばエリアの狭い災害というのはほとんど災害も小さいものなんですよ。大災害というのは、多分荒川がいくということはおうちのほうもいくんだと思います。

ですから、それはまず私どもが考えるべきは、町民を安心・安全な形にした、その中でまだ余力があればしますけれども、それは相手も同じだと思うんですね。ですから、この大災害というのは本当に狭い範囲じゃなくてもものすごく広い範囲で、東日本大震災もそうだったんですけれども、とてつもなく広い範囲ですよ。ですから、これは災害の状況にもよります。

ですから、まず私ども、町民の安心・安全をまず優先しながら、その余力の中でできるならばやると、これはもう当然、お互いに協定結んでいますから、それは先方も同じだと思いますので、まず町民のところが先に来るかと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長、通告もしない質問に対してお答えした、それは町長自身がいざ危機のときにも、何のマニュアルがなくても対応できる一つの証明だと思います。

私は、今言ったように、町民を第一に考える、この答弁は及第点であります。そして、余力がある、そのとおりです。しかし、私がもう少し進めておきたかったのは、常に役場の諸君もあるいは町民の諸君も、いざよそで有事があった場合、私どもには危害が及んでいない場合は、率先してボランティアをかっていく、そういう気概を持ってほしい、また、あると思いますので、今それを一つの系譜として皆さん方に投げかけたいと思います。

今日は30分という時間、これは短いようで長い、長いようで短いかもしれません。ただ、一応きょう、執行部の皆さんがこれだけのものを土台にしながらも、自分の目を見て歩いてきて、そして答えた。それは申しわけないけれども100パーセントとは言わない、しかし、一応町民の立場に立っていこうという気概になったということは高く評価できると思います。

私自身、20年ぶりにこの場に立たせていただいて、町民の暮らしを第一に考えるという、今の飯島町長のお話、そして執行部の担当課長のお話、これは町民にもしかしたら誇れるこ

とじゃないかなと思います。

そして、最後になりますけれども、皆さん方に私の政治家生活24年の中で最も尊敬する政治家の一人であります方々のことをご紹介します。

その方が、まずは人名を救うためにみずからの命を顧みない、そういう精神を持った方です。名前は前田武志。皆さんももしかしたらこの名前を聞いたことがあるかもしれません。元国土交通大臣です。この方が今から四十数年前、あのベトナムが南北に分かれ、当時の南ベトナム・サイゴン、現在のホーチミン市ですね、の陥落のときに、外務省一等書記官として、邦人2,000名の命を救出した。海外ではラストサムライと称されています。

私もこの前田武志先生より薫陶を受けた一人として、命のとうとさを守る政治家、そして国民の声を伝える政治家、そして町民の、国民の真心をしっかりと受けとめて活動する政治家として今日までやってまいりました。これからも大多喜町をよくするために皆さんと軌を一にして、ベクトルを同じ方向に目指して、町民の生命、財産を守る政治家の責務を遂行することを皆さん方にお約束して、私、麻生剛、20年ぶりのふるさと議会での一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で麻生剛君の一般質問を終了します。

以上をもちまして、本日の一般質問を終了します。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 説明をします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります、齋藤晟氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります佐藤氏から、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的知識を養

うためのものであり、将来を担う子供たちが、全国どこでも同じ条件のもとで教育が受けられることは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によって義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはこの都度採択し、意見書を政府関係機関に提出をいたしております。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、平成30年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、平成30年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります齋藤晟氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります佐藤氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただきまして、採択いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま志関武良夫君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

追加日程第1、発議第2号及び追加日程第2、発議第3号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

◎発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（吉野正展君） それでは、発議案を朗読します。

発議第2号。

平成29年6月4日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、麻生剛、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、吉野一男。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に

格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第3号を朗読させていただきます。

発議第3号。

平成29年6月4日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、麻生剛、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、吉野一男。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期

に策定・実現すること

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること

5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

6、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 発議第2号及び発議第3号、提出の理由の説明をさせていただきます。

発議第2号及び発議第3号につきましては、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議いただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、根本年生議員、吉野僖一議員、麻生剛議員、麻生勇議員、吉野一男議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただきたいものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

まず、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 4時09分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成29年6月6日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉野正展 書記 金杉孝枝

議事日程(第2号)

- 日程第 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 33 号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 34 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 議案第 35 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 36 号 平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 37 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 改めて、おはようございます。

議員各位初め、執行部の役員の皆様には、4日の本会議に続きまして、大変ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

日程第1、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の35ページのほうをお願いしたいと思います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町三又380番地、氏名、唐鎌良枝氏、生年月日、昭和26年5月18日生まれ、現在66歳でございます。

提案理由でございますが、現委員であります唐鎌良枝氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

候補者の唐鎌良枝氏は、1期3年間、人権擁護委員としてご活躍されております。地域からの信頼も厚く、人権啓発などに積極的に活動されておりますので、ぜひともご承認賜りますようお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） この方につきまして、どうこうということは一切ございません。大変人格識見のある方で、私はこの者に関してはすばらしい方だというふうに認識しております。

実は、私ども議会議員というものは、常に執行部の方々が提案したものに全権委任状を与えているわけではないという立場で議会議員がある。その立場より、大所高所の立場よりひとつ今回も含めまして、私、常日ごろ、町のさまざまな委員につきまして、ちょっと疑問符を感じているところもございます。その辺で、どのような選出過程、選考方法、そして選考人数等で行っているのか、その辺、少し透明化していただきたい。私は、これはかねがね本当に疑問に思っている。そしてちょっとこの方でいいかなという方も正直言っておりますので。ただし、今回の方に関しては、私はすばらしい方だと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 質疑ですから、答弁、誰か。

町長。

○町長（飯島勝美君） 選考につきましては、それぞれ各部署で皆さんの委員を立てながら選考させていただいておりますので、それで私のほうに上げてきておりますので、当然のことながら、そこでは十分審査をしていると考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長の答弁は、そう言わざるを得ないでしょうから、それは置いておきましょう。

一番大切なことは、もう少しウイングを広げていただきたい。要するに、さまざまな方々を町で選んでおります。しかし、私が見たところ、まだまだ埋もれた人材が相当います。そしてもう一つは、ちょっとおかしな方も、町のいろんな役職についている方もいます。これは私のあくまでも私見でございますけれども、もっとウイングを広げるべきだと思います。なぜならば、そうしなければ町の風穴はよくなりません。ますます閉塞状況になってしまふ。私、見ていると、ほとんどの委員が皆さん方と余り仲よくし過ぎなんじゃないかなという気がします。もっとお互いに緊張関係を持って、切磋琢磨する、その中で築いていきたい。ですから、今後、選考過程をもう少し透明化できるような形を考えて、ウイングを大きく

広げるということを肝に銘じて行っていただきたいと思います。

今回のこの方に関しては、私は立派な方だと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） こういういろんな役職の皆さんを選考するときには、今申しましたように、それぞれ諮問するわけでございますけれども、ただ、最近はそういうお話もありまして、いろいろな委員につきまして公募をすることも多々広げております。ですから、以前から見ますと、かなり委員については公募の中で選ぶ委員もおりますので、これはこれからも続けてまいりますけれども、閉鎖的ということではないと思いますので、これからも広く公募できるようなものは公募していきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長の答弁の中で、公募しているから大丈夫だと、かなり開放しているんだと。これは、要するに私もさまざまな方のご意見を聞いております。公募していくんだけど、私もこの方なら大丈夫だという方々が、町のほうの回答では拒否される。これは、恐らく町長云々ということではなくて、町長のことを余りにもおもんばかりで、町の飯島体制と一緒に追い風になっていける方々を指名しているような感が私はします。それは町民の中からもそういう意見が出ています。私が見ても、かなりのしっかりとした方で、それが何か高齢であるという理由で拒否される、そうしたら最初から条件にうたうべきなんです。そういうこともなされてない。だから、一見公平であるように見えて、同じテーブルに着いて同じ土俵の中で戦えないという、これをやっていくと人材が伸びませんよ。老若男女一体となってやらなくちゃいけない。

ですから、執行部諸君も、この町をよくしたいという思いは同じだと思うので、やっぱり選ぶ際、これは飯島体制に批判的な方かもしれんけれども、町の将来を考えてそういう方々も入れながら切磋琢磨していく、そうしないと町というのはよくはなりません。ちょっと私を感じた限りにおいては、そういう点、具体例を挙げると言えばたくさんありますけれども、今ここで挙げてしまっても、その方のプライバシーの問題もありますので言いませんけれども、以後、誰が見てもという形の方を選出していただき、この方がどうして落ちるんだと言われるような、首をかしげるような形はやめていただきたい。

私からのあれは、ここまでです。以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 一応、公募している場合は、この前もお話しさせていただきましたけれども、公募する場合について、やはりその方の経験だとか識見、さらには性別、あるいは職業、年齢、地域、そういったものを加味しながら町のほうとしても決めている状況でございます。応募された方は、全てやはりすばらしい方だというふうには認識しておりますけれども、やはりそういう中で選出をさせていただいているということで、その選考に漏れた方については大変申しわけないというふうに思っておりますので、そういう平等な視点に立って選出しているということでご理解いただければというふうに思います。

（「議長」の声あり）

○議長（野村賢一君） 麻生君、4回目です。

（「いいことだからちょっとやらせてくれ」の声あり）

○議長（野村賢一君） いや。

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第2号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は、通告順により行いますが、質問時間については、答弁を含めて30分となります。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 通告順に従い、発言を許します。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 2番志関です。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、高速バスの運行についてと、それから人口の減少についての2つを質問させていただきます。

まずは、高速バスの運行について質問しますが、現在、乗車率は運行当初よりも上がっていると思われませんが、町では、この運行について、当初から若い人たちに大多喜町に居住していただき、人口減少にも歯どめをかけようという提案には私も賛同したところでございますが、運行に際しても、大多喜町内のゴルフ場の協力をいただいているということで運行がされたと記憶しておりますが、ゴルフ場のお客さんの協力は現在のところ得られていないような気がするのですが、どのような条件で、どのような協力がされているのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 高速バス運行についてということで、企画課のほうからお答えさせていただきます。

初めに、高速バスの運行状況について説明させていただきますが、平成28年度の運行状況ですが、乗車人数につきましては、計画乗車人数1万6,079人に対しまして、実績乗車人数は1万3,148人となりました。1日当たりの乗車人員で見ますと、計画人数44人に対し、実績人数は36人となります。さらに1便当たりの乗車人数では、計画人数3.67人に対しまして、実績人数が3.04人となりました。

収支面では、運行収入を見ますと、計画運行収入2,570万円に対し、実績では2,161万5,000円となります。運行経費では、計画運行経費8,907万9,000円に対し、実績では8,804万2,000円となる見込みでございます。収支差額に対する補助金額では、計画額6,338万円に対し、6,642万7,000円となる見込みでございます。

ご質問のゴルフ場からの協力と運行条件とのことですが、町内ゴルフ場及び近隣ゴルフ場のうち、11のゴルフ場に高速バス利用に向けた協議を行ってまいりましたが、現状でご協力いただいているゴルフ場は、このうち4つのゴルフ場となっております。

協力内容につきましては、各ゴルフ場のホームページへの掲載、メンバー会報への掲載、

また品川周辺企業へのダイレクトメールの送付等を行って来ております。この結果、利用につきましては、徐々にではございますが、増加傾向にあるところです。

また、運行状況につきましては、特にはございませんが、ゴルフ場のプレー時間に合わせた時刻設定の要望から、品川発午前6時20分と大多喜発午後4時30分発の便については、4月1日のダイヤ改正は行わず、ゴルフ場利用者に合わせた時間としております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、企画課長のほうから答弁がありましたけれども、この運行計画についてのそういうことについては、私も賛同した一人ですから、成功させなければいけないというような、そういう一念であります。

しかしながら、当初から黒字を目指していくというようなことから1年6カ月がたった現在でも、非常に厳しい状況であると思われませんが、どうなのか。考えても真剣に取り組んでいないのではないかというような、そういう感がするんですが、どういう取り組みをしてきたのか。また、ゴルフ場の協力を得ているということですが、ゴルフ場の協力条件がどういう条件で話し合っ、先ほど課長がゴルフ場との話し合いをしているということですが、どういう話し合いをされて、どういう条件でゴルフ場の協力が得られているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ゴルフ場からの条件ということなんですけれども、当初から条件というものは特に設けてはいないというふうに承知しておりますけれども、あとはゴルフ場のほうで、いかにゴルフ場を利用していただけるお客さんのほうに周知を図っていただいて、実際にバスを利用していただけるかというところになってくると思います。

ゴルフ場自体が、本当に協力をしていただけないというのもあるんですけれども、それはやっぱりゴルフ場の中で、例えば送迎バスの問題とか、ゴルフ場によって協力がなかなかできない部分もあるということございまして、最終的には、現在、4社のほうから協力をいただいているというようなことになっております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） この協力という言葉は、口だけで言うのでは簡単に言えるわけけれども、本当に真剣に協力をしていただくというようなことであれば、行政のほうから条件を提示して、向こうと、当初のゴルフ場の方々と膝を交えて話し合っ、そして協力を

してもらおうということをしていかないと、ただ口だけで協力、協力と言っても、これはもう協力じゃないんですよね。成り行きに任せたことしかできないような状況だと思うんですね。

私は、運行された以上は、どうあっても当初の目標を忘れずに、全力で努力し、町民の信頼に応える必要があると思っております。現在の状況では、私は全体的には努力が足りないのではないかと思います。そういうところは、やはりゴルフ場だけではなく、各企業にも膝を交えた、そういう協力をお願いするというようなことをやっていかないと、なかなかいい結果が出てこない、そう私は思います。その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員にいろいろとご心配いただきまして、本当にありがとうございます。

私ども、今、いろいろ営業につきましては、各事業者、ゴルフ場も含めて、企業者を含めて、まさに膝を詰めた話をしております。それで、ゴルフ場については、今4社の協力をいただいておりますが、なかなか最初はバスがないところもありまして、バスを購入していただいて、送迎に加わっていただいた事業者もあります。また、事業者によっては、券をそのまま売るとリスクが高いということで、いわゆるゴルフ場の券で、最後はゴルフ場に請求書を出してくださいという形で、そういうような条件を出して、向こうのゴルフ場からも条件をいただきまして、切符ではなくて、ゴルフ場が出した券でそれを最終的には精算で支払うというような、そういうような条件もいろいろいただきました。また、いろいろゴルフ場もクラブニュース、あるいは来ているプレーヤーに随時宣伝をしていただいております。そういったところで徐々に今ふえてきておりますが、さらにまた私どもも努力してまいりたいと思います。

また、もう一方で、それも一つのツールではあるんですが、私ども、今回、大多喜までバスを入れたというのは、観光客というものをもう少し取り入れようということでやっております。4月1日からの大多喜駅への乗り入れにつきましては、やはりそれなりの効果が上がってきているのかなと思っております。特に4月につきましては、初めて1便当たりの4人を超えてまいりましたので、これはかなり効果が上がってくるのかなと、また5月あたりの数字も見たいと思っておりますが、確実にとまる場所をちょっとふやすことによって、もう少しふえるのかなと思っております。特に、観光客をもう少しターゲットに入れながら、幅広く進めてまいりたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 町長の言うことはわかりますけれども、乗車率向上を図っていく努力は、これはもう、どうあってもやっていかなきゃ、当初の黒字にしていくんだというような、そういう考えから遠ざかっていくような気がするんですが、町民の負担を少しでも軽くできるような、走らせた以上は皆さんで全力でこれに取り組む、そういう姿勢が私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

これからも、バス会社との契約もございます。私もそういう条件についても仕事柄よくわかりますけれども、内容についてもわかりますけれども、町が走らせた以上は、やはり皆さんで努力して黒字に近づけていくような、そういう努力をする必要があると思います。これからは執行部の皆さん方も、そういう点についても肝に銘じて、赤字を出さないような、そういうような形をつくり上げていく、そういう努力をしていく必要をひとつ腹に据えてですね、皆さんで努力していただきたい、そういうふうに思います。

次に、人口減少についてを議題としたいと思います。

この人口減少は、全国的状況にあります。当町でも婚活活動を行っており、現在では当たり前前ことをやっていたら、これは婚活といっても当たり前前ことをやっていたら、一つも成果は得られない、そういう状況にあります。日本の女性の心理をつかむことは非常に難しいのではないかと思います。どのような対策を考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 町として、未婚者等にどのような支援対策をとっているかのご質問に、生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

現在、生涯学習課で行っております未婚者等の支援でございますが、結婚活動支援事業といたしまして、婚活イベントを開催しているほか、青年サークルを立ち上げまして、若者の出会いの場を広げるための取り組みを行っているところでございます。

また、現在協議中でございますが、民生委員の方々と共同で新たな取り組みを展開していく予定でございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） こういう婚活とか、未婚者の支援とか、そういうものについては、町を挙げて取りかからないと、なかなか難しい。やはり町を挙げて全力で取り組むことによって、減少率を少しでも食い止めることができるというような組織づくりをして、今までと違った方法も考えていく必要があると考えますが、行政のほうでは、そういう点についてはどうなんでしょうか。今の行政の中でのやっていること、その中で十分だというような考え

があるのかどうか、それをちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまの志関議員のご質問に生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

現在、町で行っております婚活事業でございますが、町内に立地している企業の皆様方にご協力をいただきまして、対象者の募集等についてご協力をいただいております。

昨年、町で行いました婚活事業でございますが、昨年度は2回実施いたしまして、1回目は、男性が10名、女性9名の参加があり、3組のカップルが、そして2回目は、男性13名、女性12名の参加があり、2組のカップルが成立したところでございます。

また、青年サークルについては、今年度から定期的なイベントも開催いたしまして、交流の場の拡大を図っております。

志関議員のおっしゃるように、未婚率を減少させることは町の活性化に重要な課題であると認識しておりますので、今後の婚活についても、企業との連携を深めながら事業を実施していく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 他県でも、そういう小さな町、村の中でも、こういう問題を非常に危惧し、真剣に町を挙げて取り組んだというところもございます。私は、そういったところにも、足を運びまして、直接その村にも行ってきました。そしてまた、向こうの外国人ですけども、外国の方々と一緒になった、そういった方々も含めまして、意見をいただきました。そういう中では、非常に成功している。離婚者がいないというような、そういう結果が出ております。そういうところを私も仕事柄、いろんなつながりがありましたので、そういったところを視察させていただいて、現地で直接向こうから来た人たちの意見などを聞く中で、それをやはり大多喜町にも役立てていこうというようなことでやってきました。

大多喜町全体にしても、非常にそういう未婚者の方が、老川、西畑、総元、上瀑、大多喜も含めまして、多い状況が続いております。そういう中で、成功させる道筋を町が作り上げてやらないと、前にも組織をつくったことがあるんですよ。日本の方々、女性の方々のそういう話は非常に、こういうことを言っちゃ、ちょっと申しわけないんですけども、日本の女性のレベルというのは高いですね。考え方が、今の若い人の考え方は高く考えております。そういう点で、自分が生まれたところでも、社会に出ますとなかなか帰ってこない。

では、こちらのほうにそういった適齢期の人がいるかどうかといっても、場所を言うとそれでもうだめになるというような状況ですね。

私が視察したところは、韓国、フィリピン、フィリピンは一番初めにやったということですけれども、それはちょっと抵抗があってちょっとまずかったということで、韓国と中国、中国といっても非常に広い地域ですけれども、ハルピンのほうの交流を深めて、そういうことをやってきたということで、非常に子供たちも、70人以上、子供たちがいると、できたということで、それで非常に向こうから来た人も喜んでいたというような、そういう状況でありました。

私も、そういったところで、聞いてきたことを一つの糧にしながら、町のために尽くしていこうということで、町の情報、そういったものを行政のほうに求めますと、個人情報があるから、これはもうだめだよと、個人情報があるということで、一蹴されます。しかし、我々はそれを悪用するわけじゃない。それを一つの資料として、町のために活用していくというような、そういう考えの中でやっていることですから、行政のほうも、内容をよく把握していただいて、個人情報だというような、そういうことで退けるんじゃないかと、もう少し真剣に町のことにかかわっていただきたい。

自分たちは教科書どおりのことをやっていけばいいんだというようなことでは、町はよくありません。やはり自分たちもそういったものに携わる、そういう気持ちの中でやってもらわないと、よくなっていかないというふうに思います。これからそういう組織づくりといひますか、そういったものは考えておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 組織づくりの関係でございますが、現在のところ、組織の立ち上げはしていませんけれども、今後、関係団体や専門知識のある方、あと町内におられます外国人の方などから、多方面から意見を聞きまして、より効果的な方法を探っていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 企業も、大多喜町には今非常にいい情報の中で来てくれているというような形もあります。そういう中で、企業とそういう働く場所のあっせんですね、そういうものを町が仕事場のあっせんなどをやってやるような形で、そして、そういう若い人たちの結びつきを立ててやるというような、そういうことをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは町長にちょっと聞きたいんです。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員の若い方の定住、または人口減少ということで、特に未婚の方が多ということで心配されていることは、私もよくわかります。私も本当にこれは何とかしなければいけないという思いの中でのいるわけでございます。

ただ、いろいろ町がどこまで入るかということについて、非常に難しいところがございまして、先ほどのように、個人情報につきましたも、何回かやっている中で、実は町のほうにちょっと紹介をしたときに、これ個人情報どうなっているんだと町のほうに大分ねじ込まれたこともありまして、そこもなかなか慎重を要するところがあるわけです。

ただ、どちらにしても、今、外国人の研修受け入れとか、いろいろ国のほうも進めておりますので、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、何らかやはり町でも50人ほどの外国人の方もこちらに嫁いでおられますので、そういうことも含めまして情報を含めて、何かいい方法があるかどうか、これからも検討してまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私も先月、岬のほうの方ですが、その方の3名の婚活といいますか、そういった形で紹介してやりました。それで中国のほうにも行って来たんですが、その中国の国から認可証というか、企業の認可証ですね、そういったものを持ったきちんとした、そういう企業と連絡をとりまして、そういうことをやりました。一般の方々には、やはり1人紹介して幾らというふうにする方もいるということをお聞きしますが、我々はそういうことではなくて、やはり立場上、そういった人を助けてやるというような、そういう形で支援体制をとっていく、そういうことが必要なんじゃないかなというふうにお思っておるので、先ほど、組織をつくってやる考えはあるのかどうかということをお聞いたんですが、そういう答弁でするので、これからも町の活性のためには、私はこれは今の状況の中では必要じゃないかなというふうな考えを持っておりますので、ぜひご検討をしていただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、志関武良夫君の一般質問を終了します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日曜日に続きまして、本日は大綱2点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の実施について、お伺いいたします。

厚生労働省2008年によれば、我が国の聴覚・言語障害者は約36万人とのことです。世界保健機構WHOでは、41デシベル以上の難聴者に対して補聴器の装用が推奨されているようですが、日本補聴器工業会2003年の調査では、補聴器の潜在ユーザー、難聴者のうち補聴器の所有者割合はわずか24.1パーセントにすぎないという報告がされております。

一方、身体障害者手帳の交付に関しては、聴力レベル70デシベル以上から交付を受けることができることとされ、多くの軽度・中等度等難聴の場合、自分で補聴器を購入する際の負担が予想されるところでございます。軽度・中等度難聴の場合、その難聴のレベルをどのように捉えるかは一様ではないようですが、会話はもとより、環境音の聞き取りにおいて高度難聴とは異なる固有の課題を有しているようです。このため、軽度あるいは中等度という言葉から、その容態については深刻な課題ではないと認識するのは誤りであると言えるのではないかと考えます。

本町では、今年度から、新生児聴覚検査の補助金導入をしてくださいました。これにより、早期に難聴が発見されることができます。乳幼児期の音声言語獲得には、聴覚機能の役割が大きいことを踏まえますと、発見時における聴力の慎重な評価や補聴の検討、指導が重要と考えます。しかし、保護者の軽度・中等度難聴の理解が不十分であったり、経済的な負担から補聴器の確保が滞ることが、療育・教育開始年齢がおくれることも懸念をされるところでございます。

早期発見がされた難聴児が、その後も継続的に支援され、日常生活や教育を受ける際の助けとなるよう、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の18歳未満の難聴児が補聴器を購入する場合、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の補助を実施してはどうかと考えますことから、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

山田議員のご質問の中でお話がありましたとおり、本町では、今年度から新生児の聴覚検査費用に対する助成を行うことといたしました。

聴覚障害は、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることとされていることから、その早期発見・早期療育を図るため、全ての新生児を対象に実施することが重要視されていることから、新生児の聴覚検査費用に対し、助成を行うこととしたものであります。

また、これらの検査等により聴覚等に障害が見つかり、身体障害者手帳の交付または難病患者等の指定を受けた方は、補聴器の購入について補装具費の支給を受けることができますが、身体障害者手帳の交付等を受けていない方は、補装具費の支給は受けられません。

ご質問は、補装具費の支給の対象とならない軽度・中等度難聴の児童が補聴器を購入した場合にも、助成を実施してはどうかということですが、山田議員のご指摘のとおり、乳幼児期の音声言語の発達過程においては聴覚機能の果たす役割は大きく、難聴児の障害発見時における聴力の評価や補聴の検討、指導など継続した支援は必要であると考えております。

そのため、ご質問のありました軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成について、今後実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 大変ありがとうございます。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それですけれども、これはいつごろまでに、どのような方向性でご検討いただける形でお考えいただいておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） できましたら、この後、検討させていただきまして、今年度中にできるようであれば今年度中に、できないようであれば来年度していきたいと思ひます。

実施の方法につきましては、県の補助金の要綱がございますので、県内の市町村もその要綱に沿ってやっている自治体が多いようですから、その辺を参考に補助率等、決めていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私のほうで、県のほうの要綱がちょっとわからないものであれなんですけれども、近隣では、いすみ市も既に実施をされていると思ひます。その中で、実は大

多喜町のある方が県立のある病院で耳の検査をしましたときに、補聴器、両耳に使っていらっしやるんですけども、いすみ市なら補助助成ができるんですけども、大多喜町は残念ながらないんだよねということで、がっかりされて帰ってきたという話を伺っております。

そういう中で、本町のこれらのご答弁本当にありがたいなと思っております。ただ、その方は、かなり年齢がいておりますので、今後、町でつくっていただいても、私はもしかしたらその補助金制度を使うことはできないかもしれない、今回買いかえますので、また何年か使うということですね。ですが、やはり私が知っている身近でも、やはり補聴器を使っていっぱいお子さんが何人かいらっしやるんです。ですから、やはり買いかえというようなことを考えましたときに、できるだけ早目に手当てをしていただくことが、準備をしておいていただくことができると思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一点でございますけれども、できましたら、そのときに、代理受領者方式についてもご検討いただけないかと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。要するに、自己負担分は自分で払うんですけども、業者に払う分を直接町とのやりとりでやっていただいて、自分の負担する分を一時的なものを抑えるという、こういうやり方でございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 要綱等を検討するときに、今のご意見を参考に、また近隣市町村等の要綱等を参考に検討していきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 大変前向きなご答弁をいただきました。何とぞできるだけ早くのご準備をお願いいたしまして、この点は終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、聴覚障害児には補聴器購入の支援のほか、保護者支援や子供の発達段階における指導上の課題もあるようでございます。これからも教育機関や関係機関など、多くの皆様のお力添えをいただき、さまざまご支援のあり方をご検討いただくことができると思ひますので、あわせましてお願ひ申し上げます。

次に、大綱2、加齢等による中等度難聴者に補聴器購入費用の助成をすることについて、お伺ひさせていただきます。

現在、障害者総合支援法に基づき、障害者手帳を取得された方を対象に、補装具費として補聴器の購入費用が支給されています。原則として、2級、3級の方に重度難聴用、4級から6級の方に高度難聴用のものが支給をされているようでございます。利用者の方から、比

較的安価で購入ができ、聞こえもよく、大変助かるとのお声も伺っております。

一方、中等度難聴の高齢者の方々より、補聴器購入費の助成を町独自でしてもらえないのかというお声もいただいております。

諸説あるとは思いますが、中等度難聴の程度は、近くで大き目の声の会話を聞き取ることができる、しかしながら、電話では精細な話を聞き誤ることがある、複数名による会話での話し合いや意見調整は難しい程度と言われております。補聴器が推奨されるレベルとも言われているようです。

聞こえは、自立した日常生活を送る上で、大変重要な要素の一つと思います。聞こえないことで、代筆や人との接触を制限したり、コミュニケーションの難しさからトラブルや家庭内でのストレスにもつながることもあるようです。本町では、高齢化率が39パーセント台に達したようにも伺っております。また、本町では、国民年金の方も比較的が多いとも耳にいたしております。

これからも高齢者の皆様に、お元気で自立して生活をしていただけるよう、中等度難聴者に補聴器購入費用の町独自の助成を実施してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

難聴者が補聴器の購入をした場合の助成につきましては、先ほどのご質問の中で答弁、お話ししましたとおり、身体障害者手帳の交付等を受けた方が補聴器を購入した場合に補装具費の支給を行っておりますが、ご質問のありました、補装具費の支給の対象とならない加齢等による中等度難聴者が補聴器を購入した場合の助成は行っておらず、今後このような方への助成を行う予定は現在のところ考えておりませんが、難聴となられた方、またその家族やその他にかかわる方の日常生活や社会生活における精神的負担等の軽減を図ることは、生活の質の向上を図るための方法として、補聴器を購入することは有効な方法の一つとして考えられますので、補聴器購入費用の助成については、今後、県内の自治体及び国や県の補助事業等の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今の課長からご答弁いただきまして、理解はできるところでございますけれども、国や県の動向ということでございますが、本町では、いつも申し上げさせていただきますように、どこの自治体よりも高齢化率が進んでいる、大変高い状況でございます。

す。ほかの自治体の様子を見ていたのでは間に合わないわけですね。それを先に、先んじて何かの対応をする必要があるのではないかと、私はこのように思っております。

この助成に関しましても、のべつ幕なくやっていただきたいと、こう思っているわけではございません。ある意味、きちっと医師の診察を受けていただくということは、もう大前提ではあると思っております。

また、この補聴器の購入先につきまして、町内業者からの購入ということをご位置づけていただいております。皆さんに聞いてみますと、通販で買われたり、補聴器代が高いからお買い求めいただいている方もあると思っておりますけれども、町内業者からご購入をいただくことで、その後の修理のメンテナンスなども相談しやすいのではないかと考えております。

また、場合によっては、その助成の費用に対して市町村税などの課税金額によって助成額を段階的に変える、要するに国民年金の本当に低いような方から、社会保険だとか一般的な所得のあるような方とかといろいろいらっしゃると思っておりますので、その一つの方法として、税額によっても段階的な区分けをしていただいて、その中で助成額を変えていただいてもいいと思っております。

やはりそういった中で実施をしていただくことができないかと思うんですけれども、この辺、町のお考えはいかがでしょうか。ご検討いただくことに値するかどうか、もしよろしければ、町長にお答えいただいても結構だと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、山田議員のいろいろお話をお聞きいたしまして、大変、いろいろお考えがあつて私どもも参考になったところでございます。今のご意見を伺いながら、また、私どもの考えるところはまた考えてまいりたいと思っております。大変貴重なご意見、ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 補聴器の件でございますけれども、聞こえというのは非常に家庭の中でも大変トラブルというか、精神的な負担が大きくなっているというのが現状としてあるようでございます。やはり家庭の中で、例えばおじいちゃんとおばあちゃんがいらして、片方が聞こえなくなると、会話がなくなるそうでございます。だんだんそうなると、外へも出て行かなくなるということもあるようでございます。また、若い人とお年寄りの中のそういったコミュニケーションも難しくなる、そういった中で家庭の中でも目に見えない何と

なく重苦しい状況というもの、本当にこういったお声も聞いております。

聞こえるということは、一つ、大きな生活の中での、生活レベルを保つということでも非常に大きな問題があるのかなと思っております。その中で、やはりお年寄りの方から言われるのは、何とか少し助成してもらえないか、国民年金でもらえるのは手取りにすると4万ないんだよ、そこから何かを払って、介護保険料を払って何かする、そうするともうほとんどない。聞こえが悪いというのはわかっているんだけど、買えばいいというのはわかっているんだけど、なかなか手が出ないというお声を聞いております。

ぜひ、このところ前向きなご検討を、子供の補聴器と同じように、高齢者の方の補聴器も検討していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、お答えしたいと思います。

高齢者の補聴器の助成につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、現在のところはすぐに行うという考えはございません。近隣の自治体ですとか、国、県の補助金の動向を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは堂々めぐりになってしまいますので、これで終わらせていただきますが、ぜひ、国や県の動向ではなく、大多喜町が先進事例となるような、そういった前向きな形の中でご検討をいただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

この件に関しましては、私がいただいている町の施策の中で取り入れていただくことができないかということの中でも、比較のお声として多くいただいているものの一つでございますので、何とぞ今後ともご検討いただきまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時20分から再開しますので、よろしく申し上げます。

(午前11時01分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 私は、2点にわたって一般質問をしたいと思います。

1点目は、道徳教科について、2点目は、水道水の汚濁対策についてということです。

まず1点目ですが、来年2018年4月から、小学校では道徳が教科に格上げされ、通知表に評価・成績が載るようになります。中学校は19年度からです。

このことは、きょう、きのうに決まったことではありませんが、ここ数年の国政の動きを見ていますと、大変不安を感じるものがあります。2006年に教育基本法を変えて、政治が教育にも介入できるような条項を入れ、そして秘密保護法で報道の自由を制限しようとしていたり、あるいはおとしでしたか、安保法制で自衛隊が海外の戦争に参加できるシステムをつくった。それで、今、日本の自衛隊の艦船がアメリカの空母の護衛船団に加わる、あるいは練習に参加するということで、北朝鮮は、つい最近まで、在日米軍を攻撃の対象にする。ところが、先週あたりは、もうそれを取っ払って検討し直すと、つまり日本全体が北朝鮮の標的になる可能性をほのめかしている。戦争がすぐそこまで、あるいはもう入っているかもしれない。そして、今はテロを口実にして昔の治安維持法に匹敵するような法律をつくろうとしています。

何としても私たちは平和を守りたい、戦前、教育勅語のもと、修身という名前で子供たちを連れて戦争に命をささげるような思想を生んでいった、そういう教育は復活させてはならない、そういう思いで、気持ちばかりが先走って、自分でも歯がゆいんですけども、そういう気持ちでこの道徳の一般質問をしたいと思います。

この道徳というのは、内心のあり方なのに、評価・成績がつけられるものなんだろうか。心の問題なのに、それを評価しようとする事への不信感が広く広がっています。また、一人一人の個性が型にはめられるんじゃないか、道徳で戦争ができる愛国心教育を戦前のようにやられていくのではないかという懸念、あるいは教室ではみんな同じようないい子になってしまったら、逆に怖いねというような声も聞かれますが、うなずけることです。

そこにきて、この2月、3月、安倍政権は、教育勅語を教材にできるということを閣議決

定し、国会の答弁の中でも触れております。教育勅語は、国民に天皇への絶対的忠誠を誓わせ、戦前教育の精神的支柱であったものです。それを政府は取り入れようとしているわけです。政府が改革しようとしている教育への疑問・不安が国民の中に深まっています。全ての階層の公務員は立憲主義のもとで憲法を守らなければなりません。それは教員もそうです。現憲法の平和主義・国民主権・基本的人権の擁護と実現を願う立場を踏まえて伺っていきたいと思います。

まず1点目ですが、今でも教科書を使った道徳の授業は、評価はしないけれども、今まででも行われてきました。それを改めて成績をつける教科として行う理由・目的というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ご質問の、改めて教科として行われる理由は何かということですが、これは、これまで以上に命の大切さ、また、いじめ防止を盛り込み、その問題解決や体験的な学習を取り入れ、考え、議論する道徳教育を目指し、児童・生徒の成長の様子を継続的に把握するために、学習指導要領の一部が改正されたものでございます。

また、小学校の道徳は、これまで教科外の活動としての位置づけでありましたが、このたび改正により、特別の教科として教科化することにより、年間授業時数35をしっかりと学習できるようにするため、平成27年3月に、いじめや自殺、そういった社会的背景を受けて政府の教育再生実行会議の提言で、道徳の教科化が打ち出されました。それを受け、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会に道徳の教科について諮問をし、その結果、道徳を特別の教科にするという答申を受け、学習指導要領の一部が改正されたものです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 余りよくわかりませんが、道徳が教科になったからと言って、いじめがなくなるか、子供の心のはけ口が解消されるかといったら、決してそうではないと思うんです。

道徳が学校教育に入れられてから、四十何年たつと思うんです。私たちが子供のときはありませんでした。その間、子供の心の荒れ方って大きいと思うんです。私たちが想定できないような事件を起こす子が、たくさんではありませんけれども、散見し、私たちはいつも、えって驚いたと思います。

教員の管理、そういうものがこれによって強まるのではないか、そういうことがないよう

に、教育委員会として教員を支援していただきたいと私は思います。評価をするというのは時間のかかることで、日曜日にも教職員の勤務の軽減、改善ということを一般質問しましたが、評価すること、通信簿をつけなきゃいけないという作業は大変な精神的な苦勞も、時間的な負担もふえると思うんです。そののところ、教育委員会として支援をしていただきたいと思います。

それで、2点目にいきます。道徳は、心の持ちようで、これを評価するというのはできるんだらうか。評価するに、成績をつけるに、基準があると思うんですけども、それはどういうふうな基準ができていますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 内心のあり方を評価する基準は何かというご質問でございますが、基準は、児童・生徒、個々による考えは異なります。そのことから、ほかの児童・生徒との比較ではなく、一人一人の児童・生徒と向き合い、その成長を受けとめ、1年をかけて文章により励ます評価をするというものでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それは、教員の個々の主観によるものなんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それは、やはり研修がありますので、その教科書にもよりますけれども、研修により個々の、教員一人一人の考え方ではなくて、そういう考え方を統一するために、校内、学校全体でそういう取り組みをやっておりますので、その辺は大丈夫だというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） こういう発言をしたら、こういう評価をするとかというのが、もうパターン化されているんですか。それを先生方が、お互いにというか、集団で研修することですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） そういうことではなくて、やはり先ほど申し上げたとおり、児童・生徒一人一人に対して向き合って、成長を見守ってそれを評価していくということでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） すごく抽象的ですよ。やはりここも何かよく理解できません、普通

の人として。

3点目にいきますけれども、自分の心のあり方を評価されるとすると、子供は学年が進むにつれて、こういうふうな場合にはこういう答えをすれば褒められる、今、褒めるというふうに、褒めるような評価をしていくというふうにお答えになりましたけれども、こうすれば褒められる、いい評価がもらえるとなったら、子供たちは自分の本当の気持ちとは違って、褒められるような発言をしていくのではないか。要するに自分の本音と建前ときちんと使い分けられるような、そういう知恵を身につけていくのではないか。それって本当は児童・生徒の人格形成にマイナスの影響を及ぼすのではないかと思うんですけれども。かえって本質的には反道徳的なそういうことが起こり得ることが予想されると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 内心の評価をするということで、児童・生徒の人格にマイナスの影響が考えられないかということであると思いますが、先ほどから申し上げておりますとおり、道徳の学習評価ですね、ほかの児童・生徒との比較ではなく、児童・生徒個人の成長に合わせた、成長を認め励ますための評価として、5段階による評価ではなく、それを文章により行うということで、児童・生徒個人の人格を否定するような評価とはならないので、影響はないものというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私が言ったのは、ほかの人との比較ではなくて、教材があって、本当はこんなのばかばかしいよなと思っていても、建前を言う。人との比較ではなくて、自分の言ったことに対して評価されるわけでしょう。それは自分の本音じゃなくて、褒められるような答えを身につけていくだろう。それって二重人格というか、本音と建前を使い分ける信用できない人間、あるいは世渡りのうまい人間の形成になるんじゃないか。時々、報道で問題になりますけれども、子供が授業で自分自身にやらせを演じるようになるんじゃないか。それは評価をするという今回の空恐ろしさというのを感じるんですけれども、かといって、それを大多喜ではおやめなさいということではできないけれども、そういうところを考慮していただきたいなというふうに思います。

あと、教員が道徳指導法に習熟しているのか、実際どうなんでしょうか。先ほど研修ということもありましたけれども、教員免許を受けるときには、教科教育法という授業を受けて、それなりの、細かくなくても教科の教え方の勉強はしてくると思うんです。小学校の場合だ

ったら、国語教育法とか、算数とか、音楽とか、体育とかあると思うんです。中学校・高校になると自分の専門教科ということになるんですが、道徳の指導法というのはあるんですか。先生方は、自信を持って子供たちに道徳の授業をできる状況にあるんですか、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 道徳の授業につきましては、先ほど来、申し上げているように、命の大切さ、いじめ防止を盛り込み、問題解決、また体験的な学習内容が追加されますが、これまで同様、原則、学級担任が行います。これは小学校においては専門の免許は設けないということであります。今後は、先ほど来申し上げましたが、学校全体で指導方法について十分な研修を実施して工夫・改善に努めてまいりますので、これからも問題ないというふうを考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 問題ありませんか。

次に、5 番目の質問ですが、安倍内閣は、教育勅語を教材に用いることを認める閣議決定をしました。このことについて、学者、教育家、法律関係者から批判が上がっております。

先ほど冒頭申し上げましたように、教育勅語というのは、戦前教育の根幹をなすもので、天皇のために命を捨てろという、言いかえればそういうことなんですけれども、このことについて、本町の学校では、閣議決定は、教材として扱うこともできるということなんですけれども、それはいかがなものかという思いがありますが、教育委員会としてはどういうふうに見ているのでしょうか。扱うのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育勅語につきましては、1890年、明治23年10月30日に、当時の国民の道徳の基本並びに教育の基本理念を明らかにするために発布されましたが、1948年、昭和23年に、衆議院で教育勅語等排除に関する決議、また参議院においても教育勅語等の失効確認に関する決議が、ともに決議されているところでございます。

教育委員会としてということですが、大多喜町教育委員会としましては、教育勅語に関する歴史的な史実としての記述を教材として扱いましても、その内容については、道徳等で扱う考えはございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 安心しました。それを徹底していただきたいと思います。

そしてもう一点ですが、新しい学習指導要領に銃剣道が入ってきました。銃剣道の「銃」は、柔道ではなくて鉄砲という意味、字です。

銃を見ただけで、非常に物騒なものを感じますが、これの扱いについては、どんなふうにおやりになる予定なのか伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 銃剣道でございますが、中学校の学習指導要領の中にも武道は日本固有の文化であり、その伝統的な行動の仕方を守ることで健康や安全に気を配るとともに、礼に代表される伝統的な考え方などを理解し、相手のことを尊重できるようにすることを重視する運動とされております。

銃剣道は、日本武道協議会が平成26年に制定しました武道の定義、その中には、柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道で定義されているとともに、昭和31年に近代スポーツとして競技、武道化され、国体種目の競技として確立している武術でございます。

そのようなことを踏まえ、今回の学習指導要領の改正によりまして、中学の保健体育の武術の種目の一つとして、銃剣道が新たに加えられたものであると認識しております。

町教育委員会といたしましては、あくまでも武術の選択肢が1つふえ、8種目が9種目になったということであり、選択は、各学校、中学校に任せておりますが、現在は2校ともに柔道を取り入れておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 銃剣道を取り入れる考えはないということですね。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現状、指導者のことであるとか、また現状の施設のことを考慮いたしますと、将来的にも実施する可能性は少ないものと考えます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 銃剣道というのは、鉄砲の形をしたものの先のほうに剣をやって、それでこう、突っついていくという、前進あるのみという武術だと聞いております。こういう時代の中であって、2年前から採用されているということですが、やはり非常にきな臭いものを感じます。学校の選択に任されるような、そういう答弁のようにも見えましたが、やはりそういう人、人殺しといえば剣道だって弓道だってそうなんですけれども。避けてい

ただきたいなという要望を申し上げます。

私たちの憲法は、何といたっても平和で、勝っても負けても戦争は悲惨なものです。それを避けるための平和教育を大多喜町でも展開していただきたいなということを最後につけ加えて、1点目の質問を終わります。

2番目は、水道水の汚濁対策のことですが、4月に西畑地区で火災が起きた後、水道水が濁った。こんなふうだよと見せられまして、町の対策もそのときに伺いました。濁ったところの使用料についてはもらわないから、メーターを計測してくれということだったけれども、多くの町民が知らないんじゃないか。ほかに、これから先もあってはならないけれども、可能性としてはあるのだから、広くきちんとそういうことは町民にあらかじめ知らせておいたほうがいいんじゃない、知らせてほしいというお声を受けました。

それについて、今後、住民へのこういう、汚濁の間の水道水の免除措置とか、どういうふうにするとか、住民に周知徹底する考えというのはありませんか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、水道水の汚濁対策につきまして、環境水道課よりお答えさせていただきます。

初めに、水道水の濁りとそれに対します町の対応について、簡単にご説明申し上げます。水道水の濁りの原因としましては、管に付着しています鉄分が、火災時における消火栓の急激な開閉や配水管布設工事に伴う本管接続時の仕切弁操作等による水圧の変化で鉄分が洗い流されることが主な原因かと思われまます。

それに伴いまして、町の対応としましては、水道水の濁りの通報を受けた際は、直ちに影響範囲を調査いたしまして、防災無線にて住民に周知を行い、本管の濁りを最優先に水抜き作業を実施します。また、必要であれば、給水タンクの貸し出しや給水車を用意いたしまして対応しています。

また、濁りの対策につきまして、住民に周知する考えはありますかとのことですけれども、町としまして、今後、濁り水の対策や水抜きに伴います使用水料の減免措置等につきまして、町広報誌やホームページを活用し、住民に広く周知したいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 蛇足ですけれども、4月のときには、どのぐらいの方が対象になって、どのぐらいの水が失われましたか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 4月16日の紙敷地先の火災につきましては、個人のお宅で12カ所、集会施設で1カ所、あと町の施設のドレン管とか紙敷浄水場等で4カ所、合計で17カ所の水抜きを実施しまして、使用水量につきましては、245立方の水を抜いております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今まで、何回くらい水道水の汚濁というのは起きているんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） この水道水の汚濁につきましては、平成27年5月の紺屋の火災につきまして、約1,100立方の水抜きを行っております。それは消火栓、ドレン管を含めて全て町のおおむね1,100立方の水を抜いております。また、昨年の28年11月18日、小内地先の火災につきましては、個人のお宅を含めまして140立方の水を抜いております。また、近年では、1月1日の西部田の火災につきましては40立方、これは町のドレン管や消火栓において40立方の水抜きを実施しております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） わかりました。では、住民への周知をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

その間に昼食をお願いして、午後1時から会議を再開します。

(午前11時50分)

○議長（野村賢一君） 予定をオーバーして、議会を再開したいと思います。

(午後 1時02分)

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 議長の許しをいただきましたので、一般質問を続けさせていただきます。

す。通告どおり、脱線しないように頑張ります。

上総中野駅を拠点とした観光ルートの作成について、お伺いします。

初めに、上総中野駅周辺における小さな拠点づくりについて、一昨日の一般質問で房総さとやまGOの起点出発駅として質問しましたが、上総中野駅を拠点に小湊鉄道、いすみ鉄道、JR久留里線、高速バスと連携して広域観光ルートの作成をする考えはあるかないかをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 広域観光ルートの作成について、企画課のほうから説明させていただきます。

今年度の広域連携事業の中で、市原市、君津市、大多喜町との連携によります房総さとやまGOの運行を予定しておりますが、この運行事業だけでは広域連携事業のメリットを最大限生かすというようなことはできません。このため、現在計画している内容といたしましては、PR用パンフレットの作成、観光体験メニューの作成、高速バスからの二次交通の運行、情報発信力の強化等、町独自の事業も計画しているところです。

広域観光ルートの作成も当然必要となってきます。昨年度、これは君津市で作成したパンフレットなんですけれども、君津市のパンフレットは、11ページにわたりまして、君津市、市原市、大多喜町、その2市1町の内容がこのパンフレットには入っております。

今年度の作成については、今後、君津市等もやるとお思いますので、そこら辺も連携して作成していければというふうに考えております。また、房総さとやまGOのルートが決まり次第、具体的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、課長から、第1回の会議があったということで、まずそのルートを決めてパンフレットをつくるのも、やはり予算化してあるので、できれば一昨日私が質問したとおり、同じ道行って帰ってくるんじゃなくて、上総中野駅を拠点とした小さなまちづくりということで、一昨年ですか、地元の人たちが町の予算で、これ、ふるさと創生の700万のうちの629万6,400円ということで1年間かけて皆さんが勉強して、パンフレットをついたり、小さな拠点、ちょうど中野駅前につくってあるんですけども、そういうものを含めて、新年度の予算の中で、やはり500万の中のそういう観光パンフレットとか、体験農場とかいろいろありますよね、計画が。それをやはり拠点にして、それをやっぱりどうしても君津と市原と、そういう久留里線と小湊線、いすみ鉄道絡めて、やはり中野駅を小さな拠点

として一つ、中野も、今、本当に空き家がいっぱいふえちゃって、その思いで、ちょっと脱線しちゃって、いろいろ質問が飛んじゃって申しわけなかったんですけども、できるだけ皆さんとアイデアを出し合って、また皆さんのそういうご意見を尊重して、小さな拠点、まちづくり、本当に歯が抜けたように中野新町が、中野駅近辺がどうにもならない状態になっちゃっておりますので、もうこの一般質問を契機に皆さんが、やはりせつかく1年間皆さんが勉強して、そういう動きになってきたんですけども、ちょっとやはり一般町民は何か、委員の方は一生懸命、1年間勉強してああいう格好でああいう形になったんですけども、その辺、給料も払えない状態で、みんなボランティアで今やっているような状態なので、その辺も絡めて、観光、そういう拠点というか、中野駅をいすみ鉄道、小湊鉄道、久留里線と、やり方はいろいろあるかと思うんですね。

だから、この前も写真で言ったけれども、本当にこういう、これは10時半ぐらいの中野駅の状態なんですけれども、小湊線も日に6本、いすみ鉄道も日に12本という感じなんですよね。それで、たまたま10時半ぐらいのときの、これが中野駅の、すごいんですよね。観光でこれだけ来るんですよね。だから、それを小さな拠点、それをいかに今後、小湊鉄道のトロッコ電車も牛久から溪谷駅でとまっちゃっているのを、これを中野駅までできればね、トップセールスをお願いしてですね、やはり「汽車汽車シュッポシュッポ」ってありまして、「トンネルだ、トンネルだ、楽しいな」という歌があるように、トンネルが大久保まで1個しかないんですよね。溪谷からだど、もう2カ所のトンネルがあるし、そういうことも含めて、やはりいすみ鉄道、それもできれば、大多喜駅までトロッコ電車、牛久と大多喜とを結んだりして、そうすればまた、バスで回送して牛久とか大多喜とか、そういうあれもできると思うし、久留里のほうも城下町ということで、その辺のこういう何というか中房総観光推進ネットワークというか、そういうのを君津市も仲間に入れてやっていただければ、養老溪谷も西畑も中野も少しは変わってくるんじゃないかと思うんですよね。

ただ、観光客が見えても、飲食店が、おそば屋さんだったりするから、時間で閉めちゃうんですよね。今タクシーもなかなか台数が少なくて、ちょっと営業的なあれもあるのかもしれないけれども、ないので、この間、観光客がうちへわざわざ来て、どうしたら帰れますか、電車がいないだけども、タクシーということで、うちに訪ねてきて、一応、あちこち電話して対応しましたけれども、そういうことで、中野駅はそういう観光の拠点にするんだという姿勢ですね、町の姿勢、町民もそういう考えがあれば、中野も変わってくるんじゃないかと思う。

せんだっても脱線しちゃって申しわけないんですけども、やっぱり地元を思う思いでやっていますので、昔は本当に中野へ行けば何でもそろったというぐらいに商店街もそれなりのあれがあったんですけども、今、本当に、うちも先が見えちゃったという感じで、できればですね、個人的なあれになるかもしれないけれども、あそこに中野駅を更地にされちゃって、そのときに、ああいう駅舎をつくったんですけども、そのときには、小湊は、公共的なものであれば、中野駅を使っていいよということであったんですよ。

だから、その辺がいろいろあるみたいで、できれば個人的なあれになるのかもしれないけれども、道の駅を中野につくるといったって、それはちょっと無理だし、コンビニもといったら、今やっている人に聞いたら、中野じゃ無理だということで、一つのアイデアとして、農協が今、西畑にあるんですけども、行く行くは大多喜、今、上瀑と西畑があるんですけども、何かそれも一つにしたいということで、下手すると西畑の農協もなくなっちゃう、上瀑も今の場所よりもどこかバイパスの、国道のほうへ出るというふうな計画があるらしいんですけども、まだちょっとその辺は定かでないんですけども、できれば中野駅にそういう農協とかが来てくれれば、小湊も公共的なものならある程度、留保すると思うし、農協だったら地元の農産物も売れるし、ガソリンスタンドもできると思うし、そういうことを考えたら、個人的にはそういう農協あたりを中野駅へ持ってくれば、そういう小さな拠点というかね、個人的な考えで申しわけないんですけども、そこら辺が農協がうんと言ってくれば、一番いい。小湊がうんと言ってくればいいんですけども、その辺でほかに町のほうとしては、何か中野、小さな拠点、皆さん1年間かけて一生懸命やってくれたんですけども、いろんな意見が出たと思うんですけども、何かほかにアイデア、ありましたらお願いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この中野駅についての件でございますけれども、昨年、一昨年と中野駅周辺検討委員会のほうで、小さな拠点づくりというようなことで計画書ができているわけです。この中でも記載されておりますけれども、あくまでも小さな拠点づくりについては、地元の人たちが中心となって組織をして、また、地元の人たちが運営していくというような形の方向で、この小さな拠点づくりというのを進めていこうという考え方にまとまっていると思います。

今現在、周辺検討委員会とは別に、商店街振興会ですか、そちらのほうで、ことしの春にも行いまいしたが「けよけよ市」とか、お店ですね、「よってけ家」でしたっけね、そうい

った店も地元の人たちが中心となって、今現在、進めております。ですので、町といたしましても、そういった地元の人たちの支援というような形で、これからはやっていきたいというように考えておりますので、町として何かの施設をつくるとか、そういったことに関しましては、今現在、そういった考え方はちょっとございません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 課長もかわったばかりで大変だと思うんですけども、本当に中野、本当に今どうしようもないという感じで、何かやっぱり人の集まるものが欲しい、そういう拠点がないと本当にただ素通りする町で、現在本当にどうしようもないというのが現況でございます。

ただ、私も、中野で生まれて、4代目でございます。新町で一番古い、中野本村とか市川とか堀切は前からある区でございます。中野新町としては、うちが一番古い4代目でございます。うちも私で代々終わるような感じになっちゃったんで、本当に皆さんが一生懸命、1年かけていろんなアイデア、いろんなあれが出たと思うんですけども、町民もやはりもう少し何か人の集まるそういう拠点というか、観光拠点、いすみ鉄道、小湊鉄道、久留里線と、房総横断鉄道、ネットを見ますと、やはり結構そういう動きというか、観光でそういう房総横断鉄道で、中房総観光推進ネットワーク、そういう関連の人が結構おまして、行く行くはいすみ鉄道も小湊鉄道も、本当は木原線、大原と木更津を結ぶ予定であったのを小湊線は五井から小湊、中野はそのちょうど交差点ということで、その辺はそういう立地ですごく注目されたんですが、戦争という2文字でそれが頓挫しちゃって、現況、今の中野があるわけですよ。

それをいかに今後、あれを、里山というか、そういう昔の鉄道というか、小湊鉄道も駅舎もみんな有形文化財というか指定されておりますし、いすみ鉄道も、鳥塚社長を初め、社員も一生懸命やっております。ただ、自分たちも学生時代は乗ったけれども、やはりふだんは全然乗ったあれがないんで、非常に言っていることと、おまえ違うじゃないかと言われれば、そのとおりでございます。

ただ、そういう、せっかくの鉄道を今後維持していくには、やはり観光、そういう観光で残すしかないというかだと思っておりますよ。ただ、そういう、中野駅着きました、じゃ、タクシー、タクシーもちょっと台数が少ないので、ほとんど利用者が困っちゃっている状態なんで、そこら辺も、今後、課題かと思うので、デマンドバス、デマンドタクシーというか、そういう交通政策の中、やっていかなければ利用者も、観光客も地元の人たちも非常に不便

を感じている状態です。そういうことで、公共交通の拠点というか、そういうあれで中野駅の小さな拠点づくりについて、町のほうはどのように考えておるか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 何度も何度も同じような話で、誰が、同じような答弁になりますか。

町長、やりますか。

町長。

○町長（飯島勝美君） 通告とはちょっと中身が違うような気がしますけれども、私のわかる範囲でお答えしたいと思います。できれば通告の内容でやっていただけると助かるんですけども。

まず、この質問の内容から言いますと、観光ルートということでございますよね。それで、まず、なぜその小さな拠点をつくるかというのをお話ししたいと思いますけれども、今、大多喜町のほうで、観光もこの旧のこの市街地、それから養老溪谷というこの2大観光地があるんですね。その中間の西畑地域に、そういうものがないということで、いわゆる線をつながらないという、面でつながらないということで、その拠点をつくる必要があるだろうということから、この小さな拠点づくりというのが、皆さんのご存じのとおり進めてきているところでございます。

小さな拠点は、一つの形として、まずそこにつくりますけれども、西畑全体の観光ルートとして、やはりそこに人が集まれるようなものというのは、それだけでは集まらないわけで、全体的にはもう少し大きなものにしていかなきゃいけません。まず、その手始めとして小さな拠点というのを地域の皆さんがまず運営できるようなもの、やはり町がそれを運営するのは難しいですから、やはり地域の皆さんが力を出し合って、そしてそのそこを運営していける、そういう形のものがいいということで、今、皆さんにお願いしているわけでございます。

そういったものをまず一つずつ積み上げて、最終的に大きなものになればいいと思います。まず手始めの小さな拠点、まず皆さんでいろいろ地域の皆さんにお願いしていますので、そういったことを提案していただきながら、やはり、皆さんが、ではこれでいこうということに決まれば、町はそこをしっかりと支援していきますので、よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、町長からそういう答弁をいただきました。ありがとうございます。

本当に、皆さんで、皆さんの知恵をおかりしたいというか、やはり議員の皆さんも、地元の代表で来ています。私も、一応中野の西畑地区の代表ということで頑張っておるんですけ

れども、本当に今どうにもならないような状態で、皆さんのそういう町全体、たまたま今、中野駅ということで質問していますけれども、やはりそこを拠点にして今後のまちづくり、観光事業、そういうもろもろ、やっていきたいと思うんですよね。職員のほうで、担当課のほうで、今、確かに中野駅前にあるんですけれども、毎日、オープンじゃないんですよね。やっぱり土日とか、そういう感じでやっているんで、今後、町のほうとして、地元と今町長が言ったとおり、地元のあれが一番大事だということなんですけれども、担当課長として、今後どのような考えでおりますか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 大丈夫。同じような答弁で。

ちょっと質問が余り、吉野僖一君、先ほどから質問の内容聞いていますけれども、担当課長としても困っていると思うんですよ。同じような答弁になっちゃうので。そろそろまとめていただけますかね。

○5番（吉野僖一君） すみませんね。申しわけない。たしかに難しいんですよね、これね。せっかく一生懸命やっても、ちょっと何か物足りないというのが町民の思いらしいんですよ。だから、そこら辺を皆さんの知恵を逆に聞きたいというか、なんだけれども、答弁が、町長が言ったとおりだと思うのであれば、時間が大分余っちゃうけれども、これで、じゃあ。

いずれにしても、思いは、中野、やはり小さな拠点をもう少し、やはり皆がよくなるようなあれを考えてほしいというか、ほかの議員もアイデアも出していただきたいと思うんですよ。自分もちょっと、中野で生まれ育ったので、ちょっと小さいかもしれないけれども、やはり町全体のことを考えて、やはりさっき言ったように、大多喜と溪谷、西畑は真ん中でちょっと沈みがちなんでね、せっかくのそういう鉄道が来ているんで、その辺を今後お願いしたいということで、一般質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

○5番（吉野僖一君） 脱線しちゃって、すみません。

○議長（野村賢一君） 一般質問、通告時間をとっておりますので、次の1時半まで、この間、休憩します。

（午後 1時24分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。

○9番（吉野一男君） それでは、一般質問を行います。9番吉野一男でございます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

その前に、今のちょっと、簡単にいきさつ等をお話ししたいと思うんですけれども、平成27年12月17日に、品川直通の高速バスができたわけなんですけれども、これも、町長に対しては申しわけないんですけれども、あくまでも、さっき志関武良夫議員からも指摘があったとおり、ゴルフ場の乗客、また、そのほかの企業等の連携というか、そういうものが特に余りなかったような気がいたします。

そういう関係で、高速バスの見切り発車という形で、最終的にはそういう形でやって、議員と町民の意思を受けて、発車したわけでございますけれども、そういう中身がちょっとあるんですけれども、それは別としまして、一応わからない点がありますが、そういう点を踏まえた中でちょっとお話ししたいと思います。

今回、高速バスの運行計画について、これは平成27年12月17日、品川直通高速バスが開業し、始発は大多喜オリブから羽田空港・品川をノンストップで運行しておりましたが、平成29年4月1日からダイヤ改正により、大多喜駅を始発で運行しております。また、乗車人員もふやすには、もう少し工夫していただいて、大多喜町の中心であります総元地区まで運行計画を推進する考えについてお伺いしたいと思います。そういう点で、結局今まで、オリブだったのが大多喜駅という形になっていますので、できれば最初からこれはもう総元なら総元まで持ってくれば、もっと乗客もふえるんじゃないかと思うんですが、その点ではまたお話をいたしますけれども、そういう関係によって、さっき吉野議員からも指摘があったとおり、中野駅周辺の小さな拠点づくり、また視察をして、それから中野駅から迎えるような形をとれば、大体あの老川の西畑のほうから来れば、大体、老川、大多喜、上瀑もいいんですけれども、オリブで大多喜駅でよろしいんですけれども、総元の道の駅の場合は、西畑、老川から来れば、そこで拠点となりますので、そういう点も踏まえた中で、ぜひ乗車人員をふやすのに、やっぱり総元の道の駅を中心とした中で対応していただければありがたいと思うんです。

そういう関係で、内容についてお伺いしていますけれども、それに伴いまして、三育学院大学、短期大学にも協力を依頼したかどうかをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 高速バス運行についてということですので、企画課からお答えさせていただきます。

三育学院に対しましては、会議等を実施している中で、その都度、高速バス乗車への協力をお願いしてきたところでございます。また、現在、三育学院は、高速バスの利用増大対策事業補助金交付要綱に定めます高速バス補助対象事業者への登録を行いまして、高速バスを利用いただいているところです。参考までに昨年度の三育学院での高速バス利用者は、378人というふうになっております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） この会議についてなんですけれども、結局、お願いということで、何回か会議をやられたと思うんですけれども、この件について何回ぐらい会議をやったのかどうかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 会議の回数につきましては、ちょっと私も4月から来たので、昨年度どれぐらいやったかというのは承知しておりませんので、資料も持ち合わせておりませんので、また後ほど調べまして、述べさせてもらいたいと思います。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 後ほどということで、よろしくお願いします。

それと同時に、最初の会議はいつだったか、それも一緒にあわせて中でお願ひしたいと思ひます。

それとですね、当然、三育学院大学については、学長等も交えた中で会議をやっていると思うんですけれども、町長も出られていると思うんですけれども、そういう雰囲気的に言っ、て、協力態勢というか、町との三育学院大学との協力態勢はどうなっているか、ちょっと、町長、お願ひしたいんですけれども。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員の、三育学院との協力態勢はどうかということですが、今、三育学院とは定期的に毎月、定例会議を開いております。これはいろんな案件で今やっているところでございます。

その中で、私どものほうの会議の中でも、そういう交通政策のものはお話ししております。また、今の企画課長のほうは別の中で会議をやっているわけですね。ですから、いろんなところで今三育学院とは協議をしております。

特に、その中で、じゃ、利用増大というのは、三育学院は相当その可能性があるという、いろんな指標を出していただきましたので、そういったところを、どういった形で実現して、そこに乗車できるかというのは、今これから詰めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ぜひ、そういう協力態勢を密にしてもらって、できればそういう形で町長のほうから、また特にお願いする形でよろしくお願ひしたいと思ひます。この点、ぜひよろしくお願ひします。

それで、2番目に、今度旧総元小学校が学校用地または事業用地として有効活用をされた場合なんですけれども、当然そうなると、人口もふえ、また、高速バス利用者が増大すると考えられますので、道の駅を始発駅にできないかお伺ひします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 道の駅を始発にできないかというご質問ですが、4月のダイヤ改正によりまして、大多喜駅までの延伸を図りましたところ、大多喜駅や観光本陣へ訪れた観光客の方々の高速バス利用者が増加傾向にあるということから、道の駅に訪れた観光客への周知、それと三育学院の学生及び教職員のより一層の利用も含めまして、今後、乗車率向上に向けた取り組みの一つとして、バス事業者と協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その場合、今、一応そういう形で考えているということでありましてけれども、方向的に言って、確約まではいかないんでしょうけれども、それは町長の答弁させてもらわなければいけないんですけれども、その点、どうなんでしょうか。いつごろから、そういう形でできれば道の駅に始発駅ということでやってもらえるのかどうか。その点はどうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ここで一番問題になってくるのは経費の問題が出てくると思ひます。大多喜駅までの延伸につきましては、当初の経費の中で運行をしてくれるというようなことで、延伸をしたわけでございますけれども、道の駅までこれを延ばそうとしたときに、

船子の交差点から道の駅まで約4.1キロございます。時間にして5分ぐらいだと思いますけれども、この距離と時間を経費の中にどういうふうに反映されてくるのかということもございますので、今までの経費の中でやってくれるということであれば、すぐにでも、あるいは可能ではないかとは思いますが、そこら辺、経費の問題がありますので、そこら辺をバス会社のほうと協議をしていければというふうに思っています。ですから、時期につきましても、まだ今のところは、まだはっきりとは言えないという状況です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その場合、大多喜から総元駅までなんですけれども、距離的には何キロぐらいですかね、あそこは。ちょっと私ははかっていないんですけれども。

○議長（野村賢一君） 大丈夫。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今ちょっと申したんですけれども、船子交差点から道の駅まで約4.1キロでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その場合、4.1キロという形でありますけれども、町長、ちょっとお願いしたいと思うんですけれども、これはバス会社と協議してもらって、今ぐらいの5年弱で1億5,000万円ということで計上してありますけれども、その範囲内でやって黒字に転換するという形で、方向的にはなったわけなんですけれども、それで今回、補正で六、七千万ぐらいですか、これもう使っているわけなんですけれども、そういったものも含めた中で、1億5,000万の中で、できればその範囲内で企業努力してもらって、できれば道の駅まで、ぜひお願いしたいということで、ちょっと努力目標でどうなんでしょうね、それは業者と相談してもらって、できればそういう形でお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この件は、先ほど、課長が答弁したように、4月1日から大多喜駅まで入りました。私どもが想定した以上に乗っているかなというふうに考えております。やはり観光客が主に乗っているんですが、それを増大させるという意味では、道の駅というのはやっぱり一つの大きな材料になるかなと思っています。それで私どもは、小湊バスと既に協議はしておりまして、小湊バスのほうの意向としては、なかなかいい返事はあるんですが、基本的には、このバス会社の力関係からいきますと、京急がもう絶対的に握っていますので、私のほうで京急とお話をしないと、小湊ではなかなか話ができないという状況ではあります。

ので、これから、今、吉野議員の言われましたように、やはり我々も経費をかけないような中でやらなければいけませんので、これはかなりタフな交渉にはなりますが、これから交渉しまして、やはりできるだけ乗客が乗っていただけるような方策の中で、いい形ができればと思っています。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そういうことで、できれば企業努力してもらって、交渉して、できればそういう方向でですね、またこれからも町長、任期もありますけれども、来年、選挙になると思う、まあ、それはわかりませんが、できればそれまでに決着してもらって、やっぱり道の駅から始発を出す方向で、ぜひ努力していただきたいと思います。

それができればまた、乗車人員も違ってきますので、収入もふえますので、先ほど三育学院の学生が378人というデータが出ていますからね、その点を踏まえると、町で今度、旧総元小学校が企業誘致、学校誘致となるわけですが、そうなった場合には、当然100人近くの学生がふえますので、そうすると、そこからまた品川まで乗るという形になる、できればそういう協定を結んだ中で、三育学院と結んだ中で、東京方面もありますけれども、できれば学生のほうに、品川の便に乗ってくれというようなお願いをするような形もとれると思うんですよ。そういう点も踏まえた中で、これからは品川というのは、未来的なことはこれから発展するわけですので、そういう点を考えると、この品川というのはやっぱり重要だと思っています。

だから、そういう点で、これからは、未来に向かって、これから生きるか死ぬかというんじゃないで、そういう形もありますけれども、これがいかに高速バスがこのまま継続していくことができるのかということが、恐らくそれにかかっていると思うんですよ。今の段階では、それ以外は今のところ方法ないと思うんですよ。観光客もありますけれども、観光客だってそんなに人数がふえるわけではありません。今、三育学院を通した中で、学生を利用した中で対応していただければ、それだけでメリットがあると思います。だから、それに対してやっぱり三育学院のほうにお願いして、ぜひそういう方向で進めていっていただきたいと思います。そういうことで、よろしくぜひ、町長の英断をまた期待しておるところでございます。

結局、そういう形で収入面を考えると、1日も早い道の駅から始発を出していくことが、当然収入面では一番いいと思うんですよ。だから、そういう点も考えると、今の段階でそういう形がとれれば一番いいわけです。そうすると三育学院もまた、学校関係についてもできれば、企業でも同じですが、結局その総元地区から、道の駅から始発が出ていけば、

当然業者も来るし、学校もぜひここへ来たいという、ある意味、観念になりますので、やっぱりそれは先にね、来てからそこに持ってくるんじゃなくて、あくまでも来る前に先行投資でやっていくことが一番大事なんです。金がかかるかもわかりませんが、これはあくまでも町長の英断ですね。やるとか、そういうことは一番できると思いますので、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

これは、これから高速バス、収入面におきましても、黒字化するにはそういう方法が今のところは一番メリットがあると思います。私が考えると、個人的にはね。そういう点がありますので、ぜひそういう方向で進めてもらいたい。また私からも、できればそういう話もしたいと思いますけれども、そういう方向で、できればよろしくお願ひしたいと思います。

それと、2020年にオリンピック・パラリンピックが開催されますので、結局、道の駅を始発にしますと、観光客も増大すると思う。これからどんどんふえてくると思いますけれども、20年を境にね。やっぱりそういう点がありますので、今からそういうところをとって、結局今、道の駅というのは、道路関係で、車で来ますので、そうすると外国人も入ってきますので、そうしますと、たけゆらの里、道の駅は、ああ、ここから品川、東京駅までバスが出ているんだという、これはアピール的になるんですよ、実際的に言うと。

そういう点はアピールするのは一番いいことだし、そういうのを含めた中でやっていかないと、なかなか一般的には、当初オリブから出たときには、観光客といたって、やっぱりほかから来る人は、余り町内の人だけじゃわからないんですね、ありますのでね。そうするとやっぱり道の駅だと、もう外人とか、いろいろ全国から来ますので、そうすると、やっぱり実際にここから品川まで出ているということは、もう町としても一番PR的になると思うんですよ。

だから、そういう点で、今PR的に、各、品川とか東京方面のPRもしておるところでございましてけれども、そういう点も踏まえた中で、大いに道の駅を利用するのが一番、増大対策になると思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それと、町長、最初に言った品川まで、結局は、一番の問題は、私もちょっと考えているんですけど、町長はそれはどうかわかりませんが、実際、当初やったときに、品川まで直通を出すという話なんですけれども、やっぱりこれは、一番頭に町長があったのは、私の臆測なんですけれども、一番頭にあったのが、やっぱり東京まで1時間足らずで行くというのが一番、町長の方針だと思うんです。時間をかけて行ったら、JRがつくったっていいわけですからね。やっぱりあくまで時間をかけてやるんじゃなくて、短時間で大多喜ま

で来るという、これが一番メリットだと思うんですね、何にしても。

今、道路需要が、圏央道もできた関係で、やっぱり実際的にはそういう点がありますので、そういう点も一番重要で、やっぱり短時間で大多喜に来ることが、これが一番メリットがありますよね、誰が考えても。ほかではちょっとできない関係でありますので、やっぱりそういう点が一番重要で、それが実際に町長の頭にあったんだと、私、推測しますけれども、そうだと思います。それは私もそう思います。私もそうしますけれども、やっぱりそれはいい話でありますので、ぜひそういう方向で、考えた中でやるというのが一番重要ですので、いいところは全部とって、やっぱりやるということが、その点があくまで、私も再度言いますが、ぜひ道の駅を拠点として、対応をぜひとっていただきたいと思います。

これは細かく云々というわけではありませんけれども、これはやっぱりできれば、町の活性化にもなりますし、ぜひこれは一番重要なことでもありますので、私はこれを言いたくて今回、一般質問をやったわけですが、ぜひこれを町長の英断で、ぜひお願いしたいと思っています。

じゃ、町長、ちょっと答弁。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員の思いがよくわかりました。また、いろんなご意見、ありがとうございます。

やはりとまる場所ですね、幾つかふやすことによって、乗車数がふえるというのはわかりました、大多喜駅の状況で。特にバスの時間変更とかコース変更というのは、来年の4月になると思います。1年に1回、両者で協議しますので、これは今の考え方を十分入れながらお話をさせていただきます。また、費用をもとに最低限で、できれば同じような形で、できれば努力してまいりたいと思います。これは特に京急とは相当タフな交渉になりますが、してまいりたいと思います。

特に、たけゆらは、年間40万人の、今、来客数なんですね。ですから、非常に7割から8割は、大体今は町外のお客さんなんですね。ですから、そういったことも含めると同時に、三育学院というのも、今、学生もいろいろ利用していただいているんですが、毎月、定例会議をやっておりますので、そういう中でも十分お話をしながら、吉野議員の言われる実現に向けて、努力してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ぜひ町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、実はそれに関係しまして、今のたけゆらの里、駐車場があるわけですけれども、位置的には、今度、都市交流センターを解体すると思うんですけれども、それも駐車場か何かにするんじゃないかと思うんですけれども、実際的に手前のほうに駐車、やった場合に、できた場合には、始発駅にした場合には、その方向なんでしょうかね。関連の内容で。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、これはできれば通告に従ったものでひとつお願いしたいと思えますけれども、これは、今さっき言いましたように、これから来年の4月に向けてのいろんな協議に入りますので、そういったことも含めて検討課題になろうかと思えます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） わかりました。ぜひそういう方向で、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

次に、根本君の時間ですけれども、2時10分から開始しますので、その間、休憩します。

(午後 1時54分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その前にお知らせがございます。

ただいま、傍聴人のうち、報道関係者から、会議内容について録音したい旨の申し入れがありました。

大多喜町傍聴規則第9条の規定により、これを許可しましたのでご了承願います。

(午後 2時10分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

○4番（根本年生君） 根本でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

私は、きのうに引き続きまして、人口減少に伴う件について質問させていただきます。

人口減少に伴って失われていくもの、これを守っていかなければならないという思いから、

きのうは小さな集落で、もう子供が何年も生まれていない地区、高齢化が進む小さな集落の活性化をどのように図っていくのかということで質問させていただきました。

今回は、それに伴って、旧商店街というんですか、大多喜町の商店街の中も非常に厳しい状況になっております。その件について質問させていただきます。

中心市街地では、高齢化が進み、このままでは5年後、10年後はもっと厳しい状況になります。それで感覚としてはわかっていたんですけども、数字的にどうかということも、はっきり私つかんでいませんでしたので、数字的に個人的にいろんな方の協力を得て、調べてみました。

まず、旧大多喜地区というんですかね、その状況を調べてみました。西部田から泉水、栗山までの人数とか平均年齢、調べさせていただきましてところ、平均年齢が62.3歳、中位数、真ん中の数字が65歳という状況になっています。

続きまして、特に高齢化、人口減少が激しいと思われ、新丁、桜台、久保の、この中心商店街の状況はどうかということも調べました。そうしましたところ、平均年齢は65.5歳、中位数は69歳、これは町営住宅とかアパートとか、そういったものは除いてあります。要は、そういった方々はずっと大多喜町にいるかどうか、はっきりしませんので、そういった方々は除いて、あくまでも家を構えているという方の人数で行いました。

非常に厳しい状況になっていると思います。このような現在の商店の状況及び将来の状況をどのように認識しておられますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 根本議員のご質問に産業振興課から答えさせていただきます。

大多喜町商工会のほうにも確認したところ、やはり半数近くの商店で、後継者がいない、未婚の後継者で営業しているという状況でございました。現状といたしまして、大型店への顧客の流出、さらに少子高齢化、消費者ニーズの多様化、高度化等の問題が進んでおるところで、商業者の高齢化、後継者も不足している状況でございます。

商工会といたしましても、後継者問題を解決しなければ商店の存続が続かなくなると認識しておりました。町といたしましても、商工会と同じ認識でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に厳しい状況となっています。このままでは、近い将来、さらに深刻な状況になることは明らかです。先ほど課長の答弁の中にありましたように、大多喜地

区、今やっているのは74店舗、これは小売です。そのうち、約半分以上は後継者がいません。高齢者だけでやっている、高齢者とせがれさんとがやっていますけれども、結婚していない。結婚していなくても50、60になる。そういったところが、もう半数以上になります。

それで、10年後どのようにになっているのかということも試算してきました。今、平均年齢は、旧市街地65.5歳です。10年後、要は今90歳代の人が100歳になるという仮定で、申しわけないけれども、100歳になるとほとんどいないというのが現状です。それで20代の人が30代になって、10代の人が20代になる、これも計算すれば簡単に出来ますので。そうしたら、平均年齢は何と70歳を超えるんです。非常に深刻な状況ですよ。

商店街がどれだけ発展しているかというのは町の活性化、そのレベルですよ。皆さん、観光客も大勢来る、しかし商店の半数以上が閉まっていたりなんかしたら、これはとてもじゃないけれども、非常に難しい状況です。このままでは、ほとんど半数以上の商店がなくなってしまう状況です。今までの施策のやり方では、このような状況、回復できないと思っています。新しい施策は大事です。どのような新しい考え方をもって、いろんなことをやっていくのか、お答え願います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町では、商店街の活性化に関しましても、各種の助成事業を行っているところでございます。本町は、大多喜町に代表される歴史的な町並みを有しており、この町並みを目的に訪れる観光客も少なくございません。平成11年から平成21年度までは、国庫補助事業により、また現在までは、久保町営駐車場の利用料金を活用し、町独自の町並み整備事業をやりまして、ポケットパークや集客施設の建設、一般住宅の外観修景を進め、商店街の環境整備を行うことによりまして、地域全体の魅力の向上を目指してまいりました。

また、空き家等を活用いたしました企業支援、ここの分につきまして、町内において空き家等を活用し、新たに事業を起こすものを支援いたしまして、町内産業の活性化及び発展を図るために、助成しております。ちなみに平成27年度は1件、さらに昨年、平成28年度につきましても1件の実績となっているところでございます。

さらに、経営改善普及事業並びに地域総合振興事業支援といたしまして、これにつきましては、町の商工会への運営に係る経費に対しての助成でございます。町内商工者への経営指導員による個別巡回、窓口相談指導、専門家によります相談会も組み入れていただきまして、相談機関としての役割を商工会が担っていただいております。

さらに、商工会が実施していただきます、プレミアム商品券の発行に対する助成、さらにはポイントカード等の導入によりまして、消費喚起を行っていただいております。これは多様化する消費者ニーズに応えるべく実施されている事業であります。現在も継続実施していただいております。

さらに、街路灯電気料金について、明るく安全な商店街の形成を図るため、商店街が維持・管理する街路灯に要する経費、この経費については助成をしております、これも商店街の維持・活性化に一翼を担っていると考えております。

さらに、中小企業経営改善資金等の利子補給といたしまして、町内で創業いたします小中企業の運転資金並びに設備資金の借入れに対しまして利子支給の実施を行っているところでございます。

平成28年度でございますけれども、128件の申請がございました。運転資金といたしましては87件、設備資金といたしましては41件、なくてはならないものであると認識しております。

以上、各施策については、必要なもので、現時点では最良の事業ではあると思っておりますし、見直しにつきましては、考えてはいないところでございます。また、新たな施策につきましては、町商工会等々との関係機関とも意見交換を行いまして、必要に応じて協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本当にいろんなことをやっていただいているとは十分認識しております。しかし、今答弁なされたことは、どこの市町村でもほとんどやっています。同じようなことをたしかやっているはずですよ。

しかし、大多喜町は、そういった事業、いろんな補助金とかいろいろやっているけれども、商店街の活性化は図れていない。今やっている状況を、補助金とかいろんなものを商工会と打ち出してやっていることで、果たして商店街を守れるんでしょうか。今の状況を打開できるとお思いですか。私は非常に難しいと思いますよ。

本当に、この間、日曜日のときも調べました。近隣市町村の人口の推移表、これを見ても大多喜町を含めて周辺の市町村、みんな人口減少が著しいんですよ。ということは、同じことをやっていてもだめなんです。本当に発想を変えて大多喜町独自のもの、大多喜町の特徴を生かしたものを、そういったものに特化して新しい政策をやっていかないと、このままでは

いけないと思います。

商店街の活性化、1年、2年ではできません。恐らく5年、10年、長いスパンがかかるでしょう。だからこそ、1年でも早く本当にやっていかないと大変なことになると思います。今のところ、新しい施策はこれから考えるということでしたけれども、今のところ具体的には新しい施策は特別なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在のところ、施策については考えを持っておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、関係機関、商工会等も含めまして、協議してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、早急に策を講じてやっていただきたいと思います。

次にいきます。旧商店街、旧商店街だけではありませんけれども、大多喜町中そうだけれども、特にこれから旧商店街、空き店舗、さっき言ったように、もう後継者がいないわけですから、空き店舗がふえてきます。空き店舗がふえれば、そこを壊します。空き地がふえます。前回の議会でも言いました。空き地利用、空き店舗利用、これを早急に実施しないと、まず、これを実施することが第一歩ではないですか。

それで、この間するとき、そういったことを早急に条例をつくってやるよという答弁がありましたけれども、その後、どのようになっていますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 空き家対策条例の制定のご質問ですが、現状では空き家に対して住民からの相談はございません。今後、空き家が増加し、適切な管理が行われない場合、防災、衛生、景観など、住民の生活環境の悪化等が懸念されますので、条例の整備については進めていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 空き家条例つくった後、その後、実態調査をしないといけないと思うんですね。今、大多喜町の実態調査、以前、役場のほうで職員の皆様が苦勞して大多喜町やったと聞いています。その実態調査をですね、早急に再度きめ細かく皆さんに公表できるような形でやっていく必要があると思います。実態がわからないで、次の計画、施策は練られないと思います。その実態調査はいつごろやる予定ですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この空き家対策条例は、まず空き家対策条例を制定して、その後、空き家対策整備計画、これは整備計画を立てることができるということで、市町村によってばらばらなんです。立ててあるところもあれば、立てていないところもある。その整備計画の中で実態調査をやるということになっていますので、まずは条例の制定、その後実態調査、整備計画の策定というふうな順序になると思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大多喜町中の空き家の状況、空き土地の状況、それを早急に調べる必要があると思います。中には、近隣の市町村ですけれども、外部調査に委託していろんな調査をさせていただいて、データ化して、ベース化して、誰でもすぐ見られるような状況にして、把握して、それから十分な計画を練っているところもあると思います。実態調査について役場の職員の方々にやるというのも非常に大切でしょうけれども、今、一般質問でいろんな方が言いましたように、いろんなたくさんの方をやっていきます。役場の職員の方だけで十分な調査ができるのでしょうか。専門家を交えて多角、いろんな方面から、そういった実態調査をやるのが今後のいろいろな施策、計画につながっていくものだと思います。実態調査を外部委託する考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 先ほども申しましたように、まずは条例の制定ということで、その後実態調査ということで、それを外部委託とか、町職員でやるとか、そこまではちょっと考えていません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 空き家、空き土地の関係は、非常に重要な問題だと考えております。高齢化が進む中で、ぜひこれは早急にやって、ぜひ有効な手だてを整えてもらいたと思います。

続きまして、商店街の活性化を図るために、観光客のニーズに応えること、これは非常に大事であると思っています。観光客に対するアンケート調査を実施したと思いますが、その結果はどのようになっているのか、また、その内容を有効に利用すべきと考えますが、どのような形で、どのように今後の施策に生かしていくのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 観光客へのアンケート調査について報告させていただきます。調査時期につきましては、入り込み客数が最も多い、もみじまつりの期間中でございます。

平成28年の11月から12月末、12月31日まででございますけれども、実施したところでございます。

アンケートの集計状況でございますが、まず、実施場所につきまして、イベント会場のごさいました、もみじまつりの会場、さらに施設といたしまして宿泊施設9カ所、観光施設といたしまして5カ所、実施させていただきました。調査総数につきましては700件でございます。しかしながら、回答いただきました件数は137件、回答率につきましては19.6パーセント、ちょっと低いような状況でございます。

アンケートをしていただきました、お答えいただきました方々の住所地でございます。まず、千葉県の方々が84件、さらに県外でございますが、東京、神奈川、埼玉、茨城、愛知、長野、岐阜、三重、大阪、兵庫、島根、福岡と、住所地的には千葉県の方が一番多かったというところがございます。さらに男女の比でございますが、男性が77名、女性が60名ございました。回答者の年齢構成でございます。10代が17名で最も少なく、続きまして20代、30代以降でございますが、60代の方も35名、やはり熟年以降の方が多かったかなというところもございます。最も多い年代数といたしましては50代から70代の方が一番多かったというところがございます。

旅行の形態でございますが、滞在についての関係をお聞きしたところがございます。滞りが57名、宿泊が80名というところで、やはり宿泊者が多かったというところがございます。さらに訪れた場所の情報は、どういう形で入手されましたかという質問でございますが、インターネットからの情報として48名、知り合いの方、知人からということで38名、さらには観光情報誌からの入手ということで22名、ポスター・チラシ、その他というところが続いております。ここについては複数回答もございますので、総計は超えておるところでございます。主にインターネット情報入手があり、一番断トツだったというところがございます。

さらに、大多喜町で立ち寄った場所、これは当然、もみじまつりの一番最盛期の時期に行ったものがございますので、養老溪谷の溪谷に立ち寄った方が75名、そのほかには大多喜城、ゴルフ場、ハーブガーデン、もろもろその他という形で……。

（「議長、すみません。時間がないので、結果だけお願いしたい。これからの活用方法だけ、すみません」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） 活用方法で、まずこの中で、どうしても訪れて不便、ここが一番聞きたかったところがございますので、この部分についてご説明をさせていただきます

が、まず、養老溪谷に駐車場が少ない。さらには公共交通の本数が少ない。電車等の乗り継ぎですね。これで困っている。さらには公衆トイレの改善、においがきついと、そういうお話もございました。道が狭い。観光情報をたくさん発信してほしい。各観光地への案内看板が見つらいよというお話もございました。こういう形で集計をさせていただいたところがございます。

やはりこの中で、駐車場の整備と公衆トイレの整備が一番不満を占めているところがございます。不便を占めているところがございます。今後のインバウンド対応のためにも、計画的に整備すること、既存設備の改修、こういうところが必要だというふうに思われます。

人気のある観光スポットにつきましては、養老溪谷、大多喜城でございますけれども、この2大観光資源を活用しまして、今後の観光客の相互訪問、これを行うことが地域の活性化につながるものではなかろうかと思えます。そのためには、周遊ルートプランの作成、付加価値をつけた体験型観光ルートのプランの開発、こういうところが必要であるというふうに考えるところでございます。そのためには、やはり観光団体関連と連携していくということが求められるというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今いろいろな問題点が出てきましたけれども、これは早急にやってもらいたいと思えます。私が考えているところで、やっぱりいろんな面で、スピーディーさがない、本当に今スピード感をもってやらないと、なかなか追いついていけない時代です。どっちみち、1年後、2年後、やるんでしたら、すぐあしたにでも、あさってにでもやったらいいと思うんですね。全然やらないものはやらなくてもいいんだけど、やる方向だということであれば、一日でも早くスピード感をもって、ぜひ実行してもらいたいと思えます。よろしくをお願いします。

続きまして、商店街の活性化のためには、やはり今多く訪れている観光客、これをいかに、どのように生かしていくかということが非常に大事だろうと思っております。観光客が、地元の商店で消費してもらえるような、そういったシステムをみんなで考えていかなければならない。お城まつりもたくさんの方が来ました。3万人という本当にたくさんの方が来ました。しかし、地元でどれだけお金を落とすのでしょうか。観光客も団体バスで来ています。観光本陣でお土産は買います。それ以外、地元の商店ではほとんどお金が落ちていない状況だと思います。地元の商店でお金が落とせるようなシステム、これを町挙げて考えて実行してい

かなければならない。当然実行するのは商店街の人々ですけれども、商店街の人々にはそういったノウハウは余りありませんので、町のほうがいろいろな施策を考えて、一緒になってやっていく。

今、行政に求められているものは、町民とともに悩んで、考えて、ともに行動することだと思っています。そういったシステムを一日も早く開発して商店街の繁栄につなげてもらいたいと思います。そして商店街が繁栄することによって、その潤った金が町に税収と入ってきて、その入った税収でまたいろんなことを高齢社会に向けていろんな施策にも使えると思いますので、ぜひそういったシステムを開発してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

短目をお願いします。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在の大多喜町町内でございます。観光客が商店街で買い物をしてどの程度していただけるか、この調査は行っていないのが実情でございますけれども、少しでも多くの方が町内の商店からお土産品等の何かしらの商品を購入していただける努力は行わなければならないというふうに感じております。そのためにも地元の方からも商店に買い物に来ていただけるようなお店づくり、雰囲気づくり、売る気づくりが商店の方々にも必要ではなかろうかというふうに感じております。

以前に比べますれば、観光客の数もふえていると確かに感じております。大多喜町に足を運んでいただけるためには、何がないのか、この点をよく吟味いたしまして、大多喜町の観光についての話題、ストーリーを考えていかなければならないと思います。

例えば、現在の各地の観光案内マップには、モデルコースがございますけれども、個々の観光施設の距離、所要時間等の記載がございません。また、無料Wi-Fiスポットも整備しておりますけれども、その記載もないという状況でございます。できるだけ統一しました情報のマップをつくりまして、観光情報発信に努めていきたいとも考えております。

また、今年度、29年度でございますけれども、市原、君津との広域連携、この事業の一部として取り組んでまいりますメニューでございますが、観光事業者みずからがフェイスブック等のインターネットの操作をしまして情報発信するための研修会の開催、今、話題の地域資源でございますジビエ料理等の新たなメニューづくり、さらには現在の大多喜町での観光の主流は施設見学が主だというふうに思っておりますけれども、今後の観光客の要求、さまざまな体験を通して訪れた人々の交わりを深めていただきたいというところであろうかと思

います。このような体験を行うことのできる観光メニューをつくってまいりたいというふう
に考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 時間がなくなりましたので、最後にまとめさせていただきます。

前回、日曜日に続きまして、私がずっと思っているのは、冒頭、言いましたけれども、人
口減少によって失われていくもの、これをまず守らなくてはならない。それは地域のコミュ
ニケーションであったり、後継者不足、商店街の閉店とか、大多喜高校の閉鎖、攻めること
は非常に簡単、簡単というか守るよりは簡単だと思っています。守ることは、その潮流に、
潮流がどんどん減っていくことに対抗していくわけですから、それには日曜日に言いました
ように、町民との対話をまず優先して、地元の町民とよく話し合っ、いろいろな行政区に
行けば、いろんな考え方、いろんな方々が、頑張っている方々がたくさんいらっしゃいます
ので、ぜひ町のほうもですね、町民に寄り添う形で、町民とともに考え、ともに悩んで、と
もに行動する、それで信頼関係を築きながら、行政と町民との壁を乗り越えて、行政だから
これができない、これをやっちゃいけないとかじゃなくて、行政ができるものは何でもやる、
民間ができるものは何でもやる、お互いに協力し合っ、ぜひ大多喜町の活性化に努めてい
ただければと思います。

町長、一言、ありますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員の大多喜町を憂う、その本当にひしひしとした考え方を今お
聞きしたところでございます。しかしながら、行政は行政の役割がありまして、やはり個人
情報、方法、こういったものがあります。それから民間の方には所有権というものがござい
ます。そういったことを一つずつクリアしていかなければなりませんので、町としても踏み
込めるところはしっかりと踏み込んでいきます。しかし、踏み込めないところも十分ありま
すので、その辺はご理解いただきたいと思います。

町としてできるだけことはしてまいりたいと思います。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、根本年生君の一般質問は終了します。

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、大多喜町第3次総合計画と実施計画の積極的推進等についてでございます。漠然としておりますので、5つの項目に分けて順次質問をさせていただきますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

平成28年3月策定の同計画は、10年先を見据えた構想と基本計画、実施計画から成り立っています。その内容は、現状を正確に捉え、大多喜町の将来像を描き、その将来像を実現させるために、前期基本計画及び実施計画において分野ごとの目標が設定され、作成されています。策定後、速やかに概要版が各世帯に配布されたことはご承知のとおりです。

本町においては、既に人口が1万人を割り、加えて高齢化率が上昇するという状況にあり、事業所の減少や児童・生徒の減少に伴う学校の統合など、今後の町政運営を不安視する町民が増加しつつあります。このような状況下で、町民の将来に対する不安を払拭する方策としては、大勢の有識者の英知を結集した同計画を揺るぎない指針として重く位置づけ、全ての町民が将来像として掲げた「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を合い言葉に、現存する特性を生かしながら、問題に対処していくことだと思われま

そこで、本計画をどのようにして推進していくのか、また、社会情勢の変化に伴う実施計画の見直しをどう図っていくかなどについて、項目ごとにお伺いします。

まず1番目、構想、ビジョンを町民と共有できているとお思いでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 総合計画及び実施計画について企画課からお答えさせていただきますと思います。

第3次総合計画の策定に当たりましては、より多くの町民の皆さんの参加により、町民との協働によるまちづくりをより実効あるものにしていくとともに、広く町民の意見や提案を反映させるためのアンケート調査、住民公聴会、各種懇談会等を実施し、計画策定を進めてきました。このように多くの町民の皆様からの意見を集約した第3次総合計画を策定し、町内の全戸に総合計画の概要版として配布させていただきました。

個人差はあるものの、多くの町民の皆様からは、この計画に対し共有していただけている

ものと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

計画策定までのプロセスは、よくわかりました。ただ、よくありがちなことですが、伝えたと伝わったは大きな違いがございます。手法とすれば、わかりやすく概要版を作成し、各世帯に配布したことは丁寧で評価できることだと思いますが、私は多くの町民と共有までできていないと感じています。町職員でも、まだ全てに目を通していない方がいるのではないかとさえ思っています。先ほどの答弁で、個人差はあるとのことでしたが、本当に共有できていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 確かに議員の言われるとおり、伝えると伝わった、これは大きな違いがあると思います。町民の皆様全てに伝わったとは思ってはおりませんが、町といたしましては、ある程度の方々には伝わっているものではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

なぜそういうことを言うかといいますと、私は残念ながらこの計画策定に関与はできませんでしたが、この計画は本当によくできていると思いますし、この構想や基本計画が浸透していれば、毎年度実施する事業や資金的支出、いわゆる投資との整合性を説明することによって、かなりの町民の理解が得られると思うからです。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この総合計画には、町民の皆さんから寄せられた問題点や要望をもとに、その課題解決に向けたさまざまな施策の取り組みを掲げておりますので、総合計画がより多くの町民の皆様浸透することにより、目的達成に向けた事業実施に当たり、理解も当然得られるものであるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

せめて第3次総合計画が存在することぐらいまでは全員に浸透するように努力をお願いしたいと思ひまして、2つ目の項目に移ります。

今や、行政も企業も、企画力と情報発信力の差で優劣がつくと言っても過言ではありません

ん。立派な計画をつくっても、町民に行き届かなければつくったでとまってしまい、本来の役割を果たさず、絵に描いた餅になってしまいます。

本計画の推進に当たり、住民に周知するため、これまで以上に発信力の強化を図る考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現在の周知方法といたしましては、ホームページ上による公開と、役場中庁舎町政資料コーナーでの閲覧となっておりますが、現状の方法により引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

現状維持ということでしたが、例えば町が発行する封筒に将来像だけでも印刷する、そういったことでもいいと思いますし、毎年度、区長会で第3次総合計画に基づいて、事業を実施しているということを説明するだけでも私は違うと思います。私が言いたいのは、計画をつくるのが目的ではない、町職員の手引書にするのが目的ではない。計画をつくって、より多くの町民にその存在とあらすじを徹底的に普及し、理解を得て、ベクトルを同じ方向に向けてまちづくりをすることが、計画を策定する目的ではないかと思うからです。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 計画の細部にわたっての理解までは、これは非常に難しいと思いますが、議員言われるように、まちづくりの基本理念や将来像について、町の進むべき道しるべとして、より一層町民の皆様と共有できるような形のをできるところから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討をお願いします。

それでは、3番目の項目に移ります。施策体系、施策内容を見ますと、非常にボリュームがあり、全部を効果的に進めるには、分野別にプロジェクトを組む手法は妥当だと感じております。

そこで伺います。前期基本計画にある分野別のプロジェクトは予定どおり推進できていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 前期基本計画における未来づくり重点プロジェクト、これは前期基本計画に掲げる35の施策体系、147の施策内容の中から、将来像である「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現への効果が特に高いとみられる57の施策内容を3つの未来づくり重点目標に整理し、前期基本計画全体を先導するものと位置づけ、全庁挙げて分野横断的・重点的に取り組むものです。

このプロジェクトの推進に当たっては、第1次実施計画により、施策の実現に向けた具体的な事業計画を策定し、これらの施策の効果を検証するため、施策項目ごとに成果指標を設定してあります。計画初年度である平成28年度の検証については、決算数値確定後に調査・検証することとなりますので、現段階での推進状況については把握できておらない状況です。今後取りまとめしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、答弁を聞いていて、1つ疑問が浮かんだことは、スケジュール上、困難だったのかなと推測はできますけれども、検証の終わらないうちに、次の第2次の実施計画が私どもに届いております。そのように聞き取れました。もし行程上、そうなってしまうとしたら、10年間続けていくわけです。1年経過しました。残り9年間ございます。早い段階で検証結果が次に反映できるような仕組みづくりが必要ではないかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 基本計画では、施策項目ごとに実施計画の見直しを毎年度行うこととしておりますので、第1次実施計画が終わる前に、次の第2次実施計画を立てる必要があります。仕組みづくりにつきましては、現在、各担当部署での調査を進めており、その後に事業評価により、細部にわたる検証を行うこととなっております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございました。

実務的には時間がない中での調整で大変なことだとは理解できますけれども、よりよく機能させるためには、工夫も必要かなというふうに感じております。どうかその辺のところもお酌み取りいただきたいと思います。

それでは、4番目の項目に移ります。構想も基本計画も大事ですが、企業や団体の単年度事業計画に匹敵する実施計画は、直近の計画だけに住民生活に直結し、最も注目される計画

だと思えます。1年で環境は変わり、優先順位が入れかわる場合も想定できます。それだけに計画の見直しもリアルタイムで柔軟性も持たなければならないと思えます。

そこで伺いますが、実施計画の見直しについては、どのような過程で実施されているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この実施計画の見直しにつきましては、前期基本計画の5年間のうち、初年度から策定した3年間の実施計画を毎年度施策項目ごとに成果指摘の達成度により進捗を管理するとともに、課題を抽出し、改善の動きにつなげるPDCAサイクルを導入することにより、見直しをすることとしております。第2次実施計画、これは平成29年度から31年度になりますが、これにつきましては、第1次実施計画の実績見込み等から19事業の見直しを行ったところです。今後は平成28年度の事業実績を踏まえ、事業評価により事業効果等の事業分析を実施し、細部にわたる実施計画の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

見直しをする際のメンバーですが、あくまでも庁内の職員だけということでしょうか。第三者をどこかのタイミングで入れるという発想はないのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 見直しのメンバーにつきましては、現状では役場庁内職員によるメンバーとなりますが、将来的には第三者による検証も必要ではないかというふうに思います。なお、現在は内部牽制の面から、各事業課による事業評価に加えまして、副町長を委員長とする庁内行政評価委員会による2次評価を実施しているところです。また、総合計画の策定に携わっていただいた総合開発審議会委員の皆様にも、事業実績等の報告により、意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

それでは、もう一点だけ、この項目について伺いますが、実際に、この今予算も厳しい状況になっております。その中で、その実施計画を検討する際に予算総額が当然あるわけですが、その中で、1年間に発生する費用、また、かといって10年のこの計画を立てているわけですので、将来に向けての投資、資本的支出も当然考え合わせなければならないと理解して

おります。それで、これは年々変わるものとは思いますが、一応皆さん方の中で、その費用と投資の割合について、念頭に置いている基準があるかどうか、その辺のところをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 実施計画を検討する際の事業費につきましては、基準というものは特に設けておりませんが、過去の実績は十分考慮する点となります。これまでの実績を見ますと、予算額に対する実施計画事業費の割合というのは、およそ2割程度というふうになっておりますので、これらが目安になるのではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。

それでは、最後の5番目の項目に移ります。よい計画ができた。あとはその計画を着実に実現させていくことだと思います。それを誰が責任を持って推進させるのか。責任を担う人によって、できればも違ってくると思われます。町民は大いに関心を持っていることだと思っております。35の施策体系、147の施策内容、それだけではありません。突発的な事故も生じてくるでしょう。そういう状況の中で、政治的空白は考えられません。この計画をより手がたく実現させるためには、経験と実行力が不可欠だと思われます。

そこで伺います。これまでの各施策の成果を踏まえ、実現可能性や継続性という視点から、今後の町政運営をどう考えているかをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの渡辺議員のご質問でございますが、継続性の視点からの町政運営をどう考えているかということでございます。

今、お話にもありましたように、大多喜町も第3次総合計画がスタートしまして1年になるわけでございます。私どもは、この計画を着実に一步一步進めてまいりたいと思っております。しかしながら、今の時代の変化というのは大変早いものでございます。その変化に即応した形の中でこの計画を進めていければと思っております。私は、この町政運営につきましては、基本的な考え方というのは、もう当初から変わらないわけでございますが、まず何よりも財政基盤の安定強化ということをやってきました。

財政基盤の安定というところは、やはり入るをはかって出るを制するという考え方がその根底にあります。そして、強化につきましては、やはり今の国の財政事情等を踏まえますと、なかなか交付金だけに頼る時代はもうそろそろ終わりに来ています。その中でやはり町自体

がどういう形で税収の減収の分を補填していくか、また稼いでいくかということになるわけ
でございます。そういうことでそれを実現できるのは、やはり人材しかないということで、
人材の育成ということをまず私は掲げております。そういうことで、町政を基本的に進めて
きているところでございます。

そして、町が今抱えている課題というものは、やはり人口減少という中で、何よりも少子
化、この少子化の最大のもととは若い方が大多喜町から去っていくこと、この定住化、ここ
にあるわけです。これが最大の課題になります。ですから若い方の定住化に向けての施策をい
ろいろと進めてきているところでございます。

その中で、私ももう7年半弱になりますかね、間もなくそういうことになるわけござい
ますが、その間、いろいろな施策の中で、いろいろ私も事業を進めてきております。そして、
その中で、私が基本的に町は今、首都圏から1時間ちょっとというこの地域の中で、中心か
ら80キロ圏ということで考えますと、この自然がこれだけ残っている地点というのは、本当
にこの地域しかないわけですね。

ですから、この地域資源というものは、しっかりと残しながら、それを生かしながら、こ
のまちづくりというのを進めてきたところでございます。ですから、私は、職と農業を通じ
たまちづくりということになります。そういったことを今まで進めてきております。

そういう中で一つの事例にはなりますが、ちょうどようやく3年前から進めていたその横
山でのコチウランの生産が始まったところでございます。これもちょうど偶然かもしれま
せんけれども、きょう、本当に第1期工事、まだ中途なんですけど、コチウランがきょう出
荷をされるということで、私のところに、その本当に最初のもが届いておりますので、ぜ
ひ見ていただきたいと思いますが、そういうことで、この事業が1期が始まったところご
ざいます。

しかしながら、この事業者とも、今いろいろ進めておりますが、2期、3期、これは決定
いたしました。これを2020年のオリンピックまでには完成させようということでござい
ます。これは、コチウランの生産、1つの事業所としては、これが完成しますと世界最大の一事
業者としての生産事業所になります。そういうことで、本町にとりましても、職と農業とい
う観点から、ぜひこれを進めていかなければならないと思っています。私も残された任期、
あとわずかではございますが、全身全霊を傾けまして、この実現に向けて努力してまいりた
いと思っていますところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 誠意ある答弁、ありがとうございます。飯島町長は、この7年間余りで、いろいろなことを手がけてられました。それだけではありません。この計画にのっていない自身の構想も、まだまだあると推測しています。私は町長ほどの重責を担ったことがないので、その責任の重さははかり知れませんが、この7年間にいろいろと町民に対して発信してきたみずからの思い、それをどのようにしてまとめていかれるのか。

一昨日の一般質問でも指摘がありました、人口の将来推計8,500人ひとつを取り上げても、1年しか経過していない現時点で、危ぶむ声さえございます。きょうも高速バス、いろんなことがまだまだ途中の、本当に始まったばかりということで、仕上げなくてはならないこと、重要課題がたくさんあると思っております。軽々に語れることではないということは十分私も認識しておりますが、たまたまこの総合計画というのが10年間という期間で定められております。その都度、担当課のほう、また町の皆さんで、いろいろと手を加えて将来の大多喜、このスローガンにある「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を目指して、住民の希望、そして夢をそのまま持ち続けられるような、そういったまちづくりを目指してのこの取り組みだと私は感じております。

この10年間という中で、先ほど、町長言われました、残りの任期、それはもう十分承知しておりますが、もう少し町長、この計画を策定した最高責任者として、計画策定してから1年ちょっとしかたっておりませんが、現時点での心境で結構ですので、もう少し先についての町長の思いをこの議会で、当然いろんなことがあると思います。言葉も選ばなくてはならないと思いますが、きょう、この場でもしお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡辺議員が、私の心情のところまでいろいろとお話をしていただきまして、私も先ほどはグランプーケのお話をいたしました。しかしながら、この7年半弱に及ぶ中で、さまざまな施策も進めてきております。そして、今、皆さんにも公表できない7年がかりの事業も今、着々と進めております。ようやく動くところまでできました。そのほかにも、さまざまな施策も今動き出しているところでございます。

しかしながら、今おっしゃられたように、これを残りの任期で全てできるかということ、なかなかそうはいかないと思います。それで、私もそれぞれの皆さんといろんなお約束をしながら進めてきておまして、その責任は痛感をしているところでございます。私もその自分の責任の中で、やはりその実現を目指して、とにかくやっつけていかなければいけないと思いま

す。そういうことで、私もできる限り挑戦できるところは挑戦してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 大変誠意ある答弁、ありがとうございました。

大多喜町第3次総合計画と第2次実施計画の着実な推進を衷心より願うとともに、まちづくりのパートナーとして一緒に推進に協力することをお約束して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここで、10分間休憩します。

（午後 3時09分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第33号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第33号の説明をさせていただきます。

議案つづりの37ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、説明の中で番号法と略称させていただきます。この番号法の一部改正により、地方公共団体が条例により独自に利用する事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の連携が可能となりましたので、大多喜町個人情報保護条例で定める内容の一部を改正するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

大多喜町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条は、この条例で使用する用語の定義を定めたもので、情報提供等記録の定義に独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供を加えるものでございます。

第28条第4項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

この条文の改正は、訂正請求に対し、保有個人情報の全部または一部を訂正した場合で、必要があると認めるときは書面により通知することを定めた第28条第4項に条例事務関係情報紹介者と情報提供者を加えるものでございます。

第30条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

この改正は、番号法の一部改正において、第26条が加えられ、第26条以下の条文が1条ずつ繰り下げられましたので、引用している第28条を第29条に改めるものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 具体的にどういうことなのか説明してください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 大多喜町では、独自に条例で定めたものとして、大多喜町子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務、それと、大多喜町ひとり親家庭医療費等の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務、それと大多喜町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務、この3つについては、今までは内部でそれぞれ利用するというような形でございましたけれども、この情報につきましては、情報提供ネットワークを利用して、地方公共団体間での利用ができると、連携が

可能となりましたので、それに合わせて法律が変わったことによって、個人情報の保護条例の中に加えたというものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論の省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） たどたどしくなると思いますが、私は、この個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場から述べさせていただきます。

個人情報、マイナンバーについては、それこそちょっと季節の変わり目になると、民間の金融を扱っている会社などからも、マイナンバー出せ、マイナンバー出せ、こんなにあちこちから、出せ、出せ、出せと言われて、本当に守れるんだろうかという恐ろしさを時々受け取るごとに感じております。利用範囲がどんどん広がっていく。財産の保護という点では、私たちは脅威にさらされているのではないかという印象を強くしています。

今回は、医療費の補助金関係のネットワークを利用するための手続上の改正だと、この条文そのものについて云々ということではありませんが、やはりマイナンバーの使用を広げれば広がるほど、情報が漏れていく。日常に幾らがちりちりやっていますと言っても、あっちこっち行き交うわけですから、本当にますます危険にさらされるという心配が拭えません。そういう点で、このネットワーク利用そのものについても賛成できませんので、この条例変更については反対いたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第34号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

議案つづりの39ページをお開き願います。

初めに、本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、平成29年2月10日に環境水道課の臨時職員が施設の巡回時に町道湯倉線から国道465号線に進入する際、左右の確認不足により、国道を総元方面に通行していましたが車両に接触し、損害を与えたもので、その修理に要する費用8万1,697円を損害賠償額とするために、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり水道施設巡回中に発生した車両事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1、相手方。大多喜町葛藤629番地、有限会社佐川商店、代表取締役、佐川文代。

2、事故の概要。

平成29年2月10日午前11時ごろ、水道施設を公用車で巡回していた環境水道課臨時職員Aが、町道湯倉線から国道465号線に進入する際に一時停止を怠り、国道を走行していた車両に衝突して相手方の車両に損害を与えたものです。

3、損害賠償額、8万1,697円。

以上で、損害賠償額を定めることにつきまして説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 質問させていただきます。

事故は、私が議員になってから何回かあるかと思います。事故の賠償額ですね、交通事故。そのたびにちょっと私したような気がするんですけども、個人名をここで、相手方、出しますよね。これは出す意味、出さないと審議ができないのか、何回もそのときに個人名出さなくても、これ審議できるんじゃないの、あえて個人名出さなくてもいいんじゃないのということを質問したところ、検討して対応しますみたいなことだったと思うんですけども、ずっと個人名が出ているんですね。仮に私の子供がどこかで事故を起こしたと、役場の職員と。そのとき、じゃ、根本年生の子供の名前がここに載って公表されるのかと。要は議会に公表されるということは、もう全面的にこう広がるということですよ。じゃ、私のせがれが事故を起こしたということがもう全部に広がっちゃうわけですよ。そういった意味で出すんですかって私聞いたら、またこう名前出してきたんです、個人名を。

これ、個人名出しても出さなくても審議はできるんじゃないですか。今回、この8万1,697円を損害額として認めるかどうかということですよ。それで、ましてこの環境水道臨時職員のほうはAとなっているわけですよ。役場の職員だけAとして、何でこの個人の方は個人名が出ているのか。それ、前も何回も私質問して答弁を得たときには、考えて検討してやるということだったんですけども、結局、個人名は出すということに決定したということで、また出ていると思いますけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 今回の事故に関しましては、相手方が有限会社佐川商店ということで、個人名ということで会社名で挙げさせていただきました。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 個人名は出さなくて会社名は出していい、それはどういった考え方なんでしょうか。何か法律でそういうふうに個人名は個人情報法等法律があってあれだけでも、会社はそういった法律がないからということですか。この個人の代表取締役の名前が出ますよね。そういった意味合いから、会社はどんどん出していいんだと。個人を隠すなら会社も隠してもいいじゃないですか。それで、個人名を出さなければ審議ができないんですかと私言っているんですよ。個人名がなくても審議はできるでしょう。まして、こうやって役

場の職員がAと個人だから出さない。別に、私、個人名出す必要はないと思いますよ。これ、個人をどうこうするという問題じゃないんだから。

○議長（野村賢一君） 質問内容はわかりました。

副町長。

○副町長（鈴木朋美君） では、その件について私のほうからご答弁させていただきますけれども、確かに根本議員のおっしゃるとおり、これ議案の提出の方法にもよるんですけども、あえて言ったとおり個人名まで出して議案をつくる必要はないと私も思います。このこと、この議案の提出の方法につきましては、先ほど話がございましたけれども、もう一度検証いたしまして、個人名を出しての議案の提出につきましては、改めていきたいと思います。

（「お願いします」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） この水道施設の巡回中という、その中での事故ですけれども、先日もこの件について私も聞いたんですが、一時停止をすべきところをしないで、そのまま走って事故を起こしたというようなことを聞いたんですが、これは保険でおりるとのことだと思うんですが、この事故の責任、個人的責任範囲というのは、全然考えていないわけですか。そこをちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 今回の事故に関しましては、公務遂行上の事故でありまして、職員の注意不足など事故の原因ではありますけれども、求償を求めるような重大な過失にはならないと判断いたしましたので、今回は求めておりません。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） こういうこともこれからは限りませんが、事故の大きさ、程度によっては、被害の状況によりますけれども、こういうことについては割合というものを検討してあるのかどうか、基準を設けてあるのかどうか、そういうところをわかれば教えてもらいたいなというふうに思うんですが。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 求償の割合でよろしいでしょうか、損害を求める。

（「基準が設けてあるかどうか」の声あり）

○環境水道課長（山岸 勝君） 町のほうで自動車等事故に伴う損害賠償等の事務処理要綱の

中でございまして、事故の種類によりまして、まず、事故の発生を認識しながら、それを容認して行った行為につきましては、100パーセントの求償を行います。また、道路交通法、飲酒運転とか無免許運転に違反した場合におきましても、100パーセントの求償を求めます。また、それ以外の道路交通法違反の事故を起こした場合に10パーセント、そのほかでございましたら、そのほかの過失の度合いが低いものに関しましては、0パーセントということで定められております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 当然、この事故においては、法律で一時停止しなくちゃいけないというところを一時停止しないで行ったということだと思うんですが、これは法律で定めてあるところというのは、危険だから一時停止をするようにしてあると思うんですね。それを守らなくちゃいけない、守るべきものを守らないで行って事故を起こしたということについては、こういう問題は、個人的にもある程度責任があるんじゃないか。まずは全部、その事故について、負担をしていくということについては、事故が起きればそれだけ今度は町の保険の金額にも影響してくる、そういうものが添えてくるというようなことになると思うんですが、一般では、こういうことであると、交差点であってもですね、法律を守らなかったところが7・3とか、8・2とか、そういうような状況で、負担しなくちゃいけないような、一般ではね。だけど、これは町の巡回中であるために、町が負担をしていくような、そういう形をとっているんですかね。これからもあることですが、そういうところの法律で定められているそういうものに対しても、やはり守らなければいけないものを守らずに行って事故を起こしたということについては、ペナルティーはある程度かけても、私はこれは仕方ないんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、議員のご質問にお答えしたいと思います。

やはり議員のおっしゃるとおり、これは一時停止を怠っていますので、これは過失はあります。職員に対してですね、過失はあると認識しております。

そういう中で、まず第1に、民法の中の規定でいっても使用者責任というものがございまして、ですから、町が全額賠償するというような形になるかとは思いますが。これは国家賠償法においても同じであって、職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体はこれを賠償する責に任ずるということでございますので、これは町に賠償する義務があるということになります。ですから今回の議案を出させ

ていただきました。

それと、次にその過失の割合ということなんでございますけれども、一つは、国家賠償法の中では公務員に故意または重大な過失があったときは、その公務員に対して、求償権を有するというような規定になってございます。この故意または重大な過失というものが、重大な過失でございますので、どういう場合かという、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでもわずかの注意さえすればたやすく違法、有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態であるということで、これは最高裁の判例が出ております。

それを考えたときに、これは過失はあるけれども、重過失まではなかなか問えないんじゃないかという点が1点と、それと今回のものにつきましては、やはり車両事故というのは、ここ数年、必ずないわけではないというふうに認識しております。車を運転する限り、事故に遭う可能性はございます。ですから町でも必ず保険に入っております。

今回のものにつきましては、保険の範囲内で全て賄われるということですね。実質的に町の損害というものは発生していないという現状でございますので、求償権も発生していないということで、あと保険料の関係でございますけれども、保険料につきましては、定額になっておりますので、事故の発生によって保険金が上がるとか、そういう状態ではございませんので、その辺でご理解していただければというふうに思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、今のご答弁の中で確認させていただきたいんですけれども、今回、相手方に対する賠償責任ということでは町が負うということはわかりました。今回のこの事故におきまして、町のほうの車両とそういったものに対する破損とか、そういったものはなかったのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 町の車にも当然損害がありました。それにつきましては、町で加入しております車両保険において対応してございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それも先ほどご答弁いただいたように、運転していた人に対しての一切の過失はないというふうに判断をするという形になるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 先ほど来、お話しさせていただいておりますけれども、職員に過失はあります。ただ、重大な過失はないということで、ご説明させていただいておりますけれども、それと損害額という考え方ですけれども、何かしら補填される場合については、その損害額についてはなかったというふうに見るのが相当だと言われておりますので、それについては保険で全額賄えた範囲だということで、それについては求償しないというような形でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 先ほども、議員からお話がありましたけれども、このところ、やはり職員の皆さんによる事故が小さいものを含めまして多いように感じております。町としては、職員に対するこの交通安全教育というか、運転に対する教育というのはどのような形で進めていただいているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） まず、免許の確認というのを必ず実施しております。この職員がどのような免許を持っているかということで、それと自分の車に対する加入保険、そういったものも確認してございます。

それと、事故の関係につきましては、ことしも、多分4月の段階で通達ということでですね、職員に通達を、その中身をまだ十分に確認しておりませんが、通達を職員には必ず出してあります。それで注意喚起は促しておりますし、また事故が発生するたびに、それぞれ所属するようなどころには、十分注意もしておりますし、また、各所属長においては、もう十分その責任を感じていて、その交通事故には十分注意するようという、特に公用車を運転しての事故ということですね、それについては、注意徹底しているようなどころでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 当然、役場の公用車は全部、対人対物入っていると思うんですけども、それは一般的な保険というか、死亡した場合とか、そういうあれは、どのような内容かちょっと。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 今、手元に詳細なものがございませぬけれども、お答えさせていただきたいと思っております。

対人については、無制限ということでございます。対物についても、無制限で入っていたというふうに認識しております。

あと、車両保険については、その存在、残存価格ですか、その車両の残存価格で加入しているということでございます。

(「ありがとうございます」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第35号 平成29年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第35号の説明をさせていただきます。41ページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,243万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,743万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。46、47ページをお開きください。

2歳入、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金3,758万9,000円の増額補正は、今年度整備する小規模多機能型居宅介護施設への交付金でございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金35万円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

次の款20諸収入、項5雑入、目2雑入450万円の増額補正は、職員の死亡に伴う団体生命共済からの職員弔慰金100万円、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金250万円、消防団員の死亡に伴う公益財団法人日本消防協会からの消防団員等福祉共済金100万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費100万円の増額補正は、職員弔慰金による交際費の補正でございます。

目6企画費250万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの助成事業助成金による実施事業への助成金でございます。これは一般コミュニティ助成事業として、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に対する助成でございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目5介護保険事業費3,768万9,000円の増額補正は介護保険特別会計への事務費繰出金10万円と県の交付金を財源とした今年度、町内に整備する小規模多機能型居宅介護施設整備事業への補助金でございます。

次の款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費100万円の増額補正は、消防団員の死亡に伴う消防団員等福祉共済金の交際費の補正でございます。

次の款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費25万円の増額補正は、平成29年4月に改訂された学習指導要領により、平成32年度から完全実施される英語教育を計画的に実施するため、平成30年度からの先行実施に向けた英語教育支援業務を委託しようとするものでございます。

以上で、議案第35号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、49ページの企画事務費、コミュニティ助成事業助成金についてご質問させていただきます。

この事業の交付団体はどこに、またどういったものを対象として求めたものに対する経費なのかをお伺いしたいのと、この助成事業を実施するに当たりまして、どのような方法で応募が行われたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このコミュニティ助成事業でございますけれども、先ほど財政課長のほうから、大まかな説明がありましたけれども、公募の対象団体は、老川地区にありますやまゆりの会、これは旧老川小学校の維持管理をしている団体となっております。その団体に、イベント用のステージ、それから音響機器、こういったものを購入するための助成金として交付をするものでございます。

この一般コミュニティの助成事業というのは、過去には余り例がないんですけれども、町のほうでこの助成事業を受けたことはあるんですけれども、あとそれから、コミュニティ施設と要するに集会所ですね、そういった助成事業というのは受けたことがあるんですけれども、これまで一般のコミュニティー団体については例がなかったと思います。

今回このコミュニティーを募集するに当たって、ホームページによりまして募集を行って、この募集によって応募してきた団体を対象にして、これが直接すぐに対象となるかといいますと、そうでもなくて、一度県に申請して、県で審査をしまして、それからまたさらに自治総合センターのほうでまた再度協議されて承認されるというような形になっております。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今のお話がありましたように、私の感じましたのは、このイベントの舞台ですとか、音響装置というのは、どちらかといいますと旧老川小学校に設置をさせていただいて、皆さんで使っていただくというような、そういうものなのかなと思っておりましたので、やまゆりの会がこの助成事業を受けたということで、今後のこの維持管理は、やまゆりの会が行っていくということになるのでしょうか。

それと、こういう一般コミュニティ助成事業、ホームページで公募をされたということでございましたけれども、ホームページだけであれば、この事業を実施するということを知っている団体は名乗りを上げることができると思いますけれども、そうでないところは、この応募をしているということさえも気づかないままに終わってしまうのではないかと考えております。

こういったものに関して、何か別の周知の方法も並行して必要ではなかったのかなと思うんですけれども、要するに一般コミュニティ助成事業を、今までは町しかやっていなかったものを今回ほかの一般の団体というんですかね、が応募したわけですから、ほかのところでももしかしたらこの事業を使いたかったということもあるのではないかとと思うところで、周知の方法として、ほかにはなかったのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、私のほうからご答弁させていただきますけれども、この事業につきまして、ご存じのように、ことし4年目になるんですが、老川小学校で地元のシンガーソングライターさんが、これまで自分の手づくりの舞台、それも近所のお店からビール瓶の箱を借りてきて、それを敷き詰めてその上にコンパネを敷いたような舞台と、あと音響設備についても、友人から借り上げたものとか、そういったものでやっておったんです。ここにきて、4年目になるんですけれども、ことしも5月の連休の4日、5日ですか、開催したんですが、年々、観客数がふえておりまして、ことしでも1,000人以上の方が来ているんじゃないかと思えます。

そういう中で、いろいろ相談を私も受けていたんですけれども、それで、今、企画課長からも話があったんですけれども、この事業について、では、やってみようかということで、申請しましたら、だめもとでやってみたんですけれども、たまたま採択を受けたということで今回整備できたんですが、この事業につきまして、要するに宝くじの助成事業なので、宝くじの普及というものをやはり設備にマークを入れなくちゃいけないんですが、それで、これからもやまゆりの会だけじゃなくて、町内でほかの団体で、この舞台を使ったり、音響を使ったりするような要望があれば、これは積極的に宝くじ事業の普及もございますので、積極的に貸し出しをしていきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。よろしくお願ひします。

それでちょっと確認だけでいいのでお聞きするんですけれども、やまゆりの会は旧老川小

学校の維持管理事業として草刈りや建物の修繕を行っていただいているという認識であります。ここでは老川小学校の指定管理者にはなっていないという、そういった認識でいるんですけれども、それは間違いないということによろしいでしょうか。これをちょっと確認だけでございます。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 山田議員言ったとおり、指定管理者ではございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 49ページなのですが、民生費の介護施設等整備事業で、この小規模多機能型の介護事業所、計画をして、始めようという方は個人ですか、それとも法人なんでしょうか。いつごろこの計画は出てきているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ご質問にお答えしたいと思います。

整備を進める者は、有限会社、法人となっております。この計画は、大多喜町介護保険福祉計画及び第6期介護保険事業計画におきまして、平成30年度までに小規模多機能型居宅介護サービスの整備を目指すこととしておるため、平成28年度に整備事業者のほうを公募し、選定し、平成29年度で整備を行い、30年4月からサービスを提供してもらう予定ということで、事業のほうを進めております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 関連です。この事業者のおつくりになる場所、それから規模、それから、今、有限会社ということですがけれども、その組織名称と事業所の登記簿上の会社のところを教えてくださいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ご質問のほうにお答えいたします。

整備予定地は、大多喜町久保21番地の1、場所ですと、千葉銀行の駐車場の脇の細い道を町営駐車場のほうに入って行きまして、町営駐車場を左手に見て過ぎまして、その先、多分五、六十メートルぐらいだと思っておりますが、右側に竹の林があるんですが、ちょうどその反対側に家と家の間に空き地がございます。そこになっておりまして、敷地面積のほうは、

整備予定者のほうから出してもらった書類では585.65平方メートル、建物につきましては、床面積、木造平家建てで311平方メートルです。

整備事業者の正式な名称ですけれども、有限会社長寿松。

(「もう一回」の声あり)

○健康福祉課長(西川栄一君) 有限会社長寿松。

(「文字だよ」の声あり)

○健康福祉課長(西川栄一君) 長い、寿、それから松と、普通の松、木の松ですね。長寿松でございます。

(「長寿松か」の声あり)

○健康福祉課長(西川栄一君) はい。

住所ですけれども、茂原市下永吉1678番地の8でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) すみません、課長、関連なんですけれども、小規模多機能ですから、どの程度の規模、つまり簡単に言うと、ある程度の会員を募るような形になると思うんですけれども、普通の規模よりもかなりの会員数が見込まれるというふうですよ。小規模多機能ですから、何でもできるわけですから。それを教えてください。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) 今回の小規模多機能の整備に当たりましては、公募のほうで行いまして、公募の募集要項の中で、登録定員29名以下ということで募集要項のほうを定めて募集しております。

○議長(野村賢一君) よろしいですか。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 最後の質問です。要するに、この長寿松さん、私もよく存じ上げないんですけれども、どの程度の企業展開といたしますか、こういうものをやっているのか、もしおわかりになりましたら、そして代表取締役、わかれば教えてください。これはもう、通告も全くありませんので。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) まず、有限会社長寿松の事業の内容ですけれども、同一法人による介護保険施設等の運営状況といたしまして、勝浦市、それから白子町のほうに、グル

ープホームですね、認知症対応型共同生活介護、大多喜町でいいますと風鈴花さんと同じような施設を1施設ずつ整備・運営しております。それで、茂原市のほうで、小規模多機能型居宅介護ということで、今回整備する同じ規模のものを29名ということで整備・運営しているところでございます。

代表者は、代表取締役、猪谷典子ということで、応募をされたときの代表者はそのようになっております。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにありませんか。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) すみません、ちょっと戻るんですけども、先ほどのコミュニティ助成ですか、やまゆりの会がもらえるということで、所有するに当たって、所有するという事は、それなりの責任が出てくる、管理責任、いろんな面でやまゆりの会に負担が今後出てくるんじゃないかなろうかという気がしてなりません。やまゆりの会の皆さんが、ボランティアで一生懸命あそこの清掃活動とか、いろんな面でやっています。ものを所有するという事は、それなりの責任が出てきて、いろいろまた、やまゆりの会に負担がかかるのではなからうかという思いがありますけれども、その辺は借り上げ、音響施設が故障したとか、物が壊れたとか、いろんな面で、どこかに貸し出すといっても貸し出す責任とかなんとかも出てくるんじゃないかなろうかと思えますけれども、その辺は役場としてはどのようにやまゆりの会に配慮しているのか、ボランティアやっているやまゆりの会に負担がいくということは決して本意ではないと思っています。

それと、もう一点、すみません、先ほどの介護施設の件ですけども、あそこの通り、石畳ですよ。たしか石畳じゃありませんでしたか。石畳ですよ、あそこ、違いますかね。

(「石畳」の声あり)

○4番(根本年生君) 石畳ですよ、道路が。それで非常に狭い。普通自動車ですれ違いが、片方がとまっていればいいかわからないけれども、普通自動車ではすれ違いができないんじゃないかなろうかと思って、あの石畳のところであればね。

それで、石畳も、近年、非常に破損状況が悪い、それは建設課長に聞いてみればわかるけれども、そちらこちらで石畳が割れたり、かたんことん鳴ったり、非常に近隣の方々が通行するに当たっても、また、観光客の方が通行するに当たっても、非常に危険な状況なところが多い。そこに多機能型のこういった施設ができて、車両もふえる。その辺の対応はどのよ

うになっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、まずやまゆりの会の件ですけれども、確かに結構高価な備品でございますので、音響だとかそういったものもありますので、中には壊れる場合もあるかと思えます。しかしながら、本当に大きな損害が近年に出た場合には、やまゆりの会も、今、会員50人いるんですけれども、その会費だけではちょっと修繕も難しいことも出てくるかと思えます。できればそういうことがないようにはしたいと思うんですけれども、もしそういう事態が発生した場合には、またやまゆりの会のほうで、いろいろ役員もおりますので、そういう方と相談しながら、私としては、もし大きな事故が発生した場合は、できれば町のほうからも応援いただければありがたいというふうに考えております。応援いただけるかどうかはわかりませんが、そういう形でやっていただければありがたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 石畳のところということと、狭い道ということで、どうなっているかということでございますけれども、小規模多機能型のこの事業所につきましては、住宅地の中で、できるだけ地域の人たちが通いを中心に介護サービスを受け、また本人の状況、希望に応じて、訪問介護やショートなどを組み合わせて利用するというようなコンセプトの事業所になっておりますので、余り住宅地から離れたところというのはちょっと難しいのかなということで、今回その場所になっているんですが、場所選定については、公募した事業者のほうで、あの場所を選定して、募集した、今回の募集については、公募については2者あったんですけれども、あちらの長寿松というところが決まりました。

これについては、選定委員会のほうで吟味して決まったという件もありますので、交通事情とかその辺まではちょっとそのときは吟味しておりませんでしたが、場所的な面ではその施設のコンセプトからはいいのかなというところで、あそこになっております。

交通の面ですとか、石畳の破損等については、今後整備する事業者には、このような意見があったということと、当然車等使用することと思えますので、それについては町のほうとしても十分注意して、対応していってほしいということをお願いしていきたいと考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。先ほどのやまゆりの会の、確かにいろんな面でやまゆりの会に負担がふえてくる可能性が大いに考えられます。その際には、やまゆりの会に負担を

求めるというのは非常に難しい面があると思います。その辺は町のほうは、ある程度のいろんな面で、いろいろまた面倒を見てやるというか、そういった考えでよろしいのかということと、先ほどの石畳の件はわかりました。あと建設課、あれ、たしか石畳の状況、そんなによくないですよ。年がら年中、住民から壊れた、直してくれという苦情が絶え間なく来ています。そういった状況が今後ますますふえると思うんですけども、その辺の対応は大丈夫ですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 石畳については、そういう声もありますので、そこだけじゃなくて、そこにもあるし、千葉銀の裏にもありますので、また点検してみたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 教育費のところですけども、英語教育支援アドバイザー業務委託料全体について説明してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほど、概要については財政課長のほうからご説明申し上げましたが、詳しい内容についてご説明申し上げます。

先ほど説明ありましたとおり、ことしの3月31日に小学校及び中学校の各学習指導要領の全部を改正する告示が公示されまして、その改正では、外国語の教育の充実が図られました。小学校では、平成32年度から小学校の中学年、3、4年生から外国語活動が、5、6年生は英語科として実施される予定でございます。

大多喜町では、既に保育園から英語と触れ合う機会を設け、取り組んでおりますので、それを今以上に活かしていくためにも、来年度から先行実施していく計画でありまして、その計画をスムーズに実行に移すため、専門的な知識と、授業単体ではなく、町全体の英語教育に対して総合的に第三者から専門的な助言をいただくことが必要ではないかというふうに考えております。

よって、来年度からの選考実施に向けて、その現状、今の現状を分析しまして、課題を洗い出して、来年度からの計画をつくって、夏休み前から着手をし、準備を進める必要がありますので、今回は専門知識を有している個人と業務委託契約を締結して、英語教育を教える体制をきちんと整えていくという、そのための準備を進めていくために、今回業務委託をすることとさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第36号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第36号についてご説明させていただきます。

51ページをお開きください。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,808万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、56、57ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額38万8,000円は、前期高齢者関係事務費拠出金の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、次のページ、58、59ページをお願いいたします。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者事務費拠出金、補正額38万8,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの通知により、単価の改定があり、予算の不足が見込まれることによる補正でございます。

以上で、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第37号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第37号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

議案つづり61ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、介護保険関係職員の産前・産後休暇等の取得予定に伴い、臨時職員を雇用するため、歳入歳出をそれぞれ増額するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,030万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、66、67ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、10万円の増額補正は、臨時職員の雇用に伴い、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。68、69ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、10万円の増額補正は、臨時職員の賃金の補正でございます。

以上で、平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 産休といたら長くなると思いますけれども、臨時職員の10万円とい

うのは随分低い金額だなという印象があります。説明してください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 野中議員のおっしゃるとおり、ちょっと少ない金額だと思うんですけども、今回の産前・産後休暇を取る予定の職員につきましては、介護保険の事務のほうを担当している職員でございます、ある意味、専門的な部分が多くて、臨時職員で対応できる分が少なく考えております。今回の10万円の補正につきましては、臨時職員で対応できる部分の事務について計上してありまして、各種郵便の大量発生があったとき等を14日見込みまして、今回10万ということで補正のほうを上げさせていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日7日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。
ご苦労さまでございました。

（午後 4時24分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年9月6日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 麻 生 剛